

平成 2 2 年 6 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月8日)

- 議事日程
- 本日の会議に付した事件
- 出席議員
- 欠席議員
- 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名
- 職務のため出席した者の職氏名
- 開会宣告
- 議事日程説明
- 開議宣告
- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 諸般の報告
- 町長行政報告
- 一般質問
 - 竹 河 十九巳 君
 - 横 嶋 隆 二 君
 - 梅 本 和 熙 君
 - 稲 葉 勝 男 君
 - 谷 正 君
- 散会宣告
- 署名議員

平成22年6月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成22年6月8日(火)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	飯泉孝雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君

教育委員会 事務局長	大野	寛君	上下水道課長	山田	稔君
会計管理者	奥村	豊君	総務係長	大野	孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田	忠蔵	主	幹	大年	美文
--------	----	----	---	---	----	----

開会 午前9時30分

◎開会宣告

○議長（漆田 修君） 皆さん、おはようございます。

6月定例会開会に先立ち、2点ほどご案内をいたします。

国においては、6月1日から9月30日までの間、クールビズを推奨しておりますことは、ご案内のとおりであります。当町議会もこれを踏まえ、ノーネクタイ、ノー上着を励行しますので、ご協力をお願い申し上げます。また、携帯電話について、マナーモード、または電源を切るなどの対応をお願い申し上げます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成22年6月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（漆田 修君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（漆田 修君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田 修君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1番議員 竹 河 十九巳 君

◎会期の決定

○議長（漆田 修君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの4日間にしたいと思います。
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日6月8日から6月11日までの4日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（漆田 修君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

平成22年3月定例会以降に開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりで、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（漆田 修君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。
町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○議長（漆田 修君） おはようございます。

本日より6月定例会、よろしくお願いを申し上げます。

平成22年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、6項目について行政報告をいたします。

1、庁舎建設について。

昭和33年に建設をされた現庁舎の老朽化及び耐震化の改善を図るため、昨年9月、南伊豆町役場庁舎建設事業推進本部を発足し、10月には南伊豆町役場庁舎建設検討委員会を設け、その中で、南伊豆町新庁舎建設基本構想及び南伊豆町新庁舎建設基本計画をまとめ、答申を受けました。

3月に入り、新庁舎建設設計業務をプロポーザル方式によりプレゼンテーションを実施した結果、裾野市の株式会社池田建築設計事務所に決定し、4月5日に契約を締結いたしました。平成22年度に入り、事務局レベルで設計協議を行い、庁舎設計図案を作成し、その原案を庁舎建設検討委員会で協議、検討、さらなる設計変更、訂正をかけているところであります。

今後は、庁舎建設検討委員会協議のもと、職員の提案等も加味し、よりよい設計構想を作成して、10月には工事の発注を目指してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

2、放課後児童クラブ開設について。

働きながら子育てをする家庭にとって、保育所と同じように必要な施設である放課後児童クラブを、本町におきましても、4月に町立南中小学校の空き教室を利用し、開設いたしました。施設整備につきましては、平成21年度中に地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、事業費1,150万円をかけ整備させていただき、運営は子育て支援事業を活動目的に掲げる、南伊豆町下賀茂113番地、特定非営利活動法人クーラーと455万2,000円の事業委託契約を結び、公設民営方式で事業を実施いたしております。

平成22年4月末現在の実施状況ですが、対象学区は町内全学区とし、開設日は学期及び長期休業中の月曜から土曜日、開設時間は、平日においては下校時から午後6時まで、土曜日及び長期休業中は午前8時から午後6時までとし、平日定員30名に対し20名の申し込みがありました。利用児童の内訳は、1年生から3年生までの低学年が19名、4年生から6年生までの高学年が1名となっております。また、学区別内訳は、南中小学校17名、南上小学校1名、南伊豆東小学校2名となっております。

今後も、国の定める放課後児童クラブガイドラインに沿って、運営状況を定期的に確認し、必要な指導、助言を行い、質の向上に努めてまいります。

3、幼児専用バスの運行について。

本年4月から、手石保育所と南崎保育所が統合し、新南崎保育所として開所いたしました。今回の統合につきましては、手石保育所の保護者の皆様、南崎保育所の保護者の皆様、地域

の皆様方のご理解とご協力をいただき、統合がなされたものと心から感謝申し上げる次第であります。特に、手石保育所の保護者の皆様には、園児の送迎が遠くなってしまうのご意見等もございましたが、特段のご理解とご協力をいただき統合できましたことに、改めて厚くお礼申し上げます。

そうした中、保護者の皆様のご負担を幾らかでも軽減できるよう、3歳児から5歳児を対象に幼児専用バスでの送迎を始めることといたしました。当初、30名程度の利用を考えておりましたが、現在、38名の園児が利用しております。地区別の利用を見ますと、南中地区15名、竹麻地区20名、三坂地区1名、南崎地区2名となっております。

町で初めて導入いたしました幼児専用バスでありますので、これからは、保育所への送迎だけでなく、各保育所、幼稚園で行われる園外保育の足として利用できれば、今まで保護者をお願いしておりました送迎の負担軽減はもとより、よりよい保育環境が整うことと推察いたします。

今後は、保護者、保育所、幼稚園と連携をとりながら、幼児専用バスの有効利用を図ってまいりたいと考えております。

4、南伊豆町緊急経済対策事業について。

南伊豆町緊急経済対策事業としまして、現在までの状況を報告させていただきます。

(1) 平成20年度と平成21年度の2回にわたり、商工会発行の商品券総額3,000万円への15%プレミアムに係る補助事業を実施し、いずれも販売期間中に完売して、大変好評を得たところであります。その結果、南伊豆プレミアム商品券第1弾として、平成21年2月から平成21年7月までの6カ月間、総額3,000万円の15%プレミアム商品券発行事業を実施、その売り上げ構成比については、町外資本大型店が40%、ガソリンスタンドが13.2%、一般小売店46.8%の結果になり、地元商店で60%の消費となりました。

続いて、南伊豆プレミアム商品券第2弾として、平成21年8月から平成22年1月までの6カ月間、総額3,000万円の15%プレミアム商品券発行事業を実施、その売り上げ構成比については、町外資本大型店が54.7%、ガソリンスタンドが12.2%、一般小売店33.1%の結果となり、地元商店で46%近い消費があり、売り上げ構成比は減少したものの、地元商店の内需拡大と景気浮揚の目的が図られた結果となりました。

(2) 中小企業者の経営の安定と合理化を図ります。短期経営改善資金と小口資金の利子補給の上乗せにつきましては、平成21年1月から平成21年3月が短期3件で960万円、小口1件で350万円、平成21年4月から平成22年3月までが短期10件で4,480万円、小口が8件で

2,456万円となりました。この利子補給の上乗せにつきましては、平成22年度におきましても継続実施いたしております。

(3) 宿泊客増につなげます南伊豆町プラチナ利用券誘客事業につきましては、発行人員が362名、うち旅館が132名、民宿が730名で、約130万円の実績となりました。

(4) 富士山静岡空港インバウンド事業につきましては、モニターツアーと韓国での南伊豆町のテレビ放映を実施、多くの韓国人が訪れるきっかけとなっております。また、中国人向け個人観光ビザ査証の発行要件が7月から大幅に緩和されることとなったことを受け、これを好機ととらえ、受け入れ体制の整備等も推進してまいります。

このように、各種施策を実施、継続したことにより、町内の内需拡大、また景気浮揚が図られ、南伊豆町の緊急経済対策事業の所期の目的が達成されました。今後も、経済状況など動向を注視しながら、また新たな需要に対応する対策を積極的に推し進めてまいり所存であります。

5、自然まつりイベント等について。

(1) 長者ヶ原山ツツジまつり。

本年も昨年に引き続き、地元伊浜区、天神原区、長者ヶ原管理組合等のご協力を得て、5月5日から5月20日までの16日間、第7回長者ヶ原山ツツジまつりを開催いたしました。

ことしは気温が低く、開花がおくれ、2分から3分咲きでのスタートとなりました。期間中の来場者は2,469人で、前年比115.3%となりました。来場者の居住地区内訳は、県内1,936人、県外533人、5月8日が最高で405人の方をお迎えすることができました。

このイベントは、旅行代理店や電話等の照会も多く、公園全体のツツジの木が成長しますと一大イベントに成長する可能性を大いに秘めているものと考えております。まつり期間中、交通規制にご協力いただきました天神原区民を初め関係各位に深く感謝申し上げ、今後とも一層のご協力とご支援をお願いする次第であります。

(2) 自然まつりゴルフ大会。

4月4日に開催された自然まつりゴルフ大会もことしで33回目を迎え、参加者は88名と対前年比86%となりました。これは例年宿泊者の部が減少してきているため、昨年より町民の部と宿泊者の部を合同にすると同時に、開催日を月曜日から日曜日に変更いたしましたが、ことしは地元参加者が各地区の行事等と重なり、地元参加者数が減となりました。参加者は年々減少していますが、参加者の評判は非常によく、南伊豆町のリピーターの拡大につながるイベントとして認識しております。今後ともダイレクトメールやポスター告知、チラシ、

インターネットでの募集など、多方面からの対策を講じながら集客増を目指してまいります。

(3) 乗馬体験。

4月29日に開催された乗馬体験の日は、85人の親子連れでにぎわいました。親子での引き馬体験や馬との触れ合いなど、気軽に参加して楽しめる町民や観光客の参加型イベントとして定着してきました。問い合わせも非常にふえており、参加者は年々増加しておりますので、今後も親子や観光客、町民が一緒になって楽しめるイベントとして継続しながら、体験型観光に育てていきたいと考えております。

(4) 竹の子狩り。

竹の子狩りは年々一般客、団体客とも減少傾向にあり、非常に苦戦を強いられております。ことしは4月の天候に恵まれず、土日の入り込みが大幅に前年を下回りました。当町より都市部に近い場所での竹の子狩りが開催されていることも、減少の一因とも考えられます。また、当町の4月の宿泊客も年々減少しており、宿泊施設でも対応に苦慮している現実ですが、さまざまな体験観光と宿泊を結びつけた企画等も考えながら、エージェントへの営業を強化する所存であります。今の観光客のニーズは、自然に触れ、体験し、味わうなど、その価値観が変わってきております。広大な竹林を利用したイベントや企画を考え、竹の子狩りと温泉、食などを組み合わせて、豊かな自然を生かし、当町の魅力アップを図りながら情報発信に力を入れていく所存でありますので、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

(5) 道の駅・下賀茂温泉湯の花入り込み状況について。

昨年2月1日にオープンしました湯の花観光交流館は、同年10月1日、国土交通省から認定を受け、道の駅・下賀茂温泉湯の花としてオープンし、初代駅長に村田俊英観光協会長が就任し、静岡県内では20番目の道の駅となりました。道の駅となり、どなたでも立ち寄り、休憩できる施設として広く紹介されるようになりました。同時に、アマチュア無線家による新道の駅・下賀茂温泉湯の花情報発信が多く行われ、北海道や鹿児島など、遠方から訪れる方も見受けられるようになりました。

このような、施設の質の向上を受け、本年は2月5日から第12回みなみの桜と菜の花まつりを、湯の花観光交流館に拠点を置き、スタートしました。まつり期間中の入り込みは、後半の天候不順等もあり、前年対比96%の32万7,000人（延べ人数）となりました。また、湯の花観光交流館の桜祭り期間中の入り込みは、出店が20店を超え開業し、ボランティアガイドも常勤、バス・乗用車も駐車できることにより、湯の花観光交流館への来客が多くなりました。前年比で交流館バス台数141%、乗用車113%、湯の花直売所は118%、展示館99%、

観光協会窓口とボランティアガイド案内合わせて129%、多目的室は68%の結果でしたが、総数で対前年比129%、9万3,324人と大幅に増加しました。

今後も、湯の花観光交流館はにぎわいと交流の場として、町民や観光客の皆様方に愛される、立ち寄りやすい道の駅・下賀茂温泉湯の花を目指していく所存であります。

6、主要建設事業等の発注状況について。

平成22年度第1四半期（4月から6月）における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

総合行政情報システム機器保守点検委託242万9,916円、株式会社TKC。総合行政情報システムソフト賃借1,103万7,096円、株式会社TKC。総合行政情報システム機器賃借803万2,500円、東芝ファイナンス株式会社。南伊豆町冷氣データベースシステム賃借257万5,440円、株式会社プレステック。

平成22年度南伊豆町新庁舎建設実施設計業務委託3,360万円、株式会社池田建築設計事務所。戸籍電算化事務システム賃借360万3,600円、NTTファイナンス株式会社東海支店。在宅高齢者等給食サービス事業委託1,084万2,891円、社会福祉法人シユウカイ。子ども手当システム改修委託357万円、株式会社TKC。可燃物収集業務委託2,252万8,800円、サイトウヨシフミ。一般廃棄物分別収集運搬業務委託2,368万1,700円、株式会社栄協メンテナンス。集落排水施設管理委託351万円、入間区長外岡ヨイチロウ。広告誘客宣伝事業委託380万円、南伊豆町観光協会。湯の花観光交流館指定管理委託440万円、南伊豆町観光協会。遊休農地美化業務委託308万3,850円、南伊豆町農業振興会営農センター一部会。小学校教育用情報機器保守点検260万1,996円、有限会社村上書店。小学校教育用パソコンリース282万888円、富士通リース株式会社鶴岡支店。南伊豆中学校教育用情報機器保守点検委託201万6,000円、株式会社下田OAシステム。南伊豆東中学校教育用情報機器保守点検委託201万6,000円、株式会社下田OAシステム。中学校教育用パソコンリース444万1,500円、日立キャピタル株式会社。南中小学校放課後児童クラブ運営委託455万2,500円、NPOフーラ。

平成21年度地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業普通河川トリヤガワ河川改修工事3,076万5,000円、オサダ建設工業株式会社。

平成21年度21年債伊浜漁港災害復旧工事3,465万円、株式会社古川組静岡支店。

平成22年度普通河川小沢川河川改修工事367万5,000円、株式会社西田。

平成21年度地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業銀の湯会館機械設備等改修工事1,701万円、株式会社シオザキ工業。

平成22年度二条地区配水管布設がえ工事451万5,000円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。

以上で、平成22年6月定例会の行政報告を終わります。

○議長（漆田 修君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（漆田 修君） これより一般質問を行います。

◇ 竹 河 十 九 巳 君

○議長（漆田 修君） 1番議員、竹河十九巳君の質問を許可します。

竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 通告書に従って、一般質問をさせていただきます。

最初に、共立病院問題について伺います。

4月16日、共立湊病院組合の正副管理者である南伊豆町長と下田市長は、下田市役所で記者会見をして、新病院の指定管理者として、神奈川県海老名市に本部を置く社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスに絞り、基本協定に向けた協議を行うことを明らかにし、また、4月28日、下田市・賀茂郡6首長により構成する共立湊病院組合運営会議で、神奈川県海老名市に本部を置く社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスに絞り、交渉を進めることを大筋で合意した。また、指定管理者候補については、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスで進めていくとの方針に、出席首長から反対意見はなかったと報道されております。そこで町長に伺います。

指定管理者候補との交渉の進捗状況はどうなっているかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この指定管理者の選定ということではありますが、この指定管理者候補である社会医療法人

ジャパンメディカルアライアンスとは、今、交渉協議に伴う、まさにその最中であります。このため、このことについては、双方が秘密保持契約を結んで協議を進めておりますので詳しい内容等についての説明は控えさせていただきますが、現時点では、指定管理者の指定に伴う指定管理者指定申請書及び病院運営の委託契約書となる基本契約書の作成に向けて調整をしているということでもあります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、平成21年10月13日に公示され、11月6日までに7社が参加を表明し、12月11日の期限までに提案書が出されて、当初、12月20日に公開ヒアリングを実施する予定であったが、直前に指定管理者の辞退があり延期されていた新病院建設施工プロポーザル協議審査会が4月10日に実施され、5回の審査委員会の開催を経て、4月19日、審査結果が発表されたところでもあります。それによれば、戸田建設横浜支店が選ばれ、戸田建設横浜支店の計画では、新病院は鉄筋コンクリート3階建て、一部4階建てで、総工費17億8,185万円としております。新聞報道によれば、町長は6市町の議会などを早期に開催し、正式に決定したい、2012年5月をめどに開院したいと話したと報道されております。そこで町長に伺います。

新築設計施工業者に戸田建設横浜支店が選ばれた理由、また、その後の進捗状況はどのようになっているかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この、いわゆる病院の建設工事についてということではありますが、病院組合では、新病院の建設に伴う公募型のプロポーザル協議の実施を決定して、そして同協議の審査委員会で定めた審査基準に基づき、特定者を選定いたしました。これは、応募7業者による公開ヒアリングを経て、本年の4月19日、審査結果が発表され、特定者として戸田建設株式会社、次点者に株式会社フジタが選定をされました。同審査結果報告書は首長会議、組合議会にも報告し、了済済みであり、病院組合ホームページでも公表をされておるところであります。新病院の開院予定を平成24年5月として、そして、特定者との事前設計協議などの調整を、今進めておるところであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、平成23年3月、来年3月で地域医療振興協会の指定管理者の指定管理者期間が終了することになっております。新病院建設までの医療空白が心配される場所であります。地域医療振興協会は、厚生労働省と総務省が所管する行政委託型公益法人であり、僻地保険医療対策費の名目で国から補助金が交付されております。また、厚生労働省と総務省などから、元官僚などが理事を務める典型的な天下り団体でもあります。

国立病院の統廃合、合理化計画の中で、公設民営化第1号として経営移譲が行われた病院の指定管理者が医療空白をつくり、撤退することとなれば、ゆゆしき問題であると同時に、一部事務組合の議会、そして一部事務組合を構成する各市町の首長、各市町の議会も責任を問われると思われまゝ。また、5月24日の運営協議会において、地域医療振興協会の吉原理事長は、副管理者である下田市長と面談の折、医療空白をつくらないと説明したのは私的見解で、法人としての総意ではないと釈明したと新聞報道されております。また、地域医療振興協会は、来年4月からの医療については、新病院の指定管理者候補である社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスに要望するよう求めたとも報道されております。そこで町長に伺います。

地域医療振興協会による、既に現在の通院患者に対して患者の追い出し等が行われていると、通院患者から苦情が複数の議員に寄せられている場所であります。町長は、3月議会で医療空白はつuturaないと答弁していますが、この事態をどのように考えているかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この、指定管理者の問題ではありますが、現病院の勤務医が自己の都合によって退職をするということで、受け持ちである患者に対して地元の診療所の医師を紹介しているというお話は私も聞いて、病院から報告も受けております。これは、いわゆる急性期医療等に付随する疾患ではないと、そして、あくまでも慢性疾患への薬剤投与等に関連した近隣診療所との医療連携の一環というふうに認識をしております。また、以前申し上げました医療空白の定義というのは、いわゆる急性期及び2次救急医療であります。同医療を提供する共立湊病院は、現指定管理者の方針によって、平成22年度末をもって指定管理を継

続する考えはない、いわゆる自動更新はないという言葉で言っております。一方で、伊豆下田病院の譲渡を受けて、そして慢性期型から急性期型への転換を図り、2次救急医療も含め対処するので、医療空白は絶対起きないということも伺ったわけであります。公益法人の代表者である吉原理事長の公約を重く受けとめ、組合としての対応を今後検討していきたいという、今、思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、ドクターヘリの夜間運行について伺います。

県は、ヘリコプターに医師と看護師が乗り込み、医療を行いながら患者を搬送するドクターヘリについて、全国初となる夜間運行のための検討を始め、伊豆の賀茂地区には共立湊病院があるが、高度医療が必要な患者は順天堂病院に搬送する必要があり、夜間ドクターヘリの活用が必要だと認識を示すとともに、伊豆半島にヘリポート候補地の選定作業を始めてきていると伺っております。川勝知事は、医師が同乗するドクターヘリ夜間運行を実現させるとも公約しております。また、新病院設計施工プロポーザル協議の審査結果についてによると、ヘリポート設置について幾つかの提案があったともなっております。そこで町長に伺います。

ドクターヘリの夜間運行に対する準備はどのようになっているかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

静岡県におけるドクターヘリの運行事業であります。これは全国で唯一2機を配備して、そして現在、相互に補完しながら県内全域を20分以内の到着時間でカバーをしておりますが、残念ながら夜間の飛行はしておらないのが現状であります。そこで、順天堂静岡病院に配備されている東部ドクターヘリの平成21年度の出動回数は543件と、全国でも上位を占めております。そのうち、下田地区の消防組合の管内搬送は123件で、22.7%を占めておるわけがあります。このように、出動回数が多い要因は、伊豆南部における地域的特異性、すなわち、1つとして、各生活区域が山で分断された地形的な問題、そして2つ目に、各地に観光地があるため道路が渋滞をしやすい、そして3つ目として、高度な治療設備を整えた病院が少ない、こういったことが考えられるかと思っております。そこで、救急患者の発生につきましては、

昼夜を問わずあり得ることですので、このような状況のもとにある伊豆南部地域における救急医療体制の充実のためには、ドクターヘリによる24時間体制の夜間運行が切に望まれている現状であります。夜間運行実施につきましては静岡県が中心となって、本県の関係機関及び有識者で組織するドクターヘリの夜間運行推進検討会において、伊豆南部地域の夜間運行早期実現に向けて検討をして、現在、国と協議を進めておるところであります。今後、実施に向けては、ヘリポートの確保、整備及び夜間騒音等に係る地元との調整等もありますが、住民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、実現に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、介護保険制度について伺います。

2000年4月にスタートした介護保険制度は、介護の社会化、高齢者の自立支援を進める画期的なものとして歓迎され、導入されてから10年が経過しました。しかし、2004年から財源論を盾に、介護給付適正化推進運動の嵐に翻弄され、解約が続き、介護保険制度から幸福感を守る温かさが失われたとも言われております。関係者は元気を失い、利用者は不信感を抱くようになっております。

住んでいる市町村に介護認定の申請をし、そして、介護認定され、認定ランクが要支援1から要介護5に決定されると、それに応じたケアプランを作成し、介護サービスが受けられる制度になっております。ケアプランは、自己作成もできることになってはいますが、地域計数、上乘せ割合、また、事業所に対する加算等があり、利用料の計算は非常に複雑になっております。そこで町長に伺います。

介護認定を受け、認定ランクが決定するとケアプランを作成することになり、自己作成することもできることになっているが、自己作成の指導はしているのかどうかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この件につきましては、健康福祉課長から答弁をさせます。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） お答えいたします。

ケアプランの作成につきましてはですけども、ケアプランの自己作成は、介護保険法及び同法の施行規則により可能となっております。介護保険による居宅サービス開始までは、申

請からケアプラン作成までの手順を踏む必要があり、ケアプランは居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員、俗にいうケアマネジャーが要介護被保険者と契約を結び、作成することが通常です。

ケアプランの作成料については、要介護被保険者本人に負担はなく、介護サービスも提供事業所からのサービスの提供もスムーズに行われ、ケアマネジャーとの契約が要介護被保険者本人に不利益になるとは考えにくいいため、現状では、ケアプランの自己作成の指導はしておりません。今後も、それを指導していくというような考えも、現状では持っておりません。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、訪問介護（生活援助）について伺います。

介護保険制度発足時は、生活援助は家事援助と言われておりました。2006年、介護報酬の改定により、同居の家族等がいる場合に訪問介護（生活援助）が受けられなくなったと言われております。そこで問題になるのがローカルルールが存在であります。平成19年12月20日付厚生労働省老健局振興課からの通知、事務連絡が出されております。同事務連絡と同じ趣旨の通知が平成21年12月25日、老振発1224号24、第1号、同居の家族がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取り扱いについて、厚生労働省老健局振興課長名で文書が出ております。それによれば、各都道府県においては、管内市町村に対して生活援助等において同居の家族がいることのみを判断基準として、一律に、機械的にサービスに対する保険給付の支給可否について決定がないよう、あらためて周知徹底していただくようお願いいたしますとなっております。そこで町長に伺います。

訪問介護サービス、介護予防サービスにおける生活援助を受けるときの同居の家族等の基準はどのようになっているかを伺います。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） お答えします。

生活援助のサービスを受けることを制限されている同居の家族がいる場合の同居の家族等について、住民登録における同一世帯または同一敷地内における世帯、それを判断基準としておりますけれども、一律の基準で判断はしないで、個々の実情に応じて対応をしております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、訪問介護（身体介護）について伺います。

平成21年7月24日付、厚生労働省老健局振興課からの通知、適切な訪問介護サービス等の提供について事務連絡が出されております。それによれば、適切なケアマネジメントに基づくものであって、かつ保険者の個別具体的な判断により、必要と認められるサービスについては保険給付の対象としております。また、訪問介護員等の散歩同行については、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行われるものであって、そして、保険者が個々の利用者の状況に応じて必要と認められる場合においては、訪問介護費の支給対象になり得るとしております。安全を確保しつつ常時介助できる状態とはどのような状態か、また、状況に応じ、必要と認められる場合はどのようなときか、より具体的な明示はされておられません。そこで町長に伺います。

平成21年7月24日付、厚生労働省老健局振興課からの事務連絡、適切な訪問介護サービス等の提供についての訪問介護員等の散歩同行についての町としての考えはどのようになっているかを伺います。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） お答えします。

訪問介護員等の散歩の同行については、散歩という行為内容で一律機械的に保険給付の対象外との判断はしていませんが、デイケア等のサービスの一環として組み込むことで対応するなど、必要と認める場合は許可する方向であります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 介護保険制度は走りながら考えるとされ、介護保険は、3年ごとに介護報酬の改定と介護認定の見直し、5年ごとに法改正が行われてきております。ケアマネジャーは利用者に必要なサービスをケアプランの中に入れてたくても、都道府県の監査で介護報酬の返還があるかもしれないとして、裁量権を行使できないでいるところであります。また、介護報酬の改定により利用単価が高くなる一方で、認定ランクに応じた利用限度額は変わらず、利用料が限度額を超えてしまうと、利用時間を減らすか、または自費にするしかないのが現状であります。介護報酬総費用は公費と保険料の割合が5対5であり、公費45%、

保険料45%、そして利用料10%となっております。また、公費は、国が25%、都道府県が12.5%、市町村は12.5%となっております。2012年には、医療保険と介護保険が同時に報酬改定されることにもなっております。そこで町長に伺います。

介護保険料、公費負担、利用料の割合についてはどのように思っているかをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） お答えします。

平成12年4月に介護保険制度が始まり、10年を経過し、今後さらに高齢化が進み、高齢者人口、要介護高齢者の増に伴い、介護給付の増加、保険料負担の増加が見通されます。このような状況下、将来的に安定した制度として持続するためには制度の見直しが必要だと思いますが、保険料と公費負担の割合については、現行の5対5から公費負担の割合をふやす方向に進むものと考えられます。また、利用料の1割負担については、利用者の負担を考えますと、現行の負担割合で維持していくものと思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

[1番 竹河十九巳君登壇]

○1番（竹河十九巳君） 次に、防災対策について伺います。

平成5年7月12日、北海道南西沖地震が発生しました。奥尻島、渡島半島を津波が襲い、震害と合わせて、死者・行方不明者230人を出す大災害となりました。津波は、地震発生から約5分で奥尻島に達したとされております。防災情報機構会長伊藤和明氏の著書「日本の地震災害について」によると、奥尻島では、1983年、日本海中部地震のとき、津波によって2人の死者を出したために、避難行動はかなり迅速に行われた。しかし、日本海中部地震のとき、奥尻島に津波が来襲するまで30分ほどかかったため、北海道南西沖地震のときも、まだ余裕があると思って避難がおくれたとも指摘しております。10年前の津波体験が、人的被害の軽減に寄与したことは間違いありませんが、部分的には、かえって経験が災いしてマイナスに働いた例もあると言えようともしております。10年前の津波体験が、プラスとマイナスの面の両方に出たということになります。そこで町長に伺います。

本年2月、南米チリで起きた地震の際、津波警報が発令されております。その発令時の住民の避難状況について伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 本町では、現在、気象情報を受信して、そして各警報については防災監、これは総務課長ですけれども、及び防災係が事前配備態勢をとっております。さらに、気象状況等の悪化が予想される場合は第1次配備態勢に移行し、職員の自宅待機、または建設課員、健康福祉課員等に連絡をとり、配備態勢（当初）をとっております。

そこで、住民の避難については警報が発令をされ、そして被害が予想される場合は事前に自主避難を要請する放送、それから職員による広報活動や自主防災会長に連絡をとり、広域避難所及び公民館等の開設を行い、住民の避難に対応をしておるところであります。

そして、今ご質問の、2月のチリ地震の津波に係る避難であります、これは美浜地区を自主避難として、そして避難所を子浦、伊浜に2カ所設けましたが、避難者はゼロでした。また、気象状況等を総合的に判断して、避難勧告等が必要な場合は、本部長の指示のもと、適切に対応していきたいというふうに思っております。

今後も、各自主防災会、そしてまた、消防団員、消防団等々協力しながら、住民を災害から守るため、防災訓練や防災講座等々、さまざまな取り組みを実践していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、気象警報、緊急地震速報と防災行政無線の関係について伺います。

本年、22年5月27日から、気象庁は、平成16年の豪雨や多数の台風被害を受けて防災気象情報の改善を進め、個別市町村を対象区域として発表することとしたところであります。緊急地震速報、大雨洪水警報などの気象警報、地震速報、津波速報などの住民に緊急情報を瞬時に伝達するため、消防庁により整備した全国瞬時情報システムJ—ALERTがあります。市町村の同報系防災行政無線を自動起動させ、住民に緊急情報を伝達、伝えようとするものであります。

しかし、最近の状況を考えると、疑義を感じるところがあります。北海道南西沖地震のとき、日本海中部地震の経験が災いをしてマイナスに働いた例もあるように、最近の起動状況ではマイナスに働くのではないかと思われるところがあります。そこで町長に伺います。

情報受信の選択はできるのかどうか。また、できるとすれば、情報受信の選択を検討する

ことはあるのかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本町では、平成21年9月から全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERTを導入して、これが稼働しております。このシステムは、緊急気象情報や武力攻撃等の事態が発生した場合に、消防庁から人工衛星を通じて防災行政無線等を自動起動させて、そして町民に迅速かつ的確に一斉情報が伝達できるというものであります。また、町では消防庁から提供される気象情報等を選択して、そして設定した内容は推定震度4以上の緊急地震速報、武力攻撃の情報、津波注意報、津波警報及び気象警報等であります。なお、静岡地方気象台では、5月27日から気象情報、それから注意報、これを市町村別に発表することとしましたので、今後この気象情報等を精査して、自動放送の内容変更を含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、学校等の統合と災害発生時の対応について伺います。

平成3年9月、下田市落合と河津町谷津を中心に集中豪雨被害が出ております。その日、私は下田自動車学校において授業をしておりました。午後12時45分からの授業開始時にはさほど降っていなかった雨が、授業中にひどくなりました。50分の授業を終え、稲生沢川おぎヶ淵を2階教室から見ますと、異常な水量に気がつきました。管理者、いわゆる校長に授業の継続について確認をすると、様子を見るとのことで、13時45分からの授業を開始いたしました。14時45分からの授業を中止し教習生を帰宅させ、教習中止等の報告を静岡県公安委員会にして、職員は帰宅をしました。そのとき、旧下田市内はさほど雨が降っていなかったそうであります。教習中止から1時間ほどの時間のずれにより、帰宅できなかった職員が出てきました。判断とは難しいものであります。学校等の統合で通学、通園距離の遠距離化による心配が出てくるところであります。そこで教育長に伺います。

災害発生時の、学校等の統合による通学、通園距離の長距離化に伴う対応について伺います。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 学校防災については、河川改修によりまして、洪水の危険が低下したということから、中心は地震と火事というほうに移ってきております。学校では、マニュアルとして毎年作成する防災応急計画書、これに基づいて園では毎月、学校では年3回の避難訓練、ときに保護者への引き渡し訓練というのを行っております。地震について申しますと、予知した場合と突発の場合と、動きは当然変わってまいります、議員ご指摘の通園、通学の長距離化の問題、その途上で出会う確率は当然、幾分か膨らむのではないかと想像できます。これからの課題として出てきますが、もう指導も始めておりますが、最も安全な学校にとどめ置くというふうなケースが多くなるかもしれません。そういうことで、行ってくると思います。現在は当然、子供の在籍のときを中心にマニュアルができておりますが、教師が実際に付き添って集団下校訓練を行うというようなこともしております。しかし、通学途上においてのことですので、やはり在校中中心になりますので、そこの辺の指導は行ってはいるけれども、もっと強化する必要があるのかなというふうな気持ちも持っております。今後、そんなことを心して、防災対策を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、防災台帳、災害要支援者台帳の整備状況について伺います。

防災台帳、災害要支援者台帳の整備は、プライバシー問題、個人情報の観点から整備が困難さを来しているのではないかと想像されます。自主防災会長、区長は、区内世帯の移動を掌握しなければなりません。また、区に加入していない別荘住民や、空き家を借りている世帯もおります。自主防災会長を務める区長は、世帯状況を掌握するため情報収集をいかにするか、苦慮していると思われまます。ある町の身体障害者福祉会の会長が、こんなことを話しておりました。障害者がいると思われる家を訪問したとき、どこから聞いてきたと言われたと言われます。その身体障害者福祉会の会長は、自動車の身障者マークを頼りにその家を訪問したそうであります。要支援者と言われる、いわゆる災害弱者の掌握には、人に知られたくない個人情報、プライバシー情報を含んでいるための難しさがあります。また、民生委員が複数区を受け持つ問題も含んでおります。そこで町長に伺います。

防災台帳、要支援者台帳の整備はどのようになっているかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 本町では、平成21年の7月に災害要援護者台帳の作成に向けて、民生委員協議会と連携をし、8月の区長会において、災害時要援護者台帳作成の協力依頼を行い、766人の登録申請がありました。民生委員協議会には、災害時の要援護者マップの作成を依頼して、そして3月の区長会において、災害時の要援護者台帳及びマップを配布して、個人情報厳格に管理することで町と情報を共有しておるところであります。今後としましては、本年度予算に計上させていただきました要援護者台帳の電子化等によって、要援護者台帳の内容を充実させるとともに、随時更新を行い、防災訓練等に反映していきたいというふうに考えております。また、自主防災世帯台帳につきましては以前から作成をしており、各区が自主管理と更新をしております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、平成14年度から県が行っている木造住宅耐震補強助成事業、プロジェクトTOUKAI-0について伺います。

昭和56年5月以前の1戸建て木造住宅を対象にしたもので、耐震診断、補強相談士による無料診断を受け、診断の結果、補強が必要な場合は補強計画を作成することになっております。補強計画の作成には9万6,000円を限度に、費用の3分の2までの補助金が受けられ、耐震補強工事には30万円の補助金が受けられることになっております。また、高齢者のみの世帯には、さらに20万円の割り増しもあります。そして、南伊豆町では、市町村上乗せ補助として、平成22年、今年度から5万円の補助金が出ることになりました。そこで町長に伺います。

南伊豆町では、平成22年、今年度から耐震補強工事への市町村上乗せ補助を実施することとしているが、これによる耐震化率の伸びをどのぐらい見込んでいるかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 本件につきましては、建設課長から答弁させます。

○議長（漆田 修君） 建設課長。

○建設課長（飯泉孝雄君） お答えします。

TOUKAI-0の制度は、平成14年度に開始されてから、昨年度、平成21年度の南伊豆町の耐震補強工事の実績は3件となっております。実施率として0.18%、約2%となってお

ります。本年度当初予算では2棟分を計上してありますが、町民からの要望等が多い場合は補正予算等で対応し、木造住宅の耐震補強工事の推進を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 平成22年度、本年6月から、住宅リフォームに対する補助制度が開始されております。補助対象者は、南伊豆町に1年以上住所を有する者等で、補助対象住宅が町内に存する建築基準法を遵守した住宅であり、また補助対象工事は、改修工事費用が消費税及び地方消費税を除き10万円以上のもので、補助金額は100万円以上のときは20万円、10万円以上100万円未満の場合は工事費の20%を補助、施工業者は資格登録を受けた南伊豆町内の業者となっています。住宅リフォーム補助対象工事例は、屋根瓦の取りかえ、白アリ防止等床改修、サッシの取りかえ、台所、ふろ、トイレ等の改修工事となっております。平成23年7月から、テレビ放送がアナログ放送からデジタル放送に変更することになっております。デジタル放送受信に際して、テレビの宅内配線改修工事を必要とする住宅が出てくるものと思われまます。住宅リフォーム補助対象工事例には、電話及び電気の屋内配線工事の例も挙げられております。そこで町長に伺います。

テレビ地上デジタル化に伴う屋内配線工事等は、補助対象になるかどうかを伺います。

○議長（漆田 修君） 建設課長。

○建設課長（飯泉孝雄君） お答えします。

住宅リフォームに関しては、基本的に製品を設置、設定するような場合には出ませんけれども、今のご質問のテレビの地上デジタル化に伴う屋内配線工事は補助対象工事と思えます。しかし、工事費が消費税等を除き10万円以上の場合となりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 住宅改修には、介護保険を利用する場合があります。介護保険による住宅改修は、福祉用具の貸与、購入と組み合わせて行われるのが一般的であり、有効でもあります。しかし、福祉用具の貸与については、介護保険導入時のときに比べて、現在は利用が制限をされております。介護保険による住宅改修の支給限度額は20万円で、その9割が介護保険による償還をされております。住宅改修の専門職として福祉住環境コーディネータ

一、福祉用具については福祉用具専門相談員がおります。建築関係者の中には、その資格を取得している者もおりますが、利用者の疾病状況を理解できないで住宅改修をすると、利用者の状況を悪化させたり、事故を誘発するときもあります。介護保険における住宅改修は自己完結型でなく、チームアプローチ型で行わないと失敗するケースがあります。福祉職と建築関係者との連携、スキルアップが必要となります。そこで町長に伺います。

住宅改修に関する福祉職、建築関係者との連携、スキルアップをどのように図っていくのかを伺います。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） お答えします。

介護保険における住宅改修は、議員の申しますとおり、居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して、必要と認める場合に限り、住宅改修に要した費用20万円を上限に、その100分の90に相当する額を給付いたします。住宅改修に関する関係者のスキルアップといたしまして、ケアマネジャーを対象に年1回研修会を実施し、利用者の自立を促すため、適切な住宅改修を支援するとともに、施工業者との連携を十分とり、適切な工事が行われるよう図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 防災情報機構会長伊藤和明氏の著書「日本の地震災害」によると、平成7年1月17日に起きた兵庫県南部地震、いわゆる阪神・淡路大震災で多くの命を奪ったのは木造住宅の倒壊だが、土台がシロアリに蚕食など、住宅の管理に問題があったもの、台風災害で屋根を飛ばされないため、屋根が大変重くなったもの、筋交いが入っていなかったものも少なくないと言っております。1981年以前の、いわゆる既存不適格と呼ばれるものだとしております。住宅改修に対する助成制度、補助金制度は数々あり、住宅の維持管理にどれを活用したらいいのか、また、補助金制度を併用できるもの、できないもの、制度について住民にはわからないところであると思っております。出前講座等を活用して、よりよい住環境をつくるため、広報等に努めるべきだと考えますが、町長に伺います。

諸制度を活用した住宅改修プラン、制度の連携をどのように図っていくのかを伺います。

○議長（漆田 修君） 建設課長。

○建設課長（飯泉孝雄君） お答えします。

住宅改修には、南伊豆町独自の住宅リフォーム振興事業で、県が取り組む木造住宅耐震補強工事、介護保険による改修、現在、国が取り組む住宅エコポイント制度、住宅用太陽光発電の取り組みなどがあります。それぞれ補助金の補助対象となるためには、それぞれの基準が設けられています。例えば、町の住宅リフォーム事業については、他の事業の補助を受けている工事の部分は対象としておりません。このように、いろいろな補助制度の併用については制約もありますので、住宅改修を計画する際、施工主本人が改修の目的に応じた制度の活用を検討できるよう庁内各課で連携を図り、相談体制を充実していきたいと考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 本年、県の高齢者の実数調査によると、4月1日現在、南伊豆町の高齢化率は県内市町で第5位となっており、36.0%であり、超高齢化になっております。高齢者が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに努めてもらいたいことを要望して、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（漆田 修君） 竹河十九巳君の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩とします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（漆田 修君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、通告に従いまして、私は南伊豆の町民と日本共産党を代

表して一般質問を行います。

まず、直近の情勢であります。つい先日、鳩山首相が退陣をしました。そして、新しい政権が発足する運びになっております。この鳩山内閣の退陣は、いわゆる沖縄の基地問題が国民と沖縄県民、あるいは徳之島住民の圧倒的多数の声を踏みにじる内容を日米合意で結んだということ。もう一つは、政権交代以後の国民に対する公約の実行の問題で、ことごとくそれが、実際とは、公約とは違う方向にあったと、それに対する国民の声に包囲された結果であります。政権を投げ出したに等しい退陣でありましたが、新しい政権ができたとしても、いわゆるアメリカに対して物が言える、そして、この間の政権の公約であった後期高齢者医療廃止の問題や、あるいは派遣労働の問題等々、どれをとっても日本の国民生活にかかわる問題と、いわゆる大企業や財界の声、どちらを優先してこれにのっとって政治を進めるのか、その行き詰まりの問題。大企業、財界の声を聞いた政治を進めるのか、国民の声に根差した政治を進めるのか、その点で新しい政権ができたとしても、財界、大企業にしっかりと物が言え、指導ができる政権で、また、アメリカに対してもしっかりと国民の声を反映できる政権でなければ、国民の声に真にこたえることはできないということをこの場で明らかにしておきたいと思っております。

さて、今回の一般質問では、依然閉塞状態が続く地方経済状況の中で、一つ一つの施策が住民生活と結びついて、真に住民生活の向上のほうに向いていくべき政策であるのかどうか、そして、その点を力強く推し進める必要がある、その観点から質問を行うものであります。

まず、総務省管轄の緑の分権改革推進事業と地球温暖化対策についてであります。この間の報道で、緑の分権改革推進事業の調査費が南伊豆町についたということですが、そもそも、この緑の分権改革推進事業とはどのような内容で、そしてどういう方向性を持った事業であるのかを伺いたいと思っております。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この緑の分権改革推進事業は、地域のクリーンエネルギーを把握して、そして最大限活用することによって地域の活性化、きずなの再生を図り、分散自立型、地産地消型社会、そして地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会への転換を目指す緑の分権改革を推進する内容で、平成21年度に総務省が提案募集をしたところであり、当事業は、総務省との直接委託事業であり、その内容は、クリーンエネルギー資源の賦存量、それから利用可能量の

調査及び具体的な事業展開のための実証調査であります。委託先としては、都道府県及び政令都市であります。市町村への再委託が可能のため、国へ静岡県が応募をして、そして静岡県の再委託を受けたものであります。応募の理由としては、厳しい財政状況の中での町政運営を行っていく上で、緑の分権のテーマである地域の自給力と創富力が必要であると考えておるところであります。地域で富むように、地域力のあるまちづくりを目指すために、まずはその地域資源についての把握をするというための調査をするものであります。

以上であります。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、概要説明を受けたわけでありましてけれども、地域のクリーン資源を認識して、地域のエネルギーの自給力、これを活用して地域の活性化ということですが、実際に、その直接的に地域のエネルギーを確認してそれを使う、あるいは、今調査ということでありましてけれども、それを使う段階になって、具体的に町民に対して、あるいは町に対してどのようなメリットがあるのか、その点をもう少し詳しく教えてほしいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本町における提案内容であります。いわゆる調査であります。これは地熱資源と広葉樹を活用した発電の利用可能量調査ということでありまして。ご存じのように、下賀茂地区の高温の温泉は古くから浴用として現在も利用されておりますが、その熱源の分布であるとか、あるいは規模については詳細調査が行われておらず、その賦存量については明らかにされておられません。休止をした源泉もあり、その他の利用もメロン栽培などの小規模な利用で十分な利用状況にあるとはいえないと思います。そこで、また広葉樹についてですが、これもガスや石油に燃料が変わったことによって木炭製造業が衰退をして、山林は荒廃し、獣害を引き起こす原因ともなっております。現在の林業においては、広葉樹はほとんど伐採されることがなく、巨樹化した広葉樹は手に負えない状況であります。これらを解決して、さらには地資源を発電として活用するため、地熱エネルギーと山林資源の融合した発電の導入の可能性を検証するものであります。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今も説明を受けましたけれども、いま一つ、いわゆる計画で調査の段階ということなんですけれども、それを究極に温泉資源を地熱の熱源に使うと、それを利用した暁に、いわゆる住民に対して地域のエネルギーを客観的に保全するというそのものはわからないではないんですけれども、理解するところなんです、それをやることについて、町民への還元、その点はどのように、これは町長だけではなくて、担当のところで詳しくそこら辺は展望されているのかどうか。

もう一つ、発電の話が出ましたけれども、その地熱発電、全国でも何カ所か行われていますけれども、その発電によって地域のエネルギーを保全していく、将来にわたっての事業であるのか。その点では、地元雇用なり還元が発生するのかということ。

もう一つ、広葉樹林の問題でいえば、かつて薪炭で生計をしていた地域でも、していた方が多かったわけなんですけれども、この広葉樹林の活用に関しては、これを熱源に利用する際に、いわゆる地元の雇用の創出とかは考えられるのかどうか、その点についてどのように見ておられるか、町長と、そして担当の課長にでもあわせて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） それでは、まず私のほうからお答えします。

この、いわゆる温泉源の将来にわたっての保全という点ではありますが、当町では温泉を活用した観光地であります。地熱発電等、新たな温泉資源の利活用につきましては、温泉がある意味では売りでありますから、この点慎重に、やはり取り扱わなくてはいけないというふうに考えております。そこで、今回は、利用可能量調査ということになりますから、その量を把握するものであります、しかし、将来的に発電利用していくときには、枯渇することのないように、慎重に事業を進めていく必要がもちろんあると思います。当然のことながら地権者であるとか、あるいは温泉関係者の同意、そして理解を得ることが大事なことであり、関係者による調査検討委員会等を立ち上げることによって、こういった面での協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

それからもう1点、この事業を進めることによって、雇用の面でありますが、これはいわゆる地熱エネルギーだけによる発電事業については、雇用の創出は期待が薄であります。これは、ミクロ的にはそういうことが言えると思います。ただ、山林資源と融合した発電事業につきましては、広葉樹林を伐採する労力による雇用が発生して、そして荒廃した山林の利

活用によって、地域経済に好影響が生じるというふうに思われます。また、マクロ的に見ればエネルギー産業の創出という職業を包含しておりますので、関係機関や団体と連携を図りながら、研究や協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 今、議員の質問で、町に対する経済的な効果だとか、雇用の創出等のご質問だと思います。町長が答弁されたとおりでございますけれども、地熱発電だけに関して言えば、発電所が、もしこの調査の結果、実際に事業を推進したときに、地熱発電だけで見ますと、1人か2人の発電所の管理人で事が足りるということでもありますので、南伊豆町の現状を見ますと、荒廃した山林がかなり占めております。そうした山林での資源を活用するというのもあわせて、今回の調査対象となっております。この調査結果がよく、事業化が実現するとなれば、木材の切り出し等々の部分で雇用が創出されます。そういうような意味で、南伊豆町でも雇用の創出は可能、並びに、イノシシ等の獣害による被害も、荒廃した山林が解消されれば、それらも解消できるんじゃないかというような考えでございます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今の答弁で、もう一つ踏み込んで、いわゆる地熱発電そのものは地域のエネルギーの確保で、それを、潜在的にあるものを利用できるかどうかということで、それにあわせた、荒廃した広葉樹の山林、ここをどのように活用するめどがあるのか、発電との関連ではどのようなめどがあるのかということと、もう一つは、今の有害獣との関連ですけれども、山林の資源を活用といっても、町内の全域を一斉に伐採するわけではないと思うんです。地域を計画的に、いわゆる樹木の生長のサイクルに合わせて伐倒を利用していくようになるかと思うんですが、この利用は発電との関連ではどのぐらいの割合で、これが需要を満たすように考えられるのか。今、調査段階だということですが、やっぱり見通しを持つことも必要だと思うので、その点をもう少し詳しく教えていただきたいし、また、広葉樹以外にも、いわゆるバイオエタノールですか、そういう検討もされているのかどうか。その2点についてももう少し突っ込んで答えていただきたい。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） あくまでも、今回の事業については調査の段階でございますけれども、今、議員の言われましたように、調査をするに当たっても、見通し等ということであろうかと思えます。今回のエネルギーについては地熱が主であります。それに対して、山林による発電については追いだきの感じを考えております。先ほども申したように、町の活性化、雇用の創出も含めまして町の活性化を考えた中では、地熱だけでいきますと、ただ発電をする環境によい電気の発電というだけになりまして、町の雇用の創出には結びつかないという現状でございますので、山林資源も使った発電事業ということで、その山林の発電については、地熱発電の追いだきの効力を持っているということでございます。

それと、バイオエタノールのといったものにつきましては、今回のこの総務省の21年度緑の分権事業では調査項目には入っておりません。ただ、22年度総務省のほうの募集もありまして、それにつきまして南伊豆町で応募をしております。これにつきましては、応募内容でありますけれども、海のカジメ、海藻だとかジャガイモ等を栽培し、それらを使ったバイオエタノールの創出というような考え方のもとで、総務省のほうへと事業調査応募しておりますけれども、それらについてはまだ国のほうから該当になったというような通知は現在来ておりませんので、以上でございます。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この2番目のバイオエタノールに関しては、応募するに当たって、そこで事業としてやる上で、この点での生産での雇用とか、活用に対する雇用、この点は大体どのように、大ざっぱでも雇用が創出できるのかどうか、その点はいかがですか。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 芋類の栽培等、かなり農地等が荒廃している箇所が南伊豆町、多くあります。そうしたところの再活用というような形も含めて、そういう芋類をつくる耕作者によつての雇用が生まれてくるということと、もう一つは、毎年というぐらい夏の時期に台風が来まして、弓ヶ浜を含めた海岸にはかなりの量の海藻、カジメ等が打ち上げられます。それらの処分の費用につきましてもかなりの出費がかさんでおるとというのが実情でございます。そうした面、それらを再利用するという形で処分ができれば、そこにもまた支出を伴わないものが生まれてくるというような形になろうかと思えます。雇用については莫大な雇用の創出ができるということではありませんけれども、荒れた農地の利用、または好まないようなものが打ち上げられた物の処分というような形での利点が生まれてくると、そうい

うことでございます。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この緑の分権改革事業に関しては、年明けてから簡単な説明を受けまして、いわゆる発電と合わせた広葉樹の利活用、この点が非常に重要だなというふうに思いました。もちろん、一般的には地域エネルギーを確保するというのを、これ自身は大事なことで進めていかなければならないなという思いはあるんですが、今、やはり非常に深刻な経済状態の中で、この後の質問にも入れてあるんですが、そういう状態の中で、町であれ、県であれ、国であれ、税金を使ってやる事業に住民への恩恵、そして雇用の確保、そういうことが織り込まれて、意識的に織り込む事業をやっていかなければ、住民の負託にこたえられないという思いがあります。その点では、今、地熱の問題ではこの雇用そのものはないけれども、いわゆる発電を補助する追いだきで活用ができるという点を確認しましたけれども、改めてこの点は堅持をして、事業を調査の段階からそうした雇用がどの程度生まれるのか、あるいは生まれやすくするためにはどういうことが必要なのかということ、また、私も山を見ていて、今の南伊豆町の広葉樹の状態は、薪炭をつくっていたサイクルが崩れてから半世紀近くたって山の保水力もない、台風ではそれが倒れるということで、いわゆる海にとってもよくない、保水力、治水対策にとってもよくないということから待たなしの状況なんです。かといって、里山再生事業だけでは、この膨大な広葉樹林を管理や活用するということは現時点では難しいと。そういう点では、この地域エネルギーの、追いだきであっても発電に貢献をしていくということは、これは非常に有用であるというふうに思うんです。その点では、この検討段階からも雇用をしっかりと位置づけてやること、地域の産業の再構築の上で、かつては炭が生活の場にあったわけですが、なかなかこれを日常の生活エネルギーに結びつけるには難しさもあります。しかし、電気エネルギーに変えるという発想は非常に重要だなということを思います。また、芋類や、あるいは海に打ち上げられているカジメ、これが頭を抱え、処理費用もかかったということは議会でもたびたび出ていましたが、それを有効利用するということは非常に大事であります。その点でも、やはり雇用を生み出して、仕事にしていくということをぜひ念頭に置いて、しっかりと据えて取り組んでいただきたいというふうに思います。

その確認を町長に求めたいと思いますが、あわせて、これが地球温暖化対策の一環でもあるクリーンエネルギーの資源活用と結びつくことであるもので、あわせて平成22年度から政

府が太陽光発電システムなどの補助金制度を設けて、自治体でも、静岡県下でも18市5町、合併する芝川町を含めてですけれども、上乘せの補助金制度をつくっております。太陽光発電や、場所によってはミニ水力発電等々、地域エネルギーの創出する環境もあると思いますが、こうした施策に対する認識はどのように考えているか、その2点ですね。雇用のしっかりと据えた取り組みと、ほかのクリーンエネルギーに対する施策、推進策は考えているのかどうか、お答えをしていただきたい。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今回の、この緑の分権改革による地熱の調査であります。これはもちろん調査段階ではありませんけれども、将来、これの結果が出たところで、やはり次へ進むとなると、今言われたような、例えば恩恵であるとか、雇用の創出、確保、こういったことをもう少し具体的に関係者、あるいは町民の皆様を示しながら説明をしていかないと、なかなか理解がいただけないのではないかという思いがしておりますので、今言われるようなそういった面については、今後、この調査を進めるにしたがって、より具体的にそういった説明資料等も整えながら準備をしていきたいというふうに考えております。

それから、他の地域エネルギーという点で、今言われた太陽光発電であるとか、ミニ水力発電ということを言われました。確かに、今いろいろと、こういった面でのクリーンエネルギーといった点からも、新たな国の、そういった面での施策も進められておりますので、我々としても、今回のこの緑の分権改革推進事業、これを一つの契機として、こういった面へのもう少し幅広い面でさらに検討しながら、関係機関とよく協議を進めながら取り組んでいかなければならないかなという思いが今、しておりますけれども、では、今、具体的にと言われると、まだ現段階では計画はもちろんありませんけれども、将来にわたってそういう面でさらに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 新しいほかのエネルギーに関しては、私も単に助成制度がいいか悪いかというか、税金を使う上で町民に還元できる雇用等々を創出できる、その点がなければ、現時点、ほかに回すものではないというふうに思いますので、視野に入れながら、何しろ緑

の分権改革推進事業に関しては、雇用をしっかりと位置づけた取り組みを強く要望しておきます。

次の質問は、下賀茂商店街の活性化についてであります。

これは、ようやくこの質問をできる機会ができたという思いであります。なぜかといえば、平成13年以降、これまで9年近くにわたって合併の問題が取りざたされて、この数年間は特に町独自の施策、経済不況が長引く中で、しかも一昨年のリーマンショック等々のさなかに、合併の問題で自分の町の窮状をどうしていくかという、そのことに力を注げず、地元の商店街でも、下賀茂商店街に限らず、廃業や、あるいは転業、商店主、事業主の悲鳴をたくさん受けてきました。しかし、なぜこれができるようになったかといえば、合併しないで南伊豆町を守ったからであります。

ことし5月号の、地方議会人の5月号で、福島大学の今井照さんが平成の大合併を振り返るというところで、幾つかの引用とまとめを書いております。この中では、昨年12月に政権交代を経た合併政策所管官庁のトップである原口総務大臣（当時）が、平成の合併について失敗だと明言をしているということや、野中広務自民党幹事長（当時）が、2006年12月発行の都市問題研究で合併の旗を振り続けてきた人たちですけれども、このように言っている。今になってやややり過ぎたかなと思っている。後悔をしている。野中広務さんですね。地方自治の本旨からずれているから恐ろしい、地域が空洞化してしまっている、これは失敗ですと。さらに、まとめとして、これから何をすべきかということで、平成の大合併が地方自治に大きな打撃を与えた、三位一体の改革を含め、2000年度以降地方分権と称して進められた国策の大部分が、地域社会の衰退を促進させたという意味で集権的だった。合併後の財政効果は、総務省の試算でも10年後に約1兆8,000億円とされ、地方財政計画と比較すれば約2%にとどまる。この程度の変動は毎年ある誤差の範囲内で、このためにこれほどまでの合併を推進したというのであれば、明らかに犠牲のほうが大き過ぎるということで、3つの点を指摘して、第1に合併の記録を残すことであるということ、2つ目に、明らかに無理な合併だったところには、当該地域の総意をもとに市町村分離を認めろと。3つ目には、もう二度とこのような錯誤に基づいた自治体再編が起きないようにすることである。そのためには、今回の合併の記録を残すだけでなく、その検証作業を進める必要がある。だれがどのような意図を持って合併を決断し、その結果がどうだったのかということを検証しながら、政治責任をはっきりさせておかなければならないということでもあります。

私は、今、地方の多くの自治体、合併した周辺部の自治体が、地域が寂れて悲鳴を上げて

いる。この不況がさらに追い打ちをかけている。さらに、商店街の衰退についていえば、過疎地辺地はもとより、地方の中小都市もその近隣では、かつて商店街があったところではシャッター街になっている。全国におびただしいシャッター街商店街が出現しております。これは、周辺地域は合併の影響でありますけれども、いわゆる地方中小都市のシャッター街商店街、これはとりもなおさず大規模小売店舗法の規制緩和の影響ではないかと思えます。まず、こうした点で、私は町の小売業者、商店をこれから再生していく上で、現況の課題、問題点、これを町はどのように認識をされているのか、その点をまず伺いたいと思えます。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この問題は、今、下賀茂商店街ということで横嶋議員から質問がありました。これは、やはり我々の町に限らず、今、全国どこでもこういった様相を呈してきているということは言えるかと思えます。それには、やはり、先ほど言われた規制緩和による大型店の問題であるとか、あるいは人口減少であるとか、都市集中型といいますか、人口がどんどん地方から減っていくといったこと。それから、やはりマイカー等の普及によって、近隣へと出かけていくといったこと。いろいろな要素があってこういう状態になってきておると思えます。

そこで、当町のかつての、いわゆる中心である下賀茂の商店街が、このような状態に今あるわけですが、これは我々も、前回何回となく関係団体である商工会等ともよく連携を図りながら、活性化策を検討してきた経緯はあります。しかし、なかなか決め手がないのが現実であります。そこで、私は前から言っておりますけれども、このたび、この新庁舎の建設に当たって、そしてこの場所、あるいは構造物等、そういった面からも検討しながら、ここをもう一度、せめて我々行政は、地元になんとか役立たせることはできないのか、役立つことはできないのかという思いで、今おります。湯の花観光交流館も、おかげさまで非常に盛況ですが、これともう一つ、この下賀茂の役場の敷地を、そういった面へ生かすことを、今後はより最重点に考えていきたいという思いでおります。

何としても、やはり地域の基礎的な購買力というのは一番肝要になるわけですが、それにはさまざまな問題があります。例えば、イベントを打つとか、あるいは客寄せについてのいろいろな検討を加えていくということはもちろん必要ですが、これは、一行政だけでは、我々としてできるわけではありませぬので、先ほど申し上げました商工会であるとか、あるいは旅館組合であるとか、そういった皆さんともよく協議しながら対応してい

なければならないという、非常にある意味では大きい問題であると思います。

何度も申し上げますけれども、今回の庁舎の建設を一つの契機として、そういった面でさらに検討を加えていきたいという思いであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、町長が庁舎建設と結びつけてという話をされましたが、先ほど私が合併の問題での分析と評価を引用させていただいたのは、もしこれが合併をしてしまったら、その暁には本庁舎が下田に移って、いわゆる残ったものが仮に新しい建物を建てたとしても、中身はいずれ空洞化をしてしまうと。それを考えたときに、末恐ろしい状態がこの町を襲っていたのではないかと。そうした中で、この町は議会の良識も含めて町を守ったということをしかりと位置づけて、この庁舎建設、これの基金は鈴木町長が助役の時代に、既にためてあったものでありますが、それを本当に地域の再生に、しかもその城の主が独立でこの町にいるということ、住民の代表の議会もここに存在しているということを改めて再認識をして、だからこそ今大変な状況の中でも、これを新しい方向、発展の方向に向ける活力があるということを私は強調したいと思います。下賀茂商店街の営業なさっている皆さんは、町の問題も合併すれば1点の展望があるように思っていた人も、農協や森林組合が合併してから飲食客も減ってきたと、こういうことを再認識して、もし町が合併してしまったらとんでもない状態になっていたということを確認するようになってきています。

私は、今、その時点から出発をして、いわゆる町長もいろんな商工会と連携しながらやってきたということではありますが、改めてこの活性化に対するプロジェクト、特に若い人を集めて雇用を反映する、消費者のニーズも反映する、そして同時に考えられることはいろいろあると思います。ただし、根本的ないわゆる国の施策が来店法などの規制緩和の状態の中でいろんな制約はありますけれども、工夫次第で町を、下賀茂商店街の活性化を契機に、町じゅうの商店街の店主、自営業者のアピールをする、そのことを進めるべきだと。

これは、3月の質問のときに、湯の花交流館の問題を私が上げましたが、農業振興会がそこを任されて、最初は発展方向が未知数だったものが、いわゆる生産者と消費者のニーズにこたえながらやっていって、まだ発展途上でありますけれどもあの状態になったと。これは、決して競合するのではなくて、しかりとした認識と、一番は意欲、ここを科学的な分析に基づいて、あらゆる可能性を見出すことによって、下賀茂商店街も湯の花交流館と同じ

に連動して相乗効果を発揮できることを確信しております。

やはり、「地方議会人」ですが、私も合併の問題のときに紹介をした、島根県の海士町、これは島根県の隠岐の島で、島根県、中国、山陰地方から100キロ以上沖合にある島ですけれども、これは合併しなかった町です。ここがたびたびテレビでも宣伝されておりますが、漁業が中心の町でありましたけれども、漁業と牛ですね、隠岐の牛のところでありましたけれども、いわゆる従来型の出荷では鳥取県の境港港に水揚げをして、時間的に半日おくれるために商品価値が2割、3割も落ちてしまう。ここで、新しい冷凍のキャスシステムを入れたところで雇用を創出して、そして今では、そのキャスシステムを使って東京、銀座に直接商品を搬入して、鮮度のいいものを、鮮度が壊れないシステムですけれども、これを地域全体の、ほとんど商店街などないような地域でもブランドづくりをして活性化をしていると。先日のテレビの報道では、新しく村に帰ってきて、あるいはIターンをして村に定住する人まで、少しずつでもふえてきている。いわゆる地域の特産物、特産品と、その加工を合わせて、その食材を生活の大都市圏の中に小売をすることで、循環型の経済システムが都市の連携の中でこれができるということでもあります。

私は、こうしたことを、離島の苦労を思えば、この地域で、例えば姉妹都市の塩尻市との連携、南伊豆にはないワインや山の特産物、それと総合計画であるブランド商品の開発ということもありました。また、木造住宅建築のアピールの場としても、この下賀茂商店街を使って、あるいは空き店舗を利用して、下賀茂商店街を起爆としながらも、町内の商工業者の参加の場としてイベントを打っていくということがいろいろ考えられると思うんですが、改めて、こうしたことを進める上で、商工会も本当にせっぱ詰まった状況にあると思いますが、ありとあらゆる知恵を活用して、今ではインターネットの市場の開設もできる時代でありますので、人が集まってもらうことを画策、模索をしながらも、企画をしながらも、離れたところでもインターネットの意欲的な開設で町の特産品をアピールしていくというあらゆる可能性を結びつけたプロジェクトを立ち上げるべきではないかというふうに思いますが、町長、そして担当の課長にその見解を伺いたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先ほど申し上げましたようなことを念頭に、今後、関係団体とよく協議しながら進めていきたいという考えであります。この地域に合った、いわゆるそういった振興策、活性化策を

より多くの皆さんにも、考え方をよく拝聴しながら、今言われたプロジェクト的なものになるのか、あるいは検討委員会になるのか、その辺はまだはっきり申し上げられませんけれども、そういった方向で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 議員が申されますように、循環型の経済という形で、1次産業、2次産業、3次産業の底上げをします。それには、先ほど町長のお答えにも申されておりますけれども、ブランド商品の開発、またイベントの開催、それから直売所との連携、また、シャッターが閉まっているお店の有効利用等々、そして全体的に魅力ある下賀茂としまして、そして町民ですとか観光客の誘客を図って進行していくという形であります。

それから、今町長も申されましたけれども、加工施設等との関係、諸団体等々と協議しまして進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この商店街の活性化の問題は、冒頭にも言いましたように、明日にでも転業を考えている、そういう声が町内にもあります。既に転業した方もおられます。そういう切実な状態の中で、町が合併しないで残って、その拠点があるということ、ここをひとつ確認して、同時に、同じようなハンディキャップを持っている地域で頑張った取り組みをしているところがある。その事例をやはり参考にしてやっていただきたい。私も、3月にも話しましたが、都市部の杉並の地域であっても、商店街で苦戦しているところが産直活動を通じてにぎわいをさせる、地元の努力をまず契機に、側面からも政策的に町の中心街を活気づける、何よりも人がいる町の城である庁舎建設を、その一大起爆剤としてやることを強く要望して、次の質問に移ります。

地域医療の課題であります。

3月議会以降明らかになったことで、私は1つ看過できないことがあります。それは、4月の河津の町長選挙で、前桜井町長が、今の共立湊病院の指定管理者の地域医療振興協会と協力をして、河津に200床の病院を建てる話し合い、計画を進めていたと。それは、前桜井町長側の陣営が、町長も含めて選挙演説で、土地は河津町が用意をして、あとは協会がすべてやるということでありました。私は、一体これは何だろうと。昨年、1市5町の新病院建

設の問題では、減価償却の負担の問題を一番焦点にして、これには応じられないということで公募に応じなかった地域医療振興協会でありましたが、河津町が土地を用意すればあとは自分たちでやると。その計画との整合性、一体公立病院の運営と、その存続に対して、組合議会では国立病院から移譲を受けてから長いこと、いわゆる減価償却の負担を求めていかないことには公立病院としてこれが存続できない、これが各自治体から選出された議員の共通の認識で、これが公募条件となったわけですが、その一方でこういうことがやられた。残念な思いであります。また、前河津の桜井町長は、1市5町の新病院建設に当たって、移転を強く主張していた首長でもあるし、地域医療振興協会と一緒に移転が大前提の議論をなさっていた方が、こういう状態のことを現指定管理者と一緒にやったということに関しては、看過できない問題があったと。

先日の共立湊病院組合の運営協議会では、現指定管理者は来年の3月いっぱいでの湊病院での診療の事業継続はないという、非常に微妙な言い回しをしておりましてけれども、そこで南伊豆町長にお伺いをいたします。

共立湊病院組合は、今の公立病院である湊病院、当然事業継続をしていくわけで、公刊、マスコミでも宣伝、あるいは報道されている空白という言葉がひとり歩きして、何かせっぱ詰まったものがすぐにでも起きようとしているような状態を想起させますが、私は、病院組合が事業継続をして湊病院を進めていく、その点、新病院の改築、開院まで、不退転の決意で全力を尽くすべきであると思いますが、南伊豆町長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この共立湊病院の建設と、それから、今指定管理者である協会とは来年の3月をもって期限切れになるわけでありまして。それについての、今、横嶋議員の質問であります。まず、本年の4月に新病院の建設に伴う公募型のプロポーザル協議の実施によって、そして特定者として、これは先ほどの質問でもお答えしましたけれども、戸田建設株式会社横浜支店が選定をされました。そして、同法人による提案というのは、地域の医療ニーズに合致したサービスの提供、それから合理的かつ効率的な病院の運営、そして地域の健康づくりの拠点機能の整備など、こういった具体的で斬新な提案が幾つか盛り込まれた、こういったすぐれた設計施行者としての評価をされたわけでありまして、あわせて、建設費やランニングコストの削減であるとか、工期の短縮が図られるなど、本協議の実施効果は予想を超える十分なもので

あったというふうに、まず認識をしております。そこで、新病院の開院予定であります、これが平成24年5月を予定しておりますので、早期完成に向けて組合が一体となって事業を推進してまいりたいというふうに、まず考えております。

それから、医療空白という言葉が言われましたけれども、これは先ほどの質問でもお答えしたとおりでありまして、今の指定管理者である協会が、新たに下田市の旧下田病院を買い受けて、そしてこの7月から経営に乗り出すと。そして、そこでは急性期の対応をしていくということでもありますから、この医療空白ということについては、あとこの地域のいわゆる地域的なそういった診療等について、この共立湊病院の今後の経営についてどうしたらいいかということ、今まさに組合の中で協議中でありまして、そういったことをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 賀茂地域の医療の問題でいえば、新病院の問題と同時に、この間、焦眉の課題になっているのは、救急の中でもいわゆる1次救急、入院加療を必要としない1次救急を、夜間救急を含めてしっかりと地域別、西海岸と東海岸の地域に分かれて、これに対応する施設をつくるということは、賀茂医師会の幹部の方からも、そういう提案と要求を受けて話を聞いております。この点で、私は新病院だけですべてを負うということではなくて、1次救急の課題としてしっかりと首長間で認識をして、これに対しては早急に取り組みをするという合意形成を進めるべきだと思います。この場所は、賀茂地域医療協議会だと思いますが、その点での認識。

もう一つは、新共立病院を建設した場合の跡地、跡地という言い方が適切かどうか、なぎさ園、老健施設は残るし、診療も残る。同時に、私はこれが医療福祉関連の施策を賀茂地域共通のリハビリなどの医療福祉をバックアップする、そういう取り組みに活用すべきだという提案をかつても行いましたが、その点での意思を、展望についてどのように考えているか、お答えをしていただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、前段のご質問ですが、この1次救急の問題は、今、賀茂医師会と委託契約を締結し

て、そして平日夜間は在宅の地域制、土曜の午後、日曜、祝祭日、これは在宅の輪番制によって対応することになっておりますが、診療所医師の高齢化等によって体制の確保が非常に難しくなってきました。そこで、1次救急が十分機能していないために、軽傷者でも2次救急医療機関である共立湊病院であるとか、あるいは西伊豆病院に搬送されたりして、2次救急医療機関の負担が非常に大きくなってきているということでもあります。

そういう状況下であります。この問題は、かつて、今言われた賀茂医療協議会でもいろいろ検討はなされてきております。さらにこういった問題点等を踏まえた中で、我々としては1次救急、こういった面での医療については検討していきたいというふうに思っています。

それから、後段の跡地利用の問題であります。これは、今現在の老人保健施設、あるいは診療所、こういったことが新病院建設計画の中でも確認をされておまして、老朽化した病棟であるとか、あるいは外来棟等はもちろん解体をする予定であります。そして、この跡地利用につきましては、地域の皆さんであるとか、あるいは関係者の意見等、十分反映をさせた中で、地元としてはやはり雇用創出が可能となるような、そんな計画が不可欠であるというふうに思っておりますので、これは組合会議で構成をする湊病院の将来構想調査特別委員会でもご検討いただき、そして、有識者を交えた医療委員会的なものを設置したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今回の質問は、一層厳しさを増している地域経済の中、住民生活の中で、それぞれある課題の中で地域雇用の創出、大変ですけれども、それと活性化を全力で進める。これは、町が合併しないで残っているからこそできることであって、そこに確信を持って取り組んでいただきたいし、私もその一員として全力で奮闘することを決意して、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（漆田 修君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 梅 本 和 熙 君

○議長（漆田 修君） 7番議員、梅本和熙君の質問を許可します。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） それでは通告により一般質問をいたします。

まず、町立幼保一元化施設整備推進委員会について質問いたします。認定こども園ということで、この町立幼保一元化整備推進委員会というのができましたけれども、この委員会において、私が漏れ聞くところによりますと、総合的に判断すると、既に幼保一元化のための計画はできており、審議会は民主的手続の一環として形式的に開かれているような話ですが、現在までに委員会が何度開かれ、どのような審議が行われているのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 長い名前ですけども、幼保一元化施設整備推進委員会と、これが正式名称です。現在までに3回行われております。これからあと2回か3回ぐらい行いますけれども、そういうことでございます。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） その中で審議されている内容というのは、多分幼保一元化のためにどのような保育とか幼育ですか、幼稚園の教育をやっていくかという、そういうことに絡めて場所の問題とか、そういうことも審議されていると思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） 今、教育長が申し上げましたとおり3回開催されました。その中で用地の選定、これにつきましても、3回開かれた中で3回協議をさせていただいております。場所の選定、場所をどういうふうを選定されたのか、また町内で候補地はな

かったのかとか、それについて意見を出したということでございます。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） その場所については、もう巷間伝わっている、いわゆる石井の県の圃場整備、あそこということでもう決定されたんですか。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） 一応、委員会の中ではそこにさせていただくというお話を、そこに決定をさせていただきました。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） それは、さっき言った話として、私が聞いた話の中では、もう既に決まっていた形の中でそういう場所が提案されてきたと。そして、町長にこの3月の予算のときに、この設計費がつかましたよね。このときに、場所ここにありきみたいな形ではやってくれるなということを町長に言ったような気がするんですけども、何か2回か3回でもう場所が決まっちゃったと。その決め方に関しても今から質問しますけれども、どうも決定の仕方が早過ぎやしないかと。住民の人は、ある程度の人は、あそこらしいということは知っていても、何でそういう経過でそこが決まっていたのかという、そういう過程を知らないまま決まってきたような気がするんですけども、この辺はどうでしょうか。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） この圃場の跡地を利用するということにつきましては、一昨年ですか、平成20年5月2日に議会の全員協議会の中で子育て支援についての質問があったというふうに聞いております。その席上で、幼保の2カ所の実現に向けて検討をしていくという答弁を、教育委員会というか、当局のほうでさせていただいたというふうに聞いております。その幼保2カ所というのは、次世代育成計画の中にのっています2園のことだと思います。

そういうことがありまして、教育委員会、委員会と町長を含めた中で検討をさせていただいて、平成20年9月29日に教育委員会が開かれまして、その席上で、教育委員会の中で、候補地としてどこがいいだろうかという検討がなされたということです。1案が、現在の幼稚園の跡地へ建てたらどうかと、また、2案は、差田の保育園をつぶして、あそこを更地にしてやったらどうかとか、また、3案として、今言われる南の圃場の土地、そういうところも

あるもので、そこは、そのときには県のほうもホームページ等で閉園するということが決まっていたので、その辺を借りてやったらどうかという検討はなされたんですけども、どこにするという決定はそのときにはなされなかったということで来ておりましたところ、平成20年11月5日に静岡県の産業部の技術兼農林技術研究所長さんが来られまして、平成20年でもって圃場が閉鎖になりますということで、町でその跡を有効利用できないかという提案があったそうでございます。それに向けて検討をしたということでございます。当時の副町長と、そのときはちょうど議長さんが渡邊議員だったということで、渡邊さんもお出でになられたというふうに記事には載っておりませんが、そういった方たちのお話がございまして、そこを農業用の施設として利用できないかという検討をいたしましたそうです。そのときに、やはり経費面、それから水道、光熱費が莫大にかかるよというお話が県のほうからあったそうです。それと、もう1点が、やはり足りなかった1つというのは、もしそれを利用した後、県へ戻す場合に、全部町費で更地にして返してくれということだったそうです。そうすると、それもまた多額のお金がかかるということで、やはりそうすると農業用施設、そういうことで使うのは無理かなというふうに断念をしたと。そこで、やはりとはいいいながらも、農業振興会であるとか、個人で農業をやられる方もお出でになるので、振興会のほうにお話したけれども、やはり広いということと、今やっているところで手いっぱいなものですからこれはできないよというお話がありまして、農業施設を利用するのはあきらめたと。そういうときに、やはり先ほども申しましたように、幼保園の問題がそこにありましたので、当時の副町長から幼保園の建設用地として利用したらどうかということが、教育委員会のほうに改めて来たということでございます。それに向けまして、教育委員会でもやはり3月の定例会等々で審議をいたしました。このときにも、場所というのはここには決まっておりません。このときも教育長、決定はしておりませんということで、教育委員会には報告をさせていただいております。

その後、平成21年度に入りまして、とはいいいながらも南崎保育所、手石保育所が統合されて、耐震、安全面を考えると、やはり2園のほうも、残りの保育園も耐震性のあるものになければならないということがありまして、急遽圃場を候補地とすることで検討させていただいて、それであれば面積的にも十分とれるのでそこを利用したらどうかということで、町長を含め、総務課長と検討させていただいて、そういうことで6月19日、それだったら議会のほうにも報告させていただいて、県のほうとの交渉に入らせていただきたいというのが6月19日でございます。そこで、議員の皆さんに、こういうことで入らせていただきたいと

いうお話をさせていただいて、6月30日に教育長と私で県のほうに出向きまして、これこれこういうことで利用させていただけないだろうか。また、そういった場合に、県のほうの減免といいますか、幾らかでも安くならないかとか、そういうお話を聞いて帰ってきました。その後、8月28日に議会の全員協議会の中で、県に行ってきましたご説明をそこでさせていただきました。そのときには、やはり県のほうでも公共用施設を使うのであればいいですよというお返事をいただいたという報告を、そこでさせていただきました。そこであわせて、幼保園の開園計画につきましてもお話しさせていただきました。その計画についても議会の皆さんにお話をさせていただいた後、9月から、議会が終了後、全地区、幼稚園、保育園、全地区を回らせていただいて、開園計画の話をしながら、候補地はこうですというようなお話をさせていただきました。ここで、あわせて地区懇談会もございましたので、その席上でもあわせてお話をさせていただいて、認定こども園という形で幼稚園と保育園を兼ね備えた施設をつくりたいというお話をさせていただきました。その後、認定こども園のことにつきましても、用地のことにつきましても、まだまだ理解をしていただけないと困るということもございましたので、また再度、今回統合を予定しております三坂、南上、南伊豆幼稚園の保護者の方たちに集まっていただいて、そこで再度お話をさせていただいてご理解をいただいたというふうになっております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 手続的に、我々聞いていて、特に私、これうかつに過ごしていたわけですけれども、渡邊議長の話が出ましたもので議長の話で、私たちは、例えばあそこにある建物に関しても、利用方法をどうしようかというようなことを渡邊議長は言われていた。私たちがいいなとか、そういことに対する、例えば買い取った後の土地をどういうふうにご利用するかということに関して、我々は執行側から相談を受けた気持ちがないんです。ただ、執行側が説明をしてきたというような積み重ねは確かにあったのかもわからないけれども、そういうことを受けていなかった、そういう形の中で、やっぱりあそこだったのかということに、今感じて質問しているわけですが。例えば、この南伊豆町幼保一元化基本構想、これにある南伊豆地区と南伊豆東地区という考え方がありますよね。そして、今局長が話した、東地区は南崎へ統合されたと。それで南崎へ統合されたからあれでいいという考えなのか、それとも南崎のあれは一時的なもの、僕は一時的なものだと思っていたわけですが。

も、あれに関してどのように考えているのか。そして、南伊豆地区に、今の石井のところにつくることによって、例えばこの一つの質問の要旨で、保護者の就業場所等を調査したのか、そして、そういうことに対しての便利性、保護者が今後子育てをしていくのに便利な場所なのかどうかという、そういう調査までして、こういう決定をしてきたのかということに関して、ちょっと質問します。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） お答えします。

今、ご質問がございました就業先、一番この辺が、施設の問題等と問題になると思います。保護者の就労先でございますけれども、差田保育所につきましては28世帯、36人の園児が入所しております。保護者の就業場所といたしましては、南中地区へと勤務をする者が12世帯、それから竹麻地区へ勤務される世帯が3世帯でございます。下田地区へ勤務される方が7世帯、それと三坂地区ですね、民宿等を営む自営の方だと思います。その方が6世帯となっております。全体で78%の保護者の方が三坂地区以外へと、南中、下田方面へと就労しています。また、南上保育園につきましては40世帯、49名の園児が入所しておりますけれども、保護者の就業場所といたしましては、南中地区へ勤務する者が14世帯、それから下田地区へ勤務する者が14世帯、それから竹麻地区へ勤務する者が4世帯、その他の地区、これは河津、松崎へ行っている方がございますけれども、3世帯、それから、南上地区が5世帯、これは農業を営む自営の方となっております。全体では87%の保護者が南上地区以外へと勤務されているということでございます。それから、南伊豆幼稚園におきましては、南中地区が27名、三坂地区が11名、美浜地区が4名、竹麻地区から11名、南崎地区から1名、南上地区から1名と、計55名の園児が入園しておりますけれども、保育に欠けない通常の幼稚園保育ですので仕事に関係なく、また通園場所等は、保護者には今まで以上の負担にはならないというふうに考えております。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

[7番 梅本和熙君登壇]

○7番（梅本和熙君） 南崎地区は。それと、南崎地区の問題と、南崎の保育所、これは永久的にあそこなのかという問題。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） まだ、永久的とは考えておりませんが、そもそもこの保育園の統合の問題は、町の次世代育成計画等でも漸次進めていくというふうな要件ができており

まして、私が聞くところによると、それが学校統合にあわせてやりたいというような話が昔あったんだと。つまり、学校を統合して、あいた校舎を使って保育園か、幼稚園にしていくというふうな流れがあると、こういうふうに把握しております。したがって、統合が進むに
したがって、要するに、学校統合にあわせた格好でいくという格好ですから、何年になるかわからないと、簡単に言えば。ところが、保育園の建物は、もう明日地震が来てもつぶれそうだと。これはもう放置はできないと。かといって、小中学校統合をすぐやれとはいかない
というようなことから、これは単独で考えていくべきではないかと、こういうふうな流れに
ちょっと方向が変わってきたように、私は把握しております。実際に、南崎の小学校跡地を
保育園として改装すると。どうも、小学校の建物で合わない部分がたくさんあると。以外と
お金がかかるというようなことまで見えてきたわけです。そんなことから、小中学校統合を
待って考えるという考え方は捨てたほうがいいのではないかと、とりあえずは。そういう
ふうな考えを、現在私は持っております。いずれにしても、南崎小学校の跡地については
行われたわけですので、これは、あそこへ改装するからには、少なくとも10年以上はそのまま
まだよという想定で当然つくっているわけです。これから後の歴史の変化でどのような動き
があるかわかりませんが、少なくともつくった以上は、相当期間はあの位置で行うと
いうことを前提に考えております。

第2番目の保育所、今度の新しい認定こども園は、石井を考えたということは先ほど事務局長から報告がありましたけれども、どうもいろいろ総合的に考えた結果、あの場所が適当
ではなかろうかというふうな結論に至った経緯がるる述べられましたので、ご理解いただい
たと思いますけれども、第2の保育所といいますか、一元化するという、本来は21年、昨年度
にでき上がっていなければならない計画だったんですが、3年おくれという格好で、その
道に決めさせていただくと、こういう流れでございます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

[7番 梅本和熙君登壇]

○7番（梅本和熙君） 局長、南崎地区の就業化形態は調べていないのですか。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） 資料をちょっと、きょう南崎のは持ってきませんでしたので、また後日ご報告させていただきます。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 教育長の思いというのはわかったんです。2園化というか、南伊豆地区と南伊豆東地区という形で考えていると。ただ、南伊豆東地区が南崎にあるということによる子育て世代に対する便利性とか、そういうことを考えたときに、本当にそれでいいのかという問題。それと、将来的にはまだまだ少子化していくであろうと。本当に2園必要なのかという問題も起こってくるのではないかと。そうした場合に、果たして今の石井が本当にベストなのか、今後のことを考えていったときに。そして、なぜ私こんなことを言うかという、私が子育て世代のときに、うちの女房がやっぱり手石保育所へよく連れていったわけですけれども、非常に手石保育所は、下田に通っていくには便利な場所だったんです。便利といってもちょっと大周りはするんですけれどもね。そういう意味の、今後の子育て世代のことを考えたときに、本当に教育長さんたち、教育委員会も含めてですけれども、保護者に対して、将来の保護者、今の保護者、そういう人たちに対して本当に確認をとったのかというのが本当に疑問に思うんです。それで、手石保育所の保護者には特段のご理解を願ったというんですけれども、特段のご理解って、教育長、どういう意味ですか。手石保育所の保護者の方たちに特段のご理解を願って——これは町長が言っているわけですが、教育長はどのように考えられているのか。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） これは、先ほどの議員のご指摘にもありましたが、いわゆる南崎新保育所の前の段階では南崎保育所と手石保育所があったわけですが、手石保育所が町内で一番大きい保育園でしたね。つまり、旧竹麻地区のお子さん方の数が非常に多かったと。町では南中町、そういう分布ですけれども、竹麻地区からすると、南崎へ通うというのは、普通に考えると逆コースです。ですから、ベストな場所とは言いがたい。これは確かです。しかしながら、これは学校統合の絡みがありまして、南崎小学校はより早い時期に竹麻小学校と合併したいんだと。これは地域の皆様方も、私の把握では9割以上がそういうお気持ちだったということで、それならば、南崎については、いわゆる10年の縛りがあるんです、10年たないと公共施設は移動ができないという。10年たっていないのは体育館だけだったんです。特別許可を文科省からいただいて、では学校統合のほうは進めましょうということになりました。建物跡をどうするのか、これが決まっていないと許可はしませんよと、こういう条件だったわけです。どうしようかということで、南崎小の跡地は大変場所もいいと、風光もいいので、青少年の施設にしてもいいのではないかとか、いろいろな意見が出てきたんですけ

れども、結局、今の財政状況の悪い中では、町単独事業として行うには困難であるということで、ならば、やっぱり保育所のほうに、大変だけれどもしばらく腰を据えやっていただく格好をとるしかなかろうという結論になったわけです。もちろん、私だけではなくて、これ町長も参加した中で当然相談申し上げたと。町長の裁量がなければできませんので、そういうような形で、総務課長も含めて全員で相談した中で、そういう流れになっていったと、こういうことであります。ですから、この難しさは普通ではないと私も思いました。保育園のほうを向こうへ動かしたということは、本当にこれは困難を伴うよということを十分私も覚悟しております。仕方がない、方法としては、通う足を確保するしかない。それが、いわゆるスクールバスじゃなく、幼稚園バス、園児バスということになります。現在、園児バスを運行してやっているわけなんですけれども、今のところ、まだ4月、5月ですから余り結論的なことは申し上げられませんけれども、そちらへ動かされたことによる大きな不満ということは、全く聞いておりません。むしろ、施設整備が整い、広い、その中で生活するメリットのほうが耳に入ってきます。そういう状況でございます。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 場所がどうのこうのという不満は教育長のところには行かないと思います。それはそれでいい。それで、教育長が最低10年使うと言ったけれども、ただ、計画的に考えるときには、私が考えていたのは、教育長が言われたように学校統合、いずれ南伊豆の場合は中学校が一つになるんだらうと、そういう中で全体的なことが考えられるのかなと思っていました。そういう意味で、今回場所が大体そういう方向でいきそうだとということに対してちょっと不満はあるんですけれども、いわゆる、もっとパブリックコメントというか、そういうこともやっていただきかったというような感じもしたんですけれども、その点はそれで結構です。結構って、私は納得したわけではないんですけれども。

それで、今度は建物の構造なんですけれども、庁舎建築に関して木造ということがよく言われたわけなんですけれども、これについては、今審議会のほうでどのような考えでいられるのか。町長なり教育長なりはどのように考えていられるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） お答えします。

建物の構造につきましては、現在、施設整備推進委員会の中で検討しているところでござ

いますけれども、子供たちの安心、保育できる環境をまずつくろうということを重要と考えまして、環境に優しく、温かみのある施設とするために、木材での建設を基本的に考えていこうということで、今進めております。また、安全性を考えると、やはり2階建てよりは平屋のほうがいいだろうと、そういうことも討論しながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 大体、教育長、どれぐらいの建物に対する予算、考えられているんですか。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） これは、私も素人だから、はっきりとこのぐらいかかるだろうという断言は、大変申しわけないけれども、できませんけれども、ただ、よその町でつくった見積もりは聞いていますので、東伊豆町で幼稚園1棟つくりました。そのときに、約4億かかったというふうに聞いていますので、それに近い金額はかかるのではないかなという想像は申し上げます。しかし、素人の想像ですので、余り正確とは言えないと思います。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 木造でやるということは庁舎と違っていいんじゃないかなと思うんですけれども、町長、町内業者の活用というか、そういう意見がいろいろ庁舎建築でも出ましたし、できれば町内木材を使えという意見まで出ているわけで、これに対する町長の考え方というのはどうなんですか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この木材使用は、このたびの庁舎建設についてもいろいろ、議会でもそうですし、一般からもそういう声がありました。ただ、庁舎の建設につきましては、やはり3階建てということもあったりして、木材というのは非常に難しいということで、これも梅本議員も、委員としていろいろご検討いただいておりますのでご承知かと思えます。そこで、このたびの幼保の建設ですけれども、これは、今予定しておるのは、先ほど教育長が申しあげましたように平屋を予定しております。そうすると、これはやはり教育、あるいは保育、こういった子供

たちの施設だということを考えたりすると、木造がいいのではないかという考えは私も持っています。ですので、これにはそういった基本的な考えをもとにして、そして専門家の意見も取り入れながら、また関係者の意見もお聞きしながら、そういう方向で進めていきたいという考えを、今持っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） それで、入札方法ですけれども、いろいろあるみたいで。ぜひ町内業者が参加しやすい入札方法というものを検討してもらいたいと、このようにお願いして、この質問は終わります。

次に、石廊崎の問題ですけれども、この質問はもう10回ぐらいやっているんじゃないかと思うんですけれども、南伊豆町の基幹産業が観光だと、そしてその中心が石廊崎であると、これは町長の考えも同じではないかと思えます。そういう意味で、石廊崎の訴訟は早期に解決するほうがいいのではないかと。そして、特に観光業者、宿泊業の方々に会うと、お客は少ないよ、不況だよということを聞くわけで、そして、その中で早く石廊崎の問題を解決してもらいたいという話も入ってくるわけです。この問題が起こったのが平成16年のゴールデンウィーク明けに閉鎖された。そして、もう既に6年を経過した。長いですね、6年間というのは。その6年間の間に、石廊崎の観光は物すごく空白期間と言っていいんじゃないかと思うんですけれども、そういう状況で、町内経済にも物すごく影響を与えてきたんじゃないかなと、このように考えるわけです。

それで、町長先ほど言ったように、当町の基幹産業は観光だと。そして、石廊崎は南伊豆長、さらに伊豆の観光の中心、観光スポットであるということもよく発言されていたわけで、町長にお聞きしたいんですが、石廊崎が伊豆周遊のために、トイレ休憩に必要な場所、重要な場所だということをよく業者が言うんですけれども、この認識が本当に町長にあるのか。そして、町長は最近石廊崎に行って、石廊崎のぼさぼさの状況ですか、ぼさぼさとは言わないけれども、どうも観光地として整備されていないなというような感じのする状況であると。そういうことに対する町長のまず考えとか、感想みたいなものを聞かせてください。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

伊豆半島といえば観光、観光といえば伊豆半島の南端の石廊崎が、いわゆる代表的な代名詞として使われてきた今までの経緯があると思います。そして、こういう石廊崎のあの場所がこういう状態になってから、やはり今、梅本議員が言われるように、荒れてきているということを、私もまさにそういう感がしております。しかし、やはりこれも今まで何回となくこの議会でも出ましたし、ほかの団体等からも要望が来ましたが、何せ今係争中であるということで、我々は何しろこの裁判に勝つことだということで、皆さんの質問にも待ってくれと、係争中ですよということで、ぜひ裁判に協力してもらいたいということでやってきました。そして、一審で勝って、今二審へこの問題が上がっております。東京高裁、ですから、この裁判はまだ終わっておりません。ですから、我々は裁判に勝つことを依然としてまだ継続中であります。ということをご理解いただいて、今、梅本議員が言われることは全く私も同感であります。そういうことで、この問題については近々、この二審へ上がったことについての経緯を説明して、そして、今どういう状況にあるかということをお断りして、皆さんに説明を、報告をする予定であります。今、ちょっと調整中であります。そういう段階にあることだけを今日申し上げて、この問題についてはご理解いただきたいという思いであります。

以上です

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長が言われるように、それだけで引き下がるわけにはいかないんですよ、私の質問は。それで、どっちにしても控訴審に入ったと。そして、控訴審に入って、裁判官から和解勧告の話はあったと思うんです。そして、私は石廊崎のほうから、我々は南伊豆町に和解を提案していますと。それに対して、南伊豆町が和解に乗ってこない。それは、例えば和解というのは、向こうから提案があって、例えば6億で買ってくださいという話かも知れない。だめですよと、そんなに買えないでしょう。それとか、場所の問題があるかも知れない。例えば、ここのところだけ3億ですよとか、ここのところだけ幾らですよとか、そういう話がいっぱいあるんじゃないかと思うんですけれども、それに対して、町長、耳をかさないで、例えば弁護士任せにしていくというのは、南伊豆町の意味が入ってこないわけです。町長の意味ではなくて、南伊豆町としての気持ち、これに対して町長、どうなのか。これから和解のことを考えていくのか、これも係争中だから言えないというのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 耳をかさないわけではなく、耳をかしています。この問題は、いわゆる、何度も申し上げますけれども、今係争中であるということ。そして、今言われた、梅本議員が使われた和解という言葉、これは確かにそういう意味合いの言葉が裁判官から弁護士を通じて我々のほうに来ております。ですから、このことについて、近日中に皆さんにもご報告したいということです。まさにその最中であります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） では、推測で物を言いますけれども、いわゆる和解案を練っているということですか。そのことはそれでいいとして、しゃべれないんでしょうから。

5月15日に、町長、川勝静岡県知事が石廊崎を訪問されましたよね。そして、ジャングルパークとユウスゲ公園を視察しました。そのことは、私もいましたけれども、町長も当然いられて、そのときに町長と川勝知事が石廊崎のことについてどういう話をされたのか、もし話せることがあったらぜひ。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） あのときは、川勝知事があそこに初めて来られたということで、非常に素晴らしい景観ですねということでは言われました。そして、今、係争中である岩崎産業のあの土地へも、バリケードを解いてもらって入ったそうです。そして、岩崎産業の社員の方に会って、案内していただいて中を見たそうです。そういう話をされました。そういうことで、現地を見てもらったという程度で、特にそのときの知事の感想とかは、私は正直言って聞いておりません。ですから、我々としては、あそこを一遍現職の知事に見ていただいたということですから、今後のいろいろ、この岩崎産業のことだけではなくて、石廊崎全体の、あるいは南伊豆町の観光について、また県へ行ったりしてお願いをするときに、知事あそこですよ、例の場所ですよとすることができるわけです。ですから、そういう意味合いで、また、知事さん今後ともよろしくお願ひしますというあいさつをした程度です。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 今、町長が、県へ行ったら知事をお願いしたいという話が今出たはずで、それで、私はせっかちなもので、町長、早く行くべきですよ、県へ。そして、やっぱり私はちょこっと川勝知事の言われていた、ウィンウィンの解決とは何を意味するのかと、こういう質問をしているんですけども、ウィンウィンの解決というのはまさしく和解を言っているんじゃないかと。川勝知事は、両方が、双方にとってウィンウィンの解決になるように、川勝知事がそういうことを言われるということは、少なくとも県としても、南伊豆町に対してそれなりの援助差し伸べますよという意味があるんじゃないかと、私はそのように感じたので町長言って、ぜひ県知事のところに行って、いろいろルートはあるでしょうから、お願いをしてもらいたいと。それから、これ最後にあれなんですけれども、本当に町長、裁判が終わっても、勝った、負けたじゃなくて、土地所有権がどこにあるのかという問題を考えたときに、岩崎にどうしても、勝ったから土地所有権が南伊豆町に来るという話ではないわけで、そういう所有権の問題、そして所有権がだめなら土地の利用権の問題、こういう問題を解決していかない限り、本当の意味の、裁判が勝ったから、負けたからで解決した問題じゃないと。そういうことを考えたときに、町長が決断されることは、今後は、所有権を取得する意思なのか、それとも利用権でいくのか、それとも、もうあそこはいいよと、石廊崎の観光のためにはあそこではなくて別のところで南伊豆町は考えているよと、ユウスゲ公園だけでいいんだよと考えている、そういうことなのか。この辺のところを町長、少し。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 今ご自分でせっかちだと言われましたけれども、かなり積極的に前へ、前へといろいろ述べられました。私も梅本議員の言うことは十分わかります。ですから、そういう思いがあるがゆえに、今後のことを近日中に皆さんに報告したいという思いであります。今日のところは、そういうことでひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） どちらにしても、町長、裁判に勝った、負けたじゃなくて、和解という方向で早い解決、そして、もう既にあの問題が起こってから6年も経過していると。これが、今から例えば和解にしたって、和解案を詰め合う、そして、そういう流れの中で最終的に決定していくのに、早くたって3カ月、長ければまた五、六カ月、1年とたってしまう。

そういうことがないように、ぜひ町長の決断、そして相手方とのうまい和解案を引っ張り出すように頑張ってください。

それで、次に共立湊病院の問題に入りたいと思います。

これはもう先ほどから同僚議員が何度も、共立湊病院の問題を質問しているわけですが、このジャパンメディカルアライアンス、次には格好よくJMAといいますか、だれの紹介で指定管理者候補になったのか。町長が自分で探したのか、それともだれかの紹介なのか、この辺をひとつお聞きします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この問題は、午前中の質問等でもお答えをしてきました。我々は共立湊病院の医療を何としても継続して、指定管理者が決まるまで進めていかなければならない。そして、新しい指定管理者を早急に決めて、今後の医療を確保しなければならないという思いで、今取り組んできております。そんな中で、今出てきたのがこのJMAであります。社会医療法人JMAであります。だれの紹介かというご質問ですが、我々は病院を、今の医療振興協会にお願いをしてやってきて、来年3月に契約が切れるわけですが、その後のことについても、今の協会には意向打診をしてきました。しかし、協会も確たる返事もないまま推移してきておるわけです。このまま放置して時間が過ぎると、結局は指定管理者が決まらないまま時間がたつだけだということの中で、我々はやはりあらゆる情報を得ながら病院医療法人等を探してきました。そんな中で、たまたま病院の組合議会が視察を毎年行っております。そこで視察をした際に、福島県の町立にある病院の指定管理者である財団法人星総合病院の理事長、この方が非常に見識のあらわれる方で、こういうところもあるよという話を組合員が聞いて、では一遍それを調べてみたらどうだろうということから始まったのがこのJMAであります。

このJMAの医療法人につきましては、また後ほど説明する機会があると思いますけれども、経緯としてはそういうことでもって、今協議をしているということです。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 先ほどの質問にありましたけれども、JMAとの交渉はどの程度まで進んでいるかということなんですけれども、交渉に関しては申請書提出の作業中であるみたいなことを言われた。それがいつなのかちょっとわからないんだけど、町長、管理者と

しての答弁になるんでしょうけれども、組合議会への提案をいつごろに考えられているのか、この指定管理者。この辺はどうでしょうか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この指定管理者の組合への提案というのは、やはりまだその前にやらなければならないことが幾つかあります。今進めておるのは、事務レベルでの細かい点の協議、これをやっていて、そして、それぞれの構成する市町の首長会議、運営会議にかけて、そしてそこで合意をいただいて、それから病院の組合議会にかけるという段取りになるわけです。ですから、私はできれば、これはおくれてきているわけですから、なるべく早急という思いでおりますけれども、そういう日程を組むとなかなかやっばり。例えば、運営会議1つ開くにしても、今日程調整したけれども、なかなかこの1週間のところで日程調整つかないんです。そんなこともあったりして、なかなか我々の計画どおりに進めるわけにいかないものですから、なるべく早くという表現でまことに漠然として申しわけないんですけれども、今のところ、そういうことでいえば、一日も早くということで、今取り組んでおることだけは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長のお話の中だったか、報道の中だったか、6月には組合議会へも提案したいみたいな話があったような気がしますが、早急ということで、それは結構です。

それで、この事務レベルというか、いろいろ話し合いをJMAとしているんでしょうけれども、その中で、医療スタッフは、特に10名の医師の確保ができたのかという問題と、それと今、地域医療振興協会に勤められているスタッフの人たち、この人たちがそのまま横滑りでJMAへ来るという話もなさそうな話をよく聞いているわけです。いわゆる、地域医療振興協会のほうで今のスタッフの人たちに、例えば就職先をあっせんしてあげるとか、いろんなこともやっているみたいな話も聞きますし、とした場合に、本当にJMAが再来年の、平成24年5月ってわがままなこと言っていますけれども、その平成24年5月にそのスタッフを集めて開院が本当にできるのか、そういう目安までつuitたのかどうか、これ町長、どうなんですか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この病院経営で、やはり一番重要な項目の一つは、医療スタッフをそろえることだと思います。そこで、今の協会があれだけの規模で病院経営を我々がお願いしていて、そして、午前中の質問でもありましたけれども、協会が下田病院の経営に7月から乗り出すということですから、そちらへのスタッフの異動も当然あるやに聞いております。そうすると、やはり今の共立湊病院に勤務されている医療スタッフの皆さんは、医師、看護師等、どういう思いでおられるのか。ただ、後のJMAに切りかえるについても、まだJMAは、先ほどの質問ではないですけれども、指定管理者の議決をしておりませんので、動けないと思うんです。そういういろんな難しさもあったりして、スタッフの確保という点では、はっきりいってJMAはまだ動いておりません、もちろん。ですから、そういうことがあるわけですから、なるべく我々は今の協会の動き、そして来年の3月の期限切れ、そして新病院のスタートする予定とする平成25年4月を目安として、5月を目安として、いろんな点からこれらをよくあわせ考えながら、この医療スタッフの確保については我々もできる限り新しい指定管理者に協力をして、そして、よりよい病院スタートができるように取り組んでいかなければならないという、私としては個人的にはそういう思いで今おります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） スタッフの件は、確かにJMAがまだ管理者になっていないという意味で、指定されていないという意味でそういうことでしょうけれども、問題はもう一つあれなんですけれども、町長、公募条件の中に開院日は平成23年4月1日と記載されているんです。この23年4月1日という開院日について、JMAが、私たちは平成24年5月しかやりませんよと。これは非常におかしいのではないかと。これもあくまでも公募条件だと。だから、その辺のところをJMAと本当に交渉されているのか。JMAは、それだったら受けられませんよと管理者側に言ってきているのか。ただ、この辺のところは非常におかしいと。開院日は平成23年4月1日を平成24年5月に条件変更することが、公募条件の信頼性を低下させないのか。これは公募者が言っているんですよ、別の部分で。いわゆる減価償却費用を100%負担する、そのことを変えてしまうということは、公募条件の信用性を低下させると。これは、減価償却費のことはそうであって、開院日に関しては変えても、その公募条件の信

用性を落とさないのか。町長、これどのように思いますか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 確かに、公募条件の中では平成23年4月ということが言われてきました。ただ、その4月の開院というのが、ご存じのように、いろいろ指定管理者の辞退届があったりして、建設の時期がおくれてきてプロポーザルもおくれ、結果的には1年3カ月の開院予定がずれ込んだわけです。そして、我々は平成23年4月が目標でしたけれども、今回は公募条件を前提としたということで、公募条件の4月1日というのではなくて、新たな今回のJMAについては、新しい病院でなければやれないと。今の病院へそのまま移るとなると、やはりそれなりのまた経費の面であるとか、出てくるわけです。ですから、そういうことでもってJMAさんは言われてきたと。そして、今の協会はどうかというと、もう来年の3月で期限切れだということで、今よく言われているのが、ではその間の医療空白はどうするんだということが問題になっているわけです。これも午前中に質問がありましたけれども、それは急性期の病院を新たに下田病院でも対応していくという理事長の弁もありましたから、我々はそれを信用して、ただ1次救急であるとか、そういった面での診療所としての機能は何とかして確保しなければならないというような思いでおるわけですが、そういう段階で、まさに今、ある意味ではいろいろ検討中ということでもあります。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長が空白期間という問題言われました。その空白期間が発生しているのが、公募条件に合っていない、公募条件の4月1日を受け入れないから空白期間が発生しているんで、このように考えられるわけですが、そのことはそれで置いておいて、ただ町長、今、地域医療振興協会のほうが下田病院を急性期の病院に変えると。ただ、あそこは60床しかない。そして、今まで年間、共立湊病院が1,400程度の救急医療を受けていたと、1次、2次含めて。そうすると、果たして60床の今の下田病院を、例えば地域医療振興協会が請け負って始めて、例えば1,400の救急医療を受けてくれるのか。先ほど、町長のほうで賀茂医師会とかという話もあったような気がするけれども、賀茂医師会の人たちも、本当にそこまで真剣に物事を考えてやってくれるのか。今までだって、ある意味では地域医療振興協会というか、湊病院にお願いしていた状況の中での救急医療です。その辺のところを本当に、町長、医療空白なく地域医療振興協会が下田病院でやってくれるから大丈夫だよ

と大見え切って言えるんですか。前、町長、同僚議員の12月の質問に、安心して待ってくださいなんで、こんなすばらしいことを言ってくれたのに、どうもみんな安心して待っていらなくて、いろんな意見がここで出てきているわけですね。どうですか、町長。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 今の質問ですけれども、やはり、今の共立湊病院で対応している2次救急等は、果たして新しく経営に乗り出す下田病院で対応できるのかと言われると、確かに私は規模的に、あるいは一部無理だと思います。がしかし、こういう事態になったことがいろいろありましたけれども、我々としてはできる限り、その急性期の対応を、その新しい下田病院で協会がやられると言っている、それも信用し、お願いをしというか、対応していただくということで、100%ではないにしても、あとの不足分をどこでということと言われたと思います。それについては、今の共立湊病院で今後どういう対応をしていくことになるのか、それも含めて、今検討中です。ですから、このちょうど今過渡期ですから、第1次、第2次救急、いわゆる急性期の病院としての機能、それから診療所はもちろんですし、そういった面であるべく地域の住民の皆さんに不便をかけないような格好で持っていくべきだということで、今まさに検討しております。そういう最中ですので、ご理解いただきたいと思っています。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、3月の議会でも言ったんですけれども、下田市長の医療継続があるから大丈夫だということを信用する。信用すると言われた、町長、余りにも安易に、管理者として、指導者としてそういうことを言われるということが不思議だったんですけれども、そのことはそれでいいんですけれども。町長、例えば協会が下田病院を経営するわけですね、今後。そうすると、今度はJMAが新しく南校の跡地に建物ができて経営を始めても、例えば本当に経営的に採算性が合うのかどうか。この問題の起こりというのが何かあったら、地域医療振興協会が、この南伊豆町にいと患者が減ってきて、じり貧になってきていると。医療経営が厳しい状況になってきていると。できれば下田へ出たいというような話が初めにあったような気がします。そういうようなことを考えたときに、例えば、今までは下田病院は、いわゆる介護というか、社会的療養病院みたいな感じですね。これが急性期をやりますよと、患者持ってきますよといったときに、果たして本当にJMAが成り立つ

のか。そして、JMAが成り立たなかったときに、この問題に対して、例えば管理者、そして首長さんたちはこれをどのように考えるのか。この辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今までの医療の形態というのは、我が町に共立湊病院があって、そして下田の下田病院は療養型で運営、経営されてきたと。これが経営者が変わって、今度は協会がその60床を後をやると、急性期としてまたこれも対応していきたいということですから、病院の存在そのものは変わらないわけです。ただ、我が町の共立湊病院の機能が下田へ移るということになる、下田市内のいわゆるそういった面でのベッド数というか、言ってみれば過剰に行くということをお願いすると思うんですね、梅本議員は。そういったことになるということではないかと思えますけれども、我々はやはり今までの提出した病院の何とか、場所が変わっても同じか、もしくはそれ以上の機能でもって病院経営をしていきたいという思いがあるから、建てかえ問題に取り組んできた経緯があるわけです。ですから、その辺の思いを何とかして新病院では成し遂げたいということで、これが下田病院の60床の、療養型といえども、将来そういった機能を備えた病院として競合した場合ということについては、これは非常に難しい問題で、私はここで管理者とはいえども、これについてコメントするわけにはいきませんし、私もまだ見えない面というものもあるわけですから、そういったことでひとつ今日はご理解いただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） これは確かに、だれがやっても見えないと思います。ただ、問題は、町長、JMAに対して、協会がやりますよということをJMAも承知しているんでしょうけれども、そういう流れの中であなたたちに任せるんですよ。だから赤字になる確率というのは強いんですよ、経営が。その辺のところもちゃんとこんこんと言って、それでも我々自治体としては面倒は見られないんですよと、公募条件の中で、その辺のところを契約の中ではっきり言うということ、これはお願いします。

それと、跡地問題に対してさっき話が出ましたけれども、南伊豆町にとって診療所は当然必要なわけですが、このことを何かさっき町長言われましたか。JMAは必ずあそこ

へ診療所を残してくれるのか、やってくれるのか、この辺のところ。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この診療所の問題は、新たに病院を経営する場合に、その指定管理者があわせて経営するということが、ある意味条件的に言ってきております。ですから、特段これについてはまだ話し合いはもちろん、具体的には入っておりませんが、もちろん我々はJMAさんが診療所をやっていくだろうというような理解をしております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 理解してもらっているのは結構なんですよ、町長。それで、先ほどの下田市長の発言ではないけれども、それを信頼する、人がよ過ぎる部分もあるでしょうけれども、このJMAに対しても、診療所は必ず条件なんだよと、管理者としてはっきり言ってもらいたい。そして、例えば今の病院、あれ全部壊してしまっただけで新たに診療所をつくるのか、それとも一部を残して診療所にするのか、この辺はどうなんですか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この後の経営の診療所については、かなり専門的な要素も含まれると思いますので、私はここでどうこう言えませんが、原則的には、あそこはもうすべて施設を解体して、そして新たな診療所を構えるという、基本的には今思っていますけれども、例えばそれがまだ使える建物があれば、その建物を使うことがより効率がいいじゃないかということであればそれを残すこともいいでしょうし、それらについてはまだ今後の検討課題だなという感じがしております。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、南伊豆町にとって、診療所が残るということは非常に重要な問題でありまして、ぜひ町長、これに関しては全力を持って、多分残ると思うのではなくて、残しますという発言を町長は本当はしなくてはいけないんです。そういう形でぜひ今後やっていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（漆田 修君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで、2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時05分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 稲葉勝男君

○議長（漆田 修君） 4番議員、稲葉勝男君の質問を許可します。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） それでは、通告により一般質問をさせていただきます。

先ほどから同僚議員が質問しておりますが、今度新しくなる新共立病院の建設の推進状況と今後の見通しということで町長にお伺いします。

現在、南伊豆町の町民、特に高齢者は共立湊病院に入院、あるいは通院されている方が最も関心を寄せており、また不安に思われているのが、この共立湊病院でございます。私たちにもいろいろ皆さんから問い合わせがございますが、残念ながら一切詳しい組合の情報等もまだ報告もされておられませんし、新聞、テレビ、あるいはそういう報道関係で見たとおりですよということしか申し上げてはおりません。町長が管理者でありますから、もっとその情報等も私たちも仕入れなければいけないでしょうけれども、今のところそういう状況でございます。

そこで、まず1点、新病院の建設については、改革推進委員会の答申に沿って工期短縮及びコスト削減を図るため、設計、施工を一括で契約できるプロポーザル方式により、業者は決定されております。しかし、肝心の、先ほどから同僚議員も質問しておりますが、その指定管理者については、昨年8月に決定した医療法人が、12月には諸事情から指定管理者辞退届が提出され、そして現在に至っております。病院組合議会でもこの指定管理者辞退届が出されてすぐに、確か特別委員会を設置して、百条の調査を行っていると思います。百条調査というのは、執行者側に不備な点があった場合、それをただして、執行者側にそれを申

し上げ、それを執行者側は法的に根拠あるわけではないですけれども、それを自制したりして、町民の福祉というもののためには聞き入れなければならないような、そういうシステムだというふうに、私は感じております。

それで、その百条委員会からの報告が、現在されたということも聞いておりませんし、例えば、その百条委員会の中で当局がこういうところを是正したほうがいいのではないですかということが仮にあって、そういうものが出てきてそれを是正した場合、ではもとの下田の医療法人のほうから、それだったら私たちがやりましょうということがあるのか、ないのか。もう辞退届だということ、それを完全にもう辞退届が出ているから、その当時の医療法人はその時点で交渉する余地はないのか。どういうふうにその辺は町長、考えていただけるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この共立湊病院の指定管理者の問題で、今言われた百条調査の関係ですが、これについては、私は管理者とはいえども、やはりこれは議会の調査権ですので、我々は立ち入ることはできません。ですが、やはりこれも調査が進められて、近いうちに報告がなされるということは事務局のほうからも報告を受けておりますので、私としてはそれを待って、どういう結果が出るのか、これについては対応していきたいという思いでおります。何にしても、我々は、それよりもやはり今、指定管理者の問題で、これは先ほども質問がありましたけれども、何としても新しい指定管理者を決めなければということで、今むしろそちらへと重点的に取り組んでおりますので、百条については、今そういう状況にあるということだけは言っておきたいと思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 確かに町長がおっしゃるように、百条調査というのは議会に与えられた調査権でありますから、町長のほうからどうこうということではないんですけれども、これで調査された結果が、結局先ほども申し上げましたように、議会の調査権というのは執行者側に瑕疵があった場合、そういう者に対しての調査を行い、それがこういう結果だからということで報告されたとき、それを、法律的には先ほども言いましたけれども、どうしても

守らなければならないということではないんですけれども、そういう報告が出て、それが結局辞退された前の医療法人の方がその結果を見て、これだったらできますよということに仮になるという、そういうあれはないですか。そういう場合であっても、もうその時点で辞退届が出てきているから、それは辞退届を受理すると。受理はされているんですけども、もうその話は、幾ら結果が出ても再度交渉することもないでしょうけれども、町長、その辺はどういうふうにやられますか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この百条調査の結果と、それからさきの、いわゆる指定管理者として辞退届が出されたこととの関連ですが、これは、私は辞退届が出されたということで、もう指定管理者として予定されていた法人についてはもうそこで、もう辞退届ですから、我々が受理した以上はそこで効力を発したという解釈で今まで進めてきておりますから、そのことについては、我々は基本的には変わらないというふうに解釈しております。ただ、百条調査の関係がそこまで及んで、どういうふうな報告がなされるのか、それはわかりませんが、それはまたその報告書の内容によりけりで、我々としては基本的に、また法的なことであるとか、ほかのことも含めて検討しなければならないかなという思いが今しております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今の段階では、町長からそういう答弁しかいただけないと思います。

先ほど来から話が出ております今度の指定管理者候補として、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス、この法人の規模というか、そういうものがどのぐらいのことであるのか、その辺のことをちょっとお話しただいて、それで、先ほどから聞いていますけれども、まだ指定管理者になるかならないかはっきりわからないんですけども、町長、管理者として、この医療法人ジャパンメディカルでしたら、なる可能性はあるなとかという、そういう、町長個人としてでもいいですけども、そういうところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

現在、新たな指定管理者として交渉を進めておりますのが、先ほどから出ております社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスであります。これについて、この際、若干法人の説明をさせていただきます。同法人は、神奈川県海老名市に本部を置く社会医療法人であります。そして、社会医療法人というのは、平成19年の第5次医療法改正によって創設をされた法人格でありまして、救急医療等における公共性、それから公益性に高いレベルが要求され、経営面でも透明性と永続性とで一定基準を満たす法人のみが厚生労働大臣から認定されるものと言われております。

同法人のグループにおける現在の運営状況であります。急性期医療を中心に神奈川、埼玉両県にて5つの医療施設と2つの介護老人保健施設、特別養護老人ホームを3施設、2つの許可保育所、それから14の在宅介護事業所の運営をしております。同法人の職員数だけで約1,600人を超え、許可病床数の合計は779床であります。また、平成20年度の社会医療法人単位の決算では、190億円以上の事業収益を上げておるといふうに聞いております。

同法人の基幹病院であります海老名総合病院についてご紹介をさせていただきますが、同病院は、小田急海老名駅近くに位置して、許可病床数は469床、外来部門では外来専門部等を設置して、そして24の診療科目を開設、このほか心臓血管センターなど5つのセンター機能を有し、20以上の教育研修指定を受けた教育的機関としても多くの医師及び医療職を受け入れており、同病院職員総数は760名となっております。病床規模の比較では、旧国立東静岡病院の静岡医療センターと同規模クラスということになりますので、規模的にもご想像がいただけるものと思います。また、伊豆長岡の順天堂静岡病院は552床規模であります。海老名総合病院に隣接する海老名メディカルサポートセンターの117床（回復期・慢性期）を合わせると、同規模程度となります。

それから、平成21年度実績では、救急車の搬送件数が4,500件を超えて、手術件数でも4,600件に上り、地域医療支援病院として海老名市、座間市等、人口30万人の神奈川県中央エリアの急性期医療を担っております。以上が法人の概要であります。

組合との協議は、4月以降毎週行われ、法人のトップである杉原理事長を中心に、公募条件での早期受託に向けて、今調整中であります。私もこの病院にはもちろん訪問して、理事長ともお会いし、役員の方ともお会いして見てきました。確かに、今申し上げたような規模の相当大きい病院であります。

JMAについては以上であります。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、町長のほうから、このジャパンメディカルアライアンスの内容が説明されましたけれども、確かに相当経営規模も大きいということで、そういう面では安心してはいますが、ぜひこの、やはり、もう本当にがけっ縁に立たされている状態ですから、これを管理者として、この法人と指定管理が結べるような、そういう方向でぜひ町長には努力していただきたいというふうに思います。

それで、2点目としまして、これも先ほど来から質問が出ていますが、当初平成23年4月1日から新病院ということで計画されておりましたが、今後1年1カ月延びるんだということですが、これは本当に患者さん、それから町民の皆さん本当に不安に思っていると思うんです。ですから、昨年、町長、心配しなくてもいいですよということを自信満々に答えておりましたけれども、本当に今の、町長から先ほど同僚議員の質問の中でも、まだ未知数のところが非常に多い状況なものですから、町民としましたら本当に不安がまだ解消されたということではありませんけれども、その1年1カ月空白の期間が出ると。これについて、最初は地域医療振興協会の吉原理事長が、空白はつきりませんよということを言われたということだったようですけれども、それが今度は次期管理者との交渉にして、私どもはもう退きますよというような結果を出しております。そして、先ほど、医療1年1カ月の空白の期間、地域医療振興協会が新たに現下田病院を運営するんだという中で、その1年1カ月の期間をうまく向こうへ行って、患者さんを今まで同様といっても、確かに病床数も少ないし、その辺が一番ちょっと心配されることについての答弁がさっきあったんですけれども、とにかく、一番心配しているのは、現在入院している方、それから通院している方、通院している方がいろいろ言ってくるのには、もう医者の方立湊病院の担当医が、来年の3月31日に私たちはもういなくなるというか、引き揚げるから、新たにどこかの病院を探してくださいよとか、そういうことを言っているというのは、本当に年寄りの方からも連絡があります。

これについて、やっぱり今まで地域医療振興協会の医者と患者との間でできた信頼性というのが一番あるわけです。それが、その医者から言われたということで、非常にショックを受けて、どうしたらいいだろうかというような、そういう切実なる気持ちでいる患者さんが結構いることも聞いています。ですから、それを払拭するには、当然今言った下田病院を運営されているから、そちらへ行けばいいんでしょうけれども、だけれども病床は60床ですか。それと、今現在いられる方を全部そこで受け入れられるか、その辺の心配もあるわけです。ですから、そこらを再度地域医療振興協会との構想を、町長、管理者としてされるのか、そ

それはもうそういうふうになったから、もう仕方ないんだというような気持ちでいられるのか、その辺をちょっとお願いします。そうしたら、町民の方も安心するし、また不安に思うんでしょうけれども。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まさしく今、稲葉議員が言われるように、共立湊病院でそういう事態が起きているということは私も報告受けております。言ってみれば地域の住民の皆さんのそういった不安があるということは、我々としてももちろん責任があるわけですし、何とかそれを払拭しなければならないということで、午前中からも質問がありましたように、来年の3月までの期限が切れて、そして、その後の医療についてどうしたらいいかということ、今現在行っている協会も含め、そしてその他も含めて、今まさに協議している最中でありまして。ですから、そういうことが1件でも少なくなるように、来年3月まではしっかりと、我々としては今の協会に、何しろ契約どおりの医療を施してほしいということは、これは前にも申し上げておりますけれども、そういうことで、今後もこれについては課題を重視しながら取り組んでいきたいという思いであります。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 町長の言われること、理解できます。ぜひ、管理者ですから、町長。

本当に強力にほかの首長さんたちを引っ張って行って、こういう町民、それから入院されている方等の心配を払拭されるよう、やっていただきたいというように思います。

続きまして、観光資源の整備、活用、保護ということでお伺いいたします。

先ほどもいろいろな質問もありましたけれども、町長は、常々南伊豆町は観光立町であると申しており、我々も同様の意識であります。本町が観光立町であるという根源には、石廊崎と温泉という、この2大要素があったからこそ、そういう町になっているのではないかなというふうに私は考えておるものですから、質問させていただきます。

まず、石廊崎の地区についてお伺いします。私はたびたび議会の中でも質問させていただいてありますが、石廊崎は自然公園の一地域、それから文化財区の保護地域と、国の法律によって保護されていること、これがあるから町長には、国と県との連携を密にして、いろんな諸問題の解決を図るようという、そういう必要があるんじゃないかということをお願い

てきました。町長からは係争中であるとの理由で、そういう答弁をいただいて、本当に私にすれば明確な答弁をいただいたということにはなりませんでしたが、しかし、5月15日、川勝知事が下田市の黒船祭の式典へ出席のため、伊豆入りされた。そして奥石廊のユウスゲ公園等を視察され、そのときの新聞報道ですと、すばらしい景色で最高のデートコースですねと話されたと。そして、同行されていた鳥澤県議も係争中である現状を、伊豆の観光振興にとって重要なポイントであり、解決の糸口を見出さなければならないことを説明されて、また、地元の役員からは、観光や防災面からの心配や死活問題にかかわるなど、切実な声が知事に届いたというふうに私は感じております。私の今まで主張してきた方向にこれから動くにはいいチャンスかなというふう感じたわけでございます。しかし、その中で町長は石廊崎の重要性は認識しているが、係争中のため何とも判断できないというコメントをされたということも聞いておりましたので、また今までと同じだなという感じ、期待がちょっとしょぼんだような感じがしたんですけれども、川勝知事みずから、ああいうふうな形で現地を見られたという実情が、今回すばらしいことであるし、これをぜひ県の連携、それから国との連携、これらにつなげていくようにすることが、これからの石廊崎の活性化に必要ではないかなというふうに考えておりますが、町長、どのように考えますか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このことは、先ほどの質問でもお答えしたとおりで、今まで係争中という言葉で言っていましたこのことは、何よりも一番知っているのは稲葉議員だと思います。そういうことで、今回新たな展開となってきました。ですから、そのことを近日中に皆さんにご報告して、お考えをお聞きしたいということ、午前中申し上げた次第でございます。

今言えるのはそれだけで、これを今、私がここでいろいろ中身に入っていきますと、ある意味では、係争中の内容に入ることになりますので、何回も申し上げますけれども、今のところはそういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 町長が言われる係争中というのも、ずっと私も承知しております。ただ、私が申し上げているのは、係争とは関係なく、係争は要するに起訴、岩崎産業との関連

です。そういう中身に触れない、ただ県・国、先ほども言った、法によってあの地域が指定されているから、そちらから3月の議会でも申し上げたと思いますけれども、温室が老朽化して非常に危険だとか、そういうものの撤去だとか、そういうものをまず実施し、そういうあそこの景観をよくする、中を利用することに対してのあれは当然無理でしょうけれども、そういう指導を国なり、県なりと一緒にした形でまず進めていってほしい。それを私は申し上げているわけですし、その点について町長、どうですか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われたのは、いわゆる我々が今係争中の相手方の土地ですよ。そのことを我々が、係争中である最中にそういうことを言うというのは、やはりこれは裁判を進めていく上で非常に好ましくないという思いがしますし、これは弁護士からも言われてきております。ですから、私はあくまでも係争中であるということで、今までずっと通してきました。今、まだ二審へ上がってまさに係争中ですので、そのことは変わっておりません。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） これは水かけ論になるでしょうけれども、私が希望しているのは、係争中であっても、係争中に南伊豆からこういう申し出があったということ、恐らく国のほうだと言って言わないし、法律の中での範囲でそれをやってくれるよう進めていただきたいということを希望しているわけです。まあ、いいです。町長、水かけ論になると思いますから。

次に、その資源の関係で、温泉資源の保護等についてお聞きしたいと思います。

観光立町と唱えることができるようには、先ほども申し上げましたが、温泉の役割が大きいことは申し上げました。第5次総合計画の序論、第3章、第3節の中でも、500年の歴史を持つ下賀茂温泉があり、レジャーや観光で訪れる人たちの休憩の場、宿泊の場、そして町営温泉施設等にその温泉が利用されていると。また、基本目標の5の中では、人、町、自然が共生する快適でぬくもりのあるまちづくりの政策の1で、自然エネルギーの新たな活用で、温泉熱を利用した地熱発電の導入をうたっております。現在では、入浴だとかハウス園芸等の利用がされているわけですが、今後、発電等の多方面での活用が記載されているわけです。

そこでお聞きしますが、町長は今後も貴重な温泉資源の保護と活用をどのように考え、ま

た南伊豆町の温泉協同組合との関係をどのように考えているか、ちょっとお聞きします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この温泉利用については、先ほどの質問にもお答えしたとおりでありまして、今、我が町は、観光の面では、ある意味では温泉というのは非常に重要な一要素であります。そこで、この温泉利用については、ただ温泉として入浴するだけでなく、いわゆる地熱として活用できないかというのが、まさに緑の分権推進事業の、今取り組んでおる我が町の需要の一つであります。なお、これについてもいろいろ調査をして、結果が出たところで今後進めるに当たっての考え等も先ほど述べさせていただきました。ですから、この調査の結果を待って、我々としては今後、この温泉がより有効活用され、資源としてさらに別の面でのそういった利用促進がなされるように取り組んでいきたいという思いで、今まさに取り組んでおる最中でありまして。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 温泉組合との関係はどういうふうに考えていますか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 温泉組合もそうですし、ほかのいろんな温泉を利用して、今いろいろ事業をされている皆さんを含めて、やっぱりこの調査結果が出た段階で、利用促進に当たっては、もちろんそういった皆さんのご意見を聞いて、そして前へ進まなければならないという思いでおりますので、まだ温泉組合と直接、今の段階では入っていません。そういう段階です、まだ。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 私がここでお願いしたいというか、申し上げたいのは、本町には源泉数が129カ所、そしてそのうち下賀茂が78、そのうち利用されているのが50、そして加納地区が27、そして利用されているのが18、そして、先ほどの私が申し上げました南伊豆町温泉協同組合員の組合数が44名、そして、この組合で貴重な温泉資源の保護や、効率的利用を確

保するために、年2回の源泉存量の調査、適正用途量等の調査、これは義務づけられているらしいです。それを実施しております。しかし、今言ったように、温泉組合員の数も44名と大分減ってきている中で、今言った調査に50万円から60万円ぐらいかかるらしいです。それを自分たちで負担するということに対して、非常に大きい重荷だという話をお聞きしまして、ほかの町村はどういうふうに行っているかといったら、東伊豆だとか河津町、東伊豆が町から80万円ぐらいの補助、そして河津町が40万円ぐらいの補助を出しているみたいです。

この温泉施設の利用者から徴収している入湯税、この入湯税は、温泉資源保護の関係、そういう方面とか、観光施設の整備とか、そういうものに、あれ目的で、町税ですけれども目的ですから、それを充当することということでたしか記載されていると思います。本町でも、平成21年には決算で約2,530万円、それから、平成22年の予算では2,333万9,000円計上してあります。この地方税法の改正で、ここにコピーしてあるんですけども、昭和53年の1月1日以降、入湯税の使途代表施設として、鉱泉源の保護管理施設が追加されたと。その保護管理施設というのは鉱泉涵養及び温泉源汚染防止のための施設、要するに、堰堤だとか治水施設だとか、それから温泉集中管理のための施設だとか、いろいろここに書いてあります。その中でも、鉱泉賦存量の調査、適正用途量の調査、こういうものにも入湯税を充当することは構わないということが記載されております。

ここで私が申し上げたいのは、要するに、温泉源を保護するためには、温泉組合で現在やっている、そういうソフト的な面について、補助金ではちょっとまずいと思うんですけども、結局町が実施するということが、委託か何かでそれを実施できるような、そういう観光立町もうたっていることですから、そういう方向で行くことが一番望ましいのではないかというふうに考えるものですから、町長のその辺の考えをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

恵まれた温泉資源への町のかかわり方ですけども、今ある源泉が町営の源泉は別として、ほとんどが個人とか会社のものであって、それに町がどうかかわるかということだと思えます。確かに資源という点で考えていけば、そういった面での保護という面であるとか、そういう観点からも検討しなければならないと。ただ、今、例えば温泉組合では補助金が多分出ていると思います。そういうことも含めての、いわゆる今、入湯税という話をされましたけれども、そういう観点からもやっぱり、もともと従来よりそういうふうな対応をされておる

わけでした、今回の地熱としての温泉資源の活用ということは、また新たな展開ですので、これの進みぐあいによっては、また別の検討を加えなければならないかなという思いもしておりますけれども、まだ何せ町税に入る段階ですので、何とも今申し上げられませんが、豊富とはいえども、やはり天然の恵まれた資源ですから、我々としてはありがたいし、これを末永く、やはり活用できるようなことを考えていただければという思いがしますので、よく関係の皆さんとその辺は協議をしながら検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 町長のほうから、個人の源泉が多いんだと。確かに個人の源泉が多いんですけれども、やはりこの入湯税の使用の方法としたら、個人のものではなくて、全体的な町の資源とか、そういうものを保護するためということ、だから、それは下田にしろみんなどこも、源泉持っている方は個人が多いです。町や市で持っているというのはそんなにないと思います。それに充当するだけではなくて、その地域の資源、要するに観光資源、その保護のためにはということに解釈できると思うものですから、ぜひこの辺は町長に即決して、やりますとは言えないでしょうけれども、これは検討の余地があると思います。それで、温泉組合の補助というのは、昔は結構100万円近くあったときもあったし、それがだんだん財政厳しい中で、現在ですと3万円か4万円ぐらいです。県への負担金の分か何かを……

〔「上納金」と言う人あり〕

○4番（稲葉勝男君） 上納金を町で出しているというような、そういう状況なものですから、ぜひ、町長も観光立町、先ほども温泉は非常に貴重なものだというような言い方もしていますし、ぜひこれは検討されて、実施していただくような方向でお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に、木材利用促進法と町有林の保全と活用についてということでお伺いいたします。

5月19日に、公共建築物等の木材利用促進に関する法律案が、与野党の修正案が、参院の本会議で全会一致で可決成立したということで、その附帯決議の中では、木材の自給率の向上に向けて森林経営対策などにも支援策を広げるよう、植林、育林、伐採、木材利用及び再植林という森林の循環を促進することを盛り込んであります。以前の質問の中でも私、申し上げましたが、木造環境、要するに木造住宅等は人の心を和ませ、リラックス効果が高いと。

それから、食欲増進、消化促進効果、発汗作用がある、それから熱中症との関係で調湿作用が働くため、鉄筋コンクリートと比べて湿度変化が小さく、空調の制御が比較的容易であるなど、何にしても優しい空間を与えてくれると。これが木材利用の基本理念にあるということをお願いした記憶がございます。

そこで、今計画中の庁舎の建設、それから、先ほど幼保一元化の件で同僚議員からも質問がありましたが、認定こども園の建設、これらにまず町有林を利用すると。これも町有林の保全と活用ということで、町有林を利用する、これが町内の経済効果だとか、活性化等の面からも必要ではないかなということから、現在、町有林に用材として利用できる木材、どのくらいあるか調査してあるようでしたら、お答えいただきたいのですけれども、どうですか。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

詳細な調査ではございませんが、皆様もごらんになっています決算書、9月に報告します決算書の、私は最初に平成20年度ですが、121ページ、帰ってごらんいただければわかると思います、そこに掲載されております。面積でいきますと239万6,116平米、これが所有林になっております。分収林で87万269平米、合わせて326万6,385平米となっております。これ、立木の推定の蓄積量であります、これ本当に推計の推計でございますが、2万5,392立米でございます。これはちょっと余り自信を持って言える数字ではありませんが、決算書の121ページでございますので、そこをまた帰ってごらんいただければと思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、総務課長が決算書を見ろという、すみません、そこまで見てこなかったんで申しわけないです。このように、町有林にも相当の利用できる木材があるというふうに感じます。

それで、私庁舎建設等のことも申し上げましたが、今日の町長の行政報告にも庁舎建設の設計業務をプロポーザル方式によりプレゼンテーションを実施したと。そして、池田建築設計事務所が決定し、4月5日に契約を締結したと。それで、これは委員会だとか、それから職員の提案等も加味しながら、いい構想を作成して、10月には工事の発注を目指しますということですが、私、たびたびこの議会でも申し上げているとおり、ぜひ木材での建築を、前にそういう質問をしましたところ、町長は、建設検討委員会だとか等で検討します

と言っておりましたが、この池田建築設計事務所に決まった時点での話を聞きますと、RCだということも聞いております。この辺の、私が申し上げたときに町長はそういうふうに検討しますと、検討されたのか、その辺もわかりませんが、一部3階だから木造がダメだということ、確かに3階建てまではちょっと木造じゃ無理でしょうけれども、私も申し上げているとおり、面積的ないろんなものの精査の中で、3階がいいのか、それとも、私個人的に考えておりますのは、議会棟は議場もつくらない、会議室を併用すると。年に何回しか行わない、定例議会4回のために議会の議場も必要ないじゃないかというふうな考えを持っているものですから、そういう面積的なもので精査して、それである程度木造でもできるような2階建てでクリアできないのか。その辺の検討を鋭意されたのか、その辺もお聞きしたいし、先ほど経済効果の面、いろんな意味でも町内の業者の方に仕事をしてもらうこと、そして6億3,000万円というものを町内に全部落とすぐらいの覚悟で経済効果、それを考えた上では、ぜひその検討を鋭意されることがいいんじゃないかと。それと先ほどの町有林の利用と。ですから、10月に何も発注することのないような、私は1年なり、何なり、少しの間期間を置いても検討して、本当に南伊豆の役場として、50年に一度か100年に一度建てるものについて、この下賀茂地区の活性化のためにも、建物が人を呼ぶというようなことも言われていますし、そういう面で鋭意検討していただく、そういうことが一番いいんじゃないかなと思います。町長、どうですか、その辺は。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

庁舎への木造検討につきましては、庁舎建設検討委員会を初め、議会の皆様方にもいろいろご提案いただいています。当然私どももこれを進める中で、町長から木材利用を検討してくれというふうな趣旨で指示は受けております。そうした中で、基本的にその新庁舎への木材の利用ですけれども、庁舎建設検討委員会が現在も、昨日も3回目を開いたわけでございまして、協議案件ですが、本体での利用というのは耐震防火等からちょっと困難ではないかというふうに考えております。廊下などの腰板ですとか、ホールの床材等への利用は可能であるというようなことであります。また、今、稲葉議員が50年、100年に一度のことだからそう急ぐことはないだろうということですが、皆さんご承知のとおり、昨年8月の駿河湾沖地震で特に1階の健康福祉課、町民課のあたりに非常に亀裂が入っていて危険な状態であるということも報告させていただいた中で、前倒して庁舎を建設したいというのが町長の方針でございます。そうした中で、町内の木材利用で、町有林の木材利用でござ

いますが、今申し上げましたように部分的には利用は可能であると考えておりますけれども、検討委員会で協議しているということでございます。もう近々、検討結果が出る予定であります。

それから、昨日の第2回の検討委員会で、第1回の検討委員会の際に各委員から指摘された事項等を、業者が図面を提出してまいりました。当初2,500平米、延べ床で3階建て一部ということですが、ホールというんでしょうか、多目的なホール、250から300人ぐらい入るホールが、当初天井高が3メートルなんですけど、非常に圧迫感があるということで、天井を高くするべきだというような話から大幅に変更いたしました。その天井高を3メートルから4.5メートルぐらい、一番高いところで4.5メートルぐらいまで持っていくと、当然その上に乗っかる予定の事務室の天井高がとれなくなりますので、延べ床面積が約425平米ふえる計算になりました。3階につきましても、一部というか、ほぼ3階建てになったわけですが、2,500から2,925平米ぐらいまで伸びるという中で、議場につきましても、こういったまさにひな壇的な議場ではなくて、設計ではフラットな議場です。ですから、多目的に使える議場を前提に考えさせていただいております。そうした中で、なかなかその防火的なことから木材の利用がなかなか思うように進まない部分が多いというのが現状であります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、総務課長のほうの説明で、ホールの天井高が4メートルと。ホールというのは、僕ら全然図面も何も見ていないから、どういうあれだかわからないわけですよ。予算面でもどうやるかわからないんだけど、その防火とか耐震だって、耐震ではなくて免震でもできるわけです。だから、耐震、耐震と言うけれども、免震できれば木造じゃなくても免震構造は私はいいと思っているんです。ですけども、いずれにしても建設検討委員会等で検討されたということなんだけれども、我々とか町民の皆さんの中にも木造という声もあるわけです。それを、木造がこういう理由でこうだからだめ、そして、そういう理由とか、そういうものを明確に打ち出してもらわないと、やっぱりふん詰まりみたいな、消化不良みたいな状態であるものですから、だから建設検討委員会の結果で、こうやって木造はこういうところが落ちるとか、そういう意味から木造にできなかったんだということだとか、そういうものをある程度オープンにしてもらうことが必要じゃないかなというふうに思いま

す。でも、私はいずれにしても、庁舎建設についてはあくまでも木造を主張するものですから、ぜひ工期が延びても、地元の、地元というか町有材を使って建設すること、そういうものをぜひ検討していただくことをお願いして、ちょっと早いですがけれども——課長のほうがあれば。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） ご指摘は理解いたします。

ただ、我々が使えるお金というものが限られている中で、なおかつその危険回避という、町長が前倒しを決断した庁舎建設という中で、限られたお金を最大限有効に使う、投資するというのと、木材利用ということを比較考慮、世にいう投資効果BバイCですけれども、明確な計算ができるかどうかわかりませんが、そういった中で、事務局としては町長と相談しながら進めていきたいと、そういうふうに考えています。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 総務課長が言うように、お金の面だとか、それもわかるんですけども、それで、老朽化している、これは今始ったわけじゃないです。もう何十年か前にもそういう話があって、老朽化しているからと、たまたま去年の地震でなつた。確かに私も庁舎の現役のときも、庁舎の建てかえについての話をしたこともございます。ですけれども、この際、明日地震が来るということがわかればいいんですけども、いつ地震が来るかわからない状況の中で、それを言っていたら切りがないですけれども、ぜひ町民が納得できるような形で庁舎建設に臨んでもらいたいと。そして、先ほどお聞きしましたけれども、要するに庁舎建設費が、結局町を本当に還元されて、町内の経済の活性化になる、それをぜひ考えていただきたい。RCでどうしてもだめだったら、その発注の仕方だとか、いろんなそれは勉強をしていただいて、これで発注の仕方だとか、そういうものでも町内へ、本当に町内の業者の方が潤うような、町民も潤うような、そういう検討をしていただきたいというふうに希望して、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（漆田 修君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

ここで3時まで休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時00分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 谷 正 君

○議長（漆田 修君） 2番議員、谷正君の質問を許可します。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それでは、通告によりまして一般質問をさせていただきます。

まず、文化財と観光についてですが、ちょっと町長にその前にお聞きしますが、南伊豆憲章というのを町長ご存じですか。町長が企画課長のときにつくられたものですね。その南伊豆憲章には、たしか第4章だと思いますが、湯けむりのように高く仰ぐ文化の町をつくりましょうとあります。また、南伊豆町は半島先端に位置し、黒潮にはぐくまれ、海路による古来の上方文化や江戸文化との交流があり、独特な歴史文化が形成されていると言われてきております。また、今般作成されました第5次総合計画の基本構想の中には、基本目標の2として、優美な自然を生かした観光と交流のまちづくりで本町の豊かな自然、産物、歴史や文化など、多様な観光資源ととらえております。基本計画の各論では、施策の展開で（3）として、資源活用と関連産業との連携、歴史文化資源の活用、国・県指定の文化財や地域の芸能などについて、関係者や管理、所有者などの理解のもと、観光資源としての有効活用を検討するとしてあります。基本目標4として、地域を担う人づくりと町の歴史、文化を継承するまちづくりで、町民がこれまで引き継いできた地域の伝統や文化が今後も引き継がれていくよう活動を支援するとともに、史跡や文化財の保存、活用に努めるとあります。また、同様に、基本計画の各論では、政策の3としまして、地域固有の文化の継承、創造、基本方針ではこれまで培われてきた文化や伝統を継承、発展させるため、学芸員などの専門職の配置を検討するとともに、埋蔵文化財の適切な管理、文化財の町指定などを行い、観光活用への展開を推進するとあります。現状と課題では、文化財保護法などの規制により、美しい海岸線が現在は保存されています。また、各地域には歴史的に貴重な文化財が埋もれており、観光活用など、まちおこしの一端を担えるようなものも多くある。一例としまして、日詰遺跡の観光活用の動きもあるが、活用するためには膨大な量の出土品の整理、分類が課題としてあ

ります。

ここで、南伊豆町ではまだ町指定の文化財というのは存在しておりません。それで、町長と教育長にお聞きしますが、町長、教育長は、文化財というのはどのようなものと考えていますか、その認識をお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

我々が日々生活する中で、その時代に生きる人々の営みによって生まれたのが、いわゆる文化であると。そして、文化的、歴史的な価値が高いというもので、そして町民が共有すべきだというものや事柄が、いわゆるこれが文化財であるというふうに認識をしておるところであります。これらは、それぞれが町民の共有財産ということでありますから、もちろん保護や、あるいは保存、活用に努めながら、その価値を次世代につないでいくことが行政の使命であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 私は、文化財とは歴史と伝統が織りなす芸術作品であるというように私は思います。どうしても立場上学校が思い当たるわけです。学校のほとんどは文化財であると私は思います。ですから、統合問題等は非常にもめるということにつながるわけです。そんなふうに考えます。

松崎の岩科学校のように、より長い歴史を持っていると。そして、その周りに古いものが残っている。これはまさにそれに当たると。本町にもそういった学校は例にとりましたけれども、ほかにもそういったたぐいのものが民家とか、そのほかたくさんあると思います。そういったものが当たるのではないか、このように考えます。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、また同じような質問と答弁をいただきたいんですが、この中で先ほど策定されました第5次総合計画にあらわした文化財に対する町長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この文化財であります、まず文化財というと、やはり先ほど申し上げた管理ということが重要になってくるわけです。そこで、管理を必要とする文化財、特に有形文化財ということではありますが、これはやはり基本的には所有者が管理しなければならないということになるわけですが、ただし、特別な事情があるときは、所有者にかわって指定文化財の管理者を選任することができる、このようになっています。

これらをよく踏まえた上で、管理の責任者に対して、管理に関しての必要な措置を指示することが、やはりこれらの文化財を保護する上で非常に重要なことになってくるのではないかと、いうふうに、まず認識をしております。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、先ほど同僚議員から石廊崎の関係で、名勝伊豆西南海岸の関係が文化財保護法の関係でありましたが、現在では自然や環境も文化財だというようなとらえ方、考え方もあるやに聞いておりますが、それに対しての町長の認識、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この、今の文化財の自然や環境ということを言われました。これはまさしく、いわゆる国立公園の指定区域もそうでありまして、そういった意味での、非常に貴重な財産であると、文化財である一方で財産でもあるというふうに認識しております。

これが、ただ我々が観光地として考えますと、自然公園法に基づく指定区域もそうですし、文化財保護法に基づく指定区域もそうですし、ただ自然や景観だけで、もちろんこれは保護しなければならないし、保存しなければなりませんけれども、これをいかに活用するかということを考えないと、観光地としてはこれが生かされてこないという側面もあるわけですので、やはりこういったことを考えながら、できる限りの、我々としては、文化財についてはやはり、これを生かすことによって、活用することによって町の活性化、あるいは振興につながっていくように考えていかなければならないということも言えると思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番(谷 正君) 次に、文化財管理についてでありますけれども、文化財の保護や管理につきましては、文化財保護審議会がその有力な地位を占めると思われます。その中で、予算の面からいきますと、平成22年度予算では、文化財管理費として当初予算で105万2,000円。そのうちの文化財保護審議会の委員報酬が1万5,000円、賃金が51万7,000円。これの内訳につきましては、臨時運転の賃金、それから何か町史編さんを始めるというようなことで、町史編さん委員の賃金、それから文化財保護活動委託料9万5,000円が、当初で計上されております。それで、また、今審議されます6月補正でも41万9,000円の、いわゆる文化財管理費が計上されているんですが、これにつきましては予算の計上の大半が計画、構想されています町史編さん関係で、いわゆる文化財管理ということになりますと、見方によりますとお粗末と言わざるを得ない面があると思います。また、既存の十分な文化財の保護、管理ができていないと考えておりますけれども、それに対してのお考えをお願いいたします。

○議長(漆田 修君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(大野 寛君) 審議会自体は、昨年度も実は開催いたしませんでした。本年度、当初予算で審議会委員の報酬も予算化させていただきましたので、南伊豆の文化財指定に向けて調査、早急に進めるために、審議会を早急に開きたいなというふうに思っております。

○議長(漆田 修君) 谷君。

[2番 谷 正君登壇]

○2番(谷 正君) 今、事務局長の答弁の中で、21年度は文化財審議会を開催されなかったということですが、今、事務局長は教育委員会に来て2年目ですか。過去、私もいたんですが、その審議内容とか活動内容、例の審議委員会の方向性というのはどういう形でいったらいいのかという方向性を考えていられるのでしたら、それをお聞きしたいと思います。

○議長(漆田 修君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(大野 寛君) 確かに、文化財の指定と言われますと、なかなか専門的な知識が必要になります。ただ、ただいま私どものほうにいる職員ですと、それなりの知識というのがなかなかちょっと、考えができないというところもございます。そういうことがあれば、ぜひとも専門職等々お願いしていかなければならないのかなというふうには考えております。

○議長(漆田 修君) 谷君。

[2番 谷 正君登壇]

○2番(谷 正君) それで、また町長のほうに戻ってお聞きしたいんですが、先ほど町長が、冒頭のいわゆる文化財の認識の中で、自然公園法とか、そういうものの絡みの中でという話をしましたが、私もちょっと個人的に文化庁とか環境省に知っている職員がいたものですから、海岸線の樹木が伸び放題で、前にもたしか同僚議員から質問があったと思うんですが、道路から、バスから見えないよと、車から。そういうものの整備が可能かというような質問をしたら、いわゆる個人的な見解なんですけど、そういうものは可能だよという話があったんですが、そういうものを今後、環境省ですと箱根から浦和ですか、埼玉のほうですね。それとか文化庁とかの協議するというような気持ちはございますか。

○議長(漆田 修君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

実は、この話は前にも、議会でも質問ありましたし、実はほかの団体等からもそういう、非公式でありますけれども、話があります。いわゆるもう、かつての伊豆半島の景観というのが、樹木が伸びて、そして景観が損なわれている箇所が非常に多くなってきていると。これを何とか伐採することによって、昔のすばらしい景観を取り戻せないかという声があります。ですから、これは我々としては当然考えなければならないというふうに思っております。ただ、今言われるような国立公園であったり、文化財であったり、そういった指定区域となりますと、たとえ1本といえども伐採することは非常に難しいということもありますけれども、もちろんこれは関係機関の許可なり、了解を得なければできないと思っておりますけれども、個人の山とかについては、やはり個人のうちのこれも話をしたりして、何にしてもそういったことをしながら、せめて道路の沿線の眺望のいいところ、そういうところについては、そういうことをすべきときに来ているのかなと、これは置けば置くほど樹木が成長して巨樹になっていくということになりますと、やはり将来はさらにさらに視界が遮られるということにもなりかねないと思っております。ですから、やはり時期を見てそういうことの対策を講じる時期に来ているのかなという思いが、私個人としてはしております。

以上です。

○議長(漆田 修君) 谷君。

[2番 谷 正君登壇]

○2番(谷 正君) 今の町長の答弁ですが、先ほど申しましたように、いわゆる担当官庁についても不可能ではないというような認識もある、全部が全部職員じゃない、学者先生で

はないらしいのですが、早急にそういうものを協議していただきたいと思います。これは要望です。

それから、先ほど局長のほうからの文化財の管理の関係でちょっとありましたが、南伊豆町に存在する文化財の町指定についてお伺いします。

第5次総合計画につきましては、その方向性があらわされているんですが、現在、先ほど申し上げましたように、南伊豆町では町指定の文化財は存在しておりません。南伊豆の小・中学校の歴史を担当する先生方の有志の方が、何か数十年前に「町の文化財」という小冊子をつくったということで、私もこれが文化財なのかということで、ちょっと担当がいたときに調べたんですが、それは文化財じゃないよと。単なる、こういうものがあるという程度のものですというような返事があったものですから、先ほど局長が言いましたように、町指定の方向だという話の中で、そういうものを含めた中での町指定の文化財候補になるのはどのぐらいあるのかということと、それを把握できているのか、いないのか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） 現在のところ、近代建築物として、江戸時代の末期から昭和20年ごろまでに建てられた建物ということで43棟、候補として調査したという経過がございます。ただ、今議員の中からお話がありました冊子ですね、平成元年に発行されたという「南伊豆の文化財めぐり」という本がございます。こちらのほうにも約50件ほど掲載されております。ただ、これも町の文化財としていわゆる指定はされておられません。ただ、この中にも多々いいものがございます。こういうものを参考に、まず調査してみたいなというふうに思っております。

そのほかに、やはり調査すればいいものがたくさんあるというふうに、私聞いておりますので、そういうことも含めた中で調査していきたい。ただ、先ほども申し上げました、調査するに当たっては、やはり専門的な知識が必要になります。また、有形なものであれば所有者の方の同意書であるとか、いろんな規制もがございます。そういうことも踏まえて、これから審議会等で検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、今、事務局長がそういう方向だということなんですが、早急

にその工程表なり、ロードマップをつくっていただいて、調査をさせていただきたいんですけども、その中で、文化財である貴重なものであるというような古文書があったお宅に、過去に教育委員会の外郭団体というか、そういう関係する団体が調査に行って、そのものをお借りして、それを返さなかったというような、何か事実があるみたいなものですから、そういう面はちゃんとしていただいて、その所有者なり関係者に不信感を与えないような方策で進めていただきたいと思います。

それから、次に文化財の活用と観光資源についてでありますけれども、第5次総合計画には、文化財を活用した観光資源化をうたっていますが、本町に存在しています文化財の保護、活用のための歴史民俗資料館的な構想があるのか、ないのかをお聞きしたいと思います。

〔「観光の関係か」と言う人あり〕

○2番（谷 正君）　そうです。観光の関係なんですけど、もう一度言いますが、第5次総合計画の中に、文化財を活用した観光資源化をうたっているんですけど、その中で南伊豆に存在している文化財の保護、活用のための歴史民俗資料館的な構想や、具体的な計画があるのかということです。だから、文化財を観光に活用するためのそういうものの構想や計画があるのか、ないのかということ。

○議長（漆田 修君）　教育長。

○教育長（渡邊 浩君）　今の質問ですが、歴史民俗資料館をつくるというところまではまだ至っていないと。つまり、昨年も開かれなかったという関係がありましたので、やはりこれは早急に審議会を開いて、町に、これは未来永劫に残しておかなければならない貴重な文化財であるというものがあれば、やはりそれを法、条例にのっとって指定するなりして、保護していくと。まずこれが先でして、それから先の、今議員おっしゃったことは内容になるかなというふうに把握をいたします。

○議長（漆田 修君）　谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君）　今、教育長に答弁いただいたんですが、私が質問しました背景というんですか、例としましては、妻良の盆踊り、それから東西子浦の人形三番叟という形で、今回、東子浦の人形三番叟が国の指定を受けました。その中で、妻良の盆踊りにつきましては、越中おわら風の盆というのをご存じかと思うんですが、あれとか、それから九州の山鹿市の山鹿灯籠千人踊りという、やっぱり盆踊りみたいなやつがあるんですが、ある人に言わせると、あれに匹敵するんじゃないかというような見方もあるんだそうです。ですから、そうい

うものを含めまして、これは観光のほうとも関連するんですが、ご存じのように妻良地区、子浦地区は、修学旅行生を取り入れた最初の町という形で、修学旅行生が今まで来ていたと。それで、私が企画にいるときに、過疎の関係で、やはり修学旅行を受け入れたということで国の表彰も受けたと、総務省の表彰も受けたというような事実があるんですが、そういう中で、いわゆる産業観光課長にお聞きしますけれども、妻良、子浦地区の修学旅行生の過去5年間の推移、入れ込み、その数字がわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） すみません、今、それ用意しておりませんので、わかりましたら報告いたします。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、先ほどの教育長の答弁の中で、歴史民俗資料館等は、まだ先にやる可能性があるということなんですが、私の耳に入ってくることにつきましては、妻良、子浦の地区の修学旅行生が他地区に流れて、妻良、子浦地区が減っていると、そういうようなことも聞いています。そういうものを含めた中で、妻良、子浦地区のものにつきましては、老中の松平定信とか、十何代の将軍が西子浦のお寺に逗留したというような、江戸中期から江戸末期についての、先ほど冒頭でも質問しましたように、江戸との交流があるという形の中で、今、「龍馬伝」というのをやっているんですが、下田にも確かにそれにひっかけて、相当お客が来ているというような状態も見受けられるということで、修学旅行生等の研修の場とか、それから妻良、子浦、それから伊浜の天神とか、先日も全員協の中で話が出ました一町田のグラウンドとか、それから波勝崎苑等をリンクさせた修学旅行の研修の場というのは十分可能と思うんですが、そういうもの、いわゆる南伊豆全体での総合的な文化財を絡めた行動計画とか、そういうもの、基本構想なり何なりを考えるとというお考えはあるのか。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） ただいまの文化財と修学旅行生とのコラボレーションですか、先ほど、ちょっと修学旅行生の人数が、各5年間はわからないんですけども、今回は湊地区に現地の社会体験活動ということで、ナガイ清水町のほうから約250名ほど訪れまして、それから、先ほど言われております妻良、子浦では、海の体験カリキュラムとして、干物づくりですとか、ボート、釣り、かご網等、またカッター体験等々をして訪れております。

先ほど来から言われております、その文化財等の活用でございますけれども、文化財等を

活用しましたこれを行程の中に組み入れまして、また、このメニューづくりというのは観光協会で行っておりますので、それらの観光関係とタイアップしまして、その中に入れていくということを検討してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） そうしますと、修学旅行の受け入れ先というのは観光協会を通さないと行動が起こせないということですか。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） これ、地元の観光協会と民宿組合が提携してやっておる事例が多くなっております。また、今後それらの関係も、またその学校とこちらの受け入れの関係との協議というのは、またしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それでは、結構です。

それで、次に移ります。景気対策と予算についてですが、町長にお聞きしますけれども、通常予算、本予算と骨格予算、暫定予算についての町長のお考えを聞きたいと思います。これは昨年度の予算になりますが、平成21年度予算は、町長の行政報告なり何なりを見ますと骨格予算編成ということでありましたが、町長ご存じだと思うんですが、あえて私のほうで質問しますが、骨格予算については法令上の概念はないが、首長や議会の改選を目前に控えている場合において、昨年はこちらに該当したと推測しているんですが、1年間の行政活動をすべてにわたって予算計上することが困難、あるいは適当でないと判断した場合、いわゆる新規の施策等を見送り、また政策的経費を極力抑え、義務的経費を中心に編成された予算と理解しているんですが、町長の骨格予算等についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、ご存じのように、骨格予算であります。これは今言われたように、政策に係る収支を除いた事務経費等の義務的経費を主体として、継続事業費等を加えた、いわゆる必要最

小限の収支のみを計上する予算であります。また、暫定予算とは、予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合など、本予算が成立するまでの一定期間のつなぎ予算ということでもあります。

本町では、今言われたように、昨年の当初予算を骨格予算で編成をしたわけですがけれども、例年、経常経費が予算全体の約80%を占めております。これに他会計繰出金であるとか、あるいは普通建設事業費の継続事業等を加えると95%を超える金額となるので、骨格予算といっても例年の予算規模とほとんど変わらないというものに、事実上にはなってしまいます。また、歳入のうち約7割を依存財源が占め、国・県の政策によっては収入額が大きく変動する可能性があるため、予算編成では歳入予算の見積もりを厳しくせざるを得ない状況にあるわけであります。

したがって、政策的な経費については、地方交付税交付金等の額が決定した後で補正予算に計上するのが最近の手法であると、近年の手法であるということも、予算規模を小さくする要因となっております。したがって、今年度のように、前年度に大型事業等が完了したことであるとか、あるいは人件費を初めとする経常経費が減少した場合には、骨格予算を下回る当初予算となる現象が発生しようかと思えます。

そこで、毎年変動する投資的経費を除いた予算額で比較すると本年度予算額のほうが大きくなり、さらに事務経費の減少を考慮すると、予算規模はむしろ増加しているという、こういった現象が発生しているわけであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） その中で、次の質問も町長ご答弁いただいたんですが、再度質問します。21年度会計で当初予算39億7,300万円、平成22年度が一般会計で39億5,300万円、数字的にはマイナス2,000万円になっています。0.5%のマイナスと。それで、予算のうち景気対策での重要な位置を占めます投資的経費については、平成21年度で2億8,236万4,000円、それから平成22年度は2億5,630万9,000円で、21年度の骨格予算より投資的経費で2,605万5,000円の、いわゆる9.2%の減額ということに数字的にはなっています。この中で、平成22年度の予算編成法集の中で、町長は景気後退による投資控えや消費低迷による観光収入、入り込み客の伸び悩みなど、地域経済はますます厳しくなることが予想されます。この状況を注視しつつ、さらなる経済対策を模索していく所存でありますという形で予算編成の中で述べら

れています。

この関係でお聞きしたいんですが、平成22年度当初予算にあらわした数字での景気対策については、先ほど大規模なものがなければ骨格予算の前年でも当初予算を下回る可能性があるということなんですが、21年度に大型事業があったのかなという感じがしているんですが、そういう面を含めた中で、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） まず、総括的に、今の予算と景気対策という観点からお答えしたいと思います。

まず、平成20年度から21年度への2カ年で地域の活性化、あるいは経済危機対策臨時交付金のほか、4種類の交付金によって、本町では総額で6億円を超える事業を実施してきました。これは先ほどの午前中でも申し上げたとおりであります。そこで、本町では、一般財源の約8,400万円をそこに投入をしております。これには町道の舗装工事を初めとして、屋内運動場耐震補強工事であるとか、あるいは保育所の改修工事のほかに、住民税の電子申告システム改修等々、いろんな面での事業を行い、町内の景気の対策にも寄与したものというふうに私は考えております。また、町単独による景気対策としては投入できる資金に限りがありますが、満足な結果を得ることは非常に難しいことですが、今年度の当初予算には、これも新規事業として、住宅リフォームの振興事業補助金の1,000万円を計上し、6月1日に募集を開始したところであります。

こういったことを進めながら少しでも、限られた財源の中ではありますけれども、いわゆる費用対効果も考慮した中で、今後も有効な施策を進めていきたいというような考えであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、今後の具体的な施策の展開ということなんですが、景気対策につきましては、一般的なすそ野の広い業種へ直接、それから真水での対策が効果的と考えられているんですが、町長は、過去の答弁の中で、本町は社会資本の整備がまだ十分とは言えないという過去に答弁がございます。また、同僚議員も先ほど質問しましたが、観光は南伊豆の主たる産業、主要産業だということを答弁されているんですが、南伊豆町の観光を含

め、それから社会資本の整備、これは箱物ということに限ったことではなくて、一つの例として、過去に光ファイバーの敷設だとか地デジ対応の関係を行政が進んでやったかどうかというようなことがあるんですが、そういうものを含めた中での現状の経済状況に対する認識をお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この限られた予算の中で、いかに景気対策を講じていくかということでありましてけれども、今言われたように、今、例えば進めている下水道工事、継続事業でありますけれども、これもやはり1つでありますけれども、そういったハード面を進める一方では、やはりソフト面でも考えていかなければならないということもあります。だとしてもやはり、何度も申し上げますように、観光が我が町の主要な産業でありますので、これらにやはり支点を置きながら、今言われた光ファイバーであるとか、そういった面での情報網の整備ももちろんですし、そういう面でもまだまだ我が町は整備しなければならない課題が幾つかあるわけですので、そういうことから今後の新しい総合計画が、第5次がスタートをして初年度でありますので、先般は議員の皆様にも議決をしていただいて、いよいよこの計画に沿って、今度は実施計画を策定して、そしてそれぞれの個々の事業に入っていくことになるわけですが、そういう中でまだまだやらなければならないという事業は、ご承知のように幾つかあるわけでありまして。そこいらをよく考えながら、財政的な面でも財政計画をしっかりと立てて、そして将来の町のあるべき姿へ向かって粛々と施策を進めていきたいという思いであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） その中で、今後6月の補正の議案の数字を見ますと、失礼なんですけど、大規模な景気対策というんですか、補正予算の数字がちょっと上がってきていないように見受けられるんですが、今後、その補正予算を含めた中での大規模な景気対策を考えているのか。これは、先ほど行政報告の中で景気対策のこともありましたが、それ以外に何か考えていられるのか。それから、考えていられるのでしたら、その具体策、それから時期等を当然、今後7月以降になると思うんですが、そういうもののお考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この6月補正というのは、まだ当初で4月スタートして3カ月ですから、大きなそういった政策的な補正予算というのはもちろん計上してありませんけれども、今後考えられることは、1つにはやはり市場の町有地の利活用の問題があると思います。これも早急に対策を講じて、そして何とか有効活用ができるように検討していきたいという思いでおります。それと、あとは、やはり今、ある意味それぞれの産業が、1次産業、2次産業、3次産業もそうですし、総合的に連携しながら町の発展につながっていくように、我々としてはそれぞれの施策を進めながら取り組んでいかなければならないという思いでおります。

そんな中で、遊休農地の問題、あるいは農業の担い手の確保であるとか、いわゆる観光交流館でのさらなる利活用等々も考えながら、今後十分、我々としては、庁内会議でも検討を加え、そして皆さんにまたそれをお諮りしながら進めていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） これで、ちょっと時間が早いですが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（漆田 修君） 谷正君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（漆田 修君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

署 名 議 員 竹 河 十 九 巳

署 名 議 員 谷 正

平成22年6月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成22年6月9日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報第 2号 専決処分の承認を求めることについて(南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 報第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について(平成21年度南伊豆町一般会計)
- 日程第 5 報第 4号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度南伊豆町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第 6 議第34号 南伊豆町固定資産評価員の選任について
- 日程第 7 議第35号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 8 議第36号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 9 議第37号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第10 議第38号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第39号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例及び南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第40号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第41号 南伊豆町農山村総合整備事業施設の設置及び管理に関する条例及び南伊豆町農山村総合整備事業施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第42号 南伊豆町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議第43号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第16 議第44号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少

について

- 日程第17 議第45号 南伊豆町吉祥体験農園の設置及び管理に関する条例制定について
日程第18 議第46号 町有財産の処分について
日程第19 議第47号 和解について
日程第20 議第48号 損害賠償の額を定めることについて
日程第21 議第49号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）
日程第22 議第50号 平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議第51号 平成22年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	飯泉孝雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教委事務局長	大野寛君	上下水道課長	山田稔君
会計管理者	奥村豊君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗田忠蔵 主 幹 大年美文

開議 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（漆田 修君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成22年6月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（漆田 修君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（漆田 修君） これより、本会議第2日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田 修君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 竹 河 十九巳 君

2 番議員 谷 正 君

◎一般質問

○議長（漆田 修君） これより一般質問を行います。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（漆田 修君） 6番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） それでは、清水、一般質問をさせていただきます。

まず、最初に、定住促進についてお伺いいたします。

南伊豆町は過疎化等が進み、人口も1万人を割ったという状況でございますけれども、これをどうにかしなければいけない。町民をふやす方策を考えなければいけないわけですが、そのためには、やっぱり定住促進のことを一生懸命考えていかなければならないと考えますけれども、その中で、Iターン、あるいはUターンの方々を多く呼び込むことが必要だと思いますけれども、これらの定住促進に対する町としてのこれからの考え、どういうふうにしていかれるのか、まず基本的な、大きなところから聞かせていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この人口が減少する中で、人口増定住促進をという質問であります。我が町では、ご承知のとおり、今、団塊の世代による大量退職ということで、こういった流れを受けて都会で定年を迎えた方が地方に目を向け、そして、都会から地方へという移住のこういったニーズというのが高まりを見せていくというふうに我々は受けとめております。そういう中で、当町としましては、平成19年度に町民の有志による定住促進に関するワークショップを開催しまして、いろいろと提案を受け、平成19年度は、地域の情報誌の作成を行いました。そして、平成20年度から観光協会を主催者として交流移住ツアーを実施してまいりました。このツアーの結果であります、平成20年度は参加者が4世帯のうち、3世帯の方が既に移住をされており、昨年度も2月のみなみの桜と菜の花まつりの期間中に、3組の方の参加によるツアーを実施したところであります。まだ移住はされていないようではありますが、検討しているというふうな報告を受けております。

このツアーであります、これは定年者だけをターゲットにしたものではなくて、南伊豆町を愛していただけの方であればどなたでも歓迎しますといったスタンスで行っており、地域の情報をできるだけ詳細にお伝えをして、移住後にトラブルが生じないように進めておるところであります。なお、このツアーですが、これは観光協会の職員を初め、数年前から南伊豆町に移住された方、農業、漁業関係者、区長さんなどのブレーンに支えられながら実施しているものでありまして、関係の方々には感謝をしているところであります。

今年度につきましては、過去2回の交流定住ツアーの反省も踏まえながら、今後どのような方向でこの交流定住者のニーズにこたえていくのか、関係者の皆様とよく協議、相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 定住促進として、ワークショップでツアーを行っているという形で、まだ2回、一応おとしと昨年度の両方で6組の方が行ったという形だと思うんですけども、そういう形を年間3組ではなくて、もう少し何か宣伝の仕方が足りないのか何かわかりませんが、そういうものをもう少し考えていただけたらなと考えますが、その中では、今町長も言われたように、定年退職者でなくて若い人が必要であるという形もちらっと言われましたけれども、若い人が、45歳以下の人がいっぱい入ってきていただいて、町を潤していただければいいんですけども、若い人だけでなく、今、答弁の中でもありましたけれども、今、団塊の世代がちょうど定年を迎えておられると。その方々にも移住してきてもらうのも方策の一つではないかなと考えるんですけども、その団塊の世代の定年者に対する南伊豆町への移住というものを考えられないのか。俗に言いますと、賀茂郡のある金融機関等は、毎月15日前後に大量のお金が預金として入るんだと、これは非常に大きいお金になるという話を言われております。年金が毎月15日、15日に入るわけですけども、非常にこれは大きい、考えてみれば一つの産業みたいなものだと言っている方々もおられるものですから、その定年退職者を対象に移住してもらう考え等は、これから考えていかれるのか、それとも考えているのか、お伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今の、団塊の世代の大量退職という、このような時代を迎えて、先ほど申し上げたようなことを我々としては進めながら、なおまたこれらに対応すべく、今後も確かに検討しなければならないかと思えます。これについてはさらに検討を加えながら、今ほどこの地方でもこういった形で定住促進を進めておるようですので、やっぱりそこで、我が町として特色のある、南伊豆町ならではの、やっぱりそういう一つの宣伝もしながら、何とかこういった、我が町に来てもらえるような手だてを考えていきたいという思いでおります。具体的なことは担当課長から説明させます。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 今、町長が答弁されたとおりでございます。団塊の世代、実際に議員の質問にもありましたように、昨年、おとしと2回ツアーを行いました。その内訳でございますけれども、おとしにつきましては4組の方たちがそのツアーに参加して、当時3組が移住された。そのうちの2組が、議員言われる団塊の世代、60歳を超えられた夫婦の方たちでございます。そして、昨年度、21年度につきましては3組の方がツアーに参加されて、まだその方たちについては移住という話は聞いておりませんが、1つ団塊の世代、60歳を超えられた夫婦の方が、近々にはこちらに来たいというような話も聞いておりますので、今、議員言われるように、一つの大きな収入源となるものがありますので、そういう人たちの移住も力を入れていきたいと思っております。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） そういう中で、いろいろ取り組んでいてもらいたいわけですが、その取り組みの中で、町営住宅、分譲地の取り組み、住宅のあっせん等という形で2番目に挙げますけれども、住宅のあっせん等を町として行ったらどうなのか。あるいは、町営住宅ではないですが、町の土地を使って、それを分譲してそこに住んでもらう。それが山のほうでも移住者の方々は、人気の少ないところという失礼なんですけれども、そういうところでもいいという方もおられると思うんです。そういう分譲を、町有地等も考えていったらどうか。町なかにもいろいろ、一番使いやすいところはなかなかないんですけども、使いにくいところでも、そういう方については大分出てくるんじゃないかなと考えますが、町有地の有効利用という形でもありますけれども、そういう形等は、企画、あるいは町長のほうで考えておられるのか、定住促進のためのことを考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われた、この定住促進の中で、やはり住宅の問題というのが重要な一つの課題であると思います。そこで、本町でもいろいろあちこちで、今空き家が目立ってきております。こういったことの、もちろん有効活用ということも考えてきておりますし、これからも進めていきたいと思っておりますが、もう一つ、今議員が申された、町有地のそういった面での利活用ということも言われました。今、町有地というと、やはり何ととっても、先日の一般質問等でもありましたけれども、質問にお答えしましたけれども、吉祥の広大な土地が、伊豆急行さんから譲り受けてあるわけです。こういった土地の利活用の面でも、そういったことも踏まえながら今後検討すべきかなという、私は思いはしております。これはまた大きな問題ですので別としても、やはり町有地に限らずどこでも、そういった住宅の要求が満たされるような定住促進について、我々としては、この空き家についてはそれらの動向、それから、何よりもやはり移住する方のニーズをよく見きわめながら考えていきたいと、そういうふう

に思っております。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） そういう考えでいいんですけれども、住宅のあっせん等を行うについても町だけでなく、あるいは町内にも不動産業者が多数ある。だけれども、その方々の情報を一括して企画で調節してやったらどうか。町だけでやるのもいいんですけれども、不動産業者の方については業者さんの手数料がかかりますよという説明をしてやればいいだけの話だと思うものですから。その業者さんの持っている情報を一括して、町としてワークショップ等のツアーを行った方、あるいは問い合わせに来た方に対しての情報提供というのをしていただけたら、大抵の人は来やすいのではないかなと。よくこれまでは企画調整課へ来られたけれども、それは民間の話ですから不動産屋さんへ行ってくださいという紹介もなされたことがあると聞いていますけれども、それが、一応町でもある程度の、ここへ来て、あそこの不動産屋が扱っているから、そっちへ行ってくださいとか、あるいは、この不動産屋さんのほうへ行ってくださいという形で紹介する形だけでも、私としてはいいかなと考えます。それが、要するに南伊豆に住むための新たな町民に対するサービスかなと考えますが、そういうことは考えていかれるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 今回の空き家等についてのあっせんなんですけれども、これも平成21年度空き家バンク事業という形で、町内にあります不動産業者の方全員に会合に来ていただいて、打ち合わせ等を行っております。町がひとつ入ることによって、それ以上に信頼というんですか、安心、移住者なりその住居を求められる方については安心という部分がある、町が入ることによってもっと強く思われるということもありますので、今後そういう形で進めていきたいと。

それとあわせて、平成21年度ツアーを行ったときに、不動産業者の方にもそのツアーの中に入っていただいて、実際にその希望者の方については不動産の案内をしたということもありますので、協力しながら今後も進めていきたいと思っております。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） そういう形でやっていただいているんですけども、ちょっとその中で聞いておきたいのは、空き家バンクとかがあるという話ですけども、企画ではどのぐらいの数を把握しておられますか。件数とか、そういうものは、不動産業者のほうから幾つぐらいあって、町として管轄しているものが幾つぐらいあると、空き家バンクに。そういう形の数等がわかりましたら伺いたします。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 空き家バンクの事業につきまして、平成21年度初めて実施をしたわけなんですけれども、今現在、その空き家について、町のほうへ登録というものはゼロでございます、ありません。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） ゼロでは、空き家バンクがあってもバンクじゃなくて、ただの名前だけになってしまいますから、情報等を集めて、せめて10件ぐらいあれば、その中から選ぶ、家の古さとか好みがあるでしょうから、そういうものを紹介できると思いますから、空き家バンクの中があっても、ゼロではバンクと叫ばないわけで、ぜひとも10件ぐらいは常時用意していると。そういう形は多分できるのではないかな、大変だと思いますけれども、それはせめて10件ぐらいはバンクですから用意しておいたほうがいいのかなと思いますから、業者さんとか役場の職員等を使いながら、そういう、あるいは区長さんたちをお願いしながら、

件数10件ぐらいは町としても最低把握しておいたほうがいいのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。ということで、お願いしてよろしいでしょうか。

それで、次にいきます。その形で、町外から来る方、Iターン、Uターンの方に対して家を建てる、あるいは土地を買わなければならないと考えますけれども、そういう方に対して、せっかく南伊豆町に来ていただける、人口をふやしていただけるという形があるものですから、その人達に対して、そういう家を建てたという形の融資、あるいは借金で買う場合もあるでしょうから、利子補給等の考え等も考えたらいいのではないかなと思いますが、ただ家を建てて、金を貸しただけではまずいですから、最低限5年以上住んでもらうという約束事のもとにできないのかなと考えますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

定住される方へのそういった面での優遇措置といいますか、利子補給ということを言われました。もちろん、今、そういった制度等は我々はありませんけれども、要はその住まれる方に対して、生活環境の整備であるとか、健康の面であるとか、あるいは福祉の面で、そういった面を面倒見るといっても、やはり住まれる方への配慮ではないかというふうに思います。これらはよく、今、あちこち、こういったことで取り組んでおる自治体も多いわけですので、それらの事例等も見ながら検討していきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 考えていきたいという話なんですけれども、よその市町村とか、そういう融資等もやっている条件が大変厳しいんですけれども、やっているところもあります。そういうのもこれから考えていけば、やっぱり、昔もありましたけれども、住みたい市町村といたら南伊豆町というのが5本の指に入るわけですから、そういう形をよく考えたときに、定住促進でありますよという形があったときに、それが一つの呼び水になるのではないかなと考えるものですから、それもこれから考えていっていただきたいと思います。

次の質問にまいります。

2番目として、町の関係する訴訟についてでございます。きのうも質問でありましたけれども、石廊崎ジャングルパーク跡地の問題、岩崎産業との関係ですけれども、その経過と対

応、対策という形で質問を用意してありますけれども、この中で、やっぱり、今、昨日も聞きましたけれども、岩崎産業との裁判はどのようになっているのか、また、一審の内容はどのような結果で、二審の控訴になった理由等はどういう理由なのかを質問いたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この件につきましては、今、二審へ上がっております。具体的な経緯等につきましては、企画調整課長から説明させます。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 判決の内容につきましては、ことしの1月28日に判決の言い渡しがありました。その内容につきましては、3月の議会でもお答えさせていただきましたが、買収交渉に関する件につきましては町の主張が全面的に認められて、原告の主張が棄却されました。しかし、町道石廊崎線につきましては、町道の一部が岩崎産業の所有地を占有しているという形で、損害金を岩崎産業に支払うよう判決が出されております。その後、ことしの2月中旬なんです、岩崎産業のほうから敗訴部分に対しての控訴が出されました。町としましても、先ほどの町道の一部についての敗訴部分について控訴しているところでございます。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 岩崎産業との裁判の経過等は、内容にこれ以上踏み込めないという形で、昨日の一般質問でもありましたけれども、石廊崎をどうにかしなければ南伊豆全体が、伊豆半島全体が成り立っていないという形は、各方面から話を聞いております。でも、町が受けている裁判ですから、町は悪いと相手が出てきたんですから、町としては絶対悪くないという形で裁判をやっていると思いますが、そこの辺の確認をとりたいと思いますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） そのとおりでございます。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 町が訴えられている裁判に対して、町としては全面对決という形で、

悪くはないという形ですから、そういう形でやっている場合でしたら、ぜひともこの裁判、勝っていただきたい、勝たなければいけない。逆に言うと、裁判に負けるようなことを言う人は、負けてもいいよと言う人は町民ではないのではないかと。要するに、裁判負けてもいいような雰囲気のことを言うことは間違いであると、私は考えます。

その中で、もう一つ、町に関する訴訟という形でありますけれども、その点で町に対する訴訟等は、今現在何件くらいあるのでしょうか。何件と、内容等わかりましたらお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 最近の町に対する訴訟の案件でございますけれども、平成17年7月27日に、町民から静岡地方裁判所に提訴された住民訴訟があります。簡単に内容を申し上げますと、この案件につきましては、南伊豆町が実施しております自主運行バス補助金の支出が違法ではないかという損害賠償請求事件であります。ご承知のとおり、これにつきましては、平成20年2月29日、静岡地裁から請求棄却の判決が言い渡され、控訴をその後された東京高裁でも、平成20年7月16日に請求棄却をされております。その後、上告されたものの、最終的には平成20年9月29日に請求却下という内容になっております。その他の訴訟につきましては、先ほど申し上げました岩崎産業との土地の売買等に関する訴訟、ということと、同じくもう1点、岩崎産業から平成21年3月に、町道石廊崎線における職員による市道に対しての国家賠償請求、損害賠償事件が提訴されて、鹿児島地方裁判所のほうで現在係争中、以上でございます。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） ジャングルパーク跡地の話ばかりしたんですけれども、最後にもう一つ、私も忘れていましたけれども、鹿児島地方裁判所でやっている裁判のほうの経過の様子等はどうなっておられるのか、報告お願いいたします。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 鹿児島裁判につきましては、現在、先ほど言いましたように、昨年の3月ということなんですが、電話会議等での裁判で、今、論点整理を行っているということで、内容につきましては係争中ということで、控えさせていただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 論点整理という形で、今行っているという形ですけれども、大体、このままの様子でいくと、判決までにどのぐらいかかるのかなど。時間的なものが大体推測等できたら、内容に相手の出方、あるいはこちらの出方もあるんですけれども、どのぐらいの日数等を考えられておられるのか、お伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 期間につきましては、南伊豆町の顧問弁護士のほうから詳しく伺っておりませんので、ちょっと答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） この裁判について、結局、岩崎産業の最初の訴訟についての付随する裁判でしょうから、最初の裁判が解決しないことには解決しないだろうと考えます。

わかりました。次の質問をさせていただきます。

共立湊病院についてお伺いいたします。

現在、共立湊病院を指定管理で運営している地域医療振興協会がありますけれども、指定管理で行っているわけですけれども、その中で医療をしっかりとやってもらうような形の契約文があると思うんですけれども、それを考えるときに、このごろ共立湊病院が少し、私的な感じからいくと、契約から見たら少し落ちるような運営がされているのではないかなど。こういう、医療サービスが落ちるような感じになっていると私は考えますけれども、町長はどういうふうに今の状況を考えられますか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、我々の共立湊病院は、地域医療振興協会と来年の3月までの指定管理者としての契約を結んでおります。したがって、3月までは、契約に基づく診療をしっかりとやってもらいたいという、私ももちろんそれは当然のことです。それは協会には申し伝えております。そういうことで、最近いろいろ、患者に対して医師の言動等もいろいろ言われておるようですけれども、それらについてはまた再度、協会のほうへは申し入れをしたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

[6番 清水清一君登壇]

○6番(清水清一君) そういう形で町長言われておりますけれども、やっぱり、通院患者、あるいは入院ベッドの稼働率等を考えますと、大分下がっているのではないかなと。また、お医者さんもおなくなるという話がありますけれども、このお医者さんをふやしてくださいよという形を言わなければいけないかな、管理者、あるいは町長として言っていかなければならないと思うんですけれども、これは地域医療振興協会といろいろありますけれども、必ず言わなければいけない話ではないかなと思うものですから、ぜひとも町長、そういう形を、毎回言っていると言うかもしれませんが、そういう決意みたいな形でここで答弁していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長(漆田 修君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) このことにつきましては、先ほど申し上げましたように、協会のほうへはまた強く申し入れておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(漆田 修君) 清水君。

[6番 清水清一君登壇]

○6番(清水清一君) 強く言っていただくのは言っていただいてありがたいんですけれども、共立病院に今いる先生が下田病院の院長をやられるという形で、共立湊病院からお医者さんが1人減るといふ形になると。では、下田と南伊豆で距離は変わらないんですけども、共立病院のお医者さんを下田病院に持っていくという形があつて、それで医師が減るといふ形、それで診療する外来の先生も減られるという形がありますから、そうなりますと、ベッドも稼働率がまた下がるのではないかなと考えますけれども、そういうところをうまく町長のほうも言っていただいて、よそへ回すぐらいだったら何でここへいないんだと、あるいは、車で15分の距離ですから、それでわざわざこちらにいて、そちらに持っていくんですかと、契約に基づいた形を言って、やってくださいというふうに言っていただくようお願いいたします。

次に、町内の1次救急の考えはという形でお伺いいたします。

1次救急というのは、毎回私も言いますが、町で考えなければならない。医師会と連携して行いますが、町として考えることなんですけれども、もしこの共立湊病院が下田になるとしたら、中核病院となる下田と救急を含む医療体制、医療連携等も考えなければな

らないわけですから、この町内に対する1次救急の整備はどのように考えられておられるのか、また、どういうふうを考えてこれから行動していくのかを町長にお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、今の1次救急の体制ですけれども、まず賀茂圏域における1次救急であります、これは賀茂医師会と委託契約を締結して、そして平日夜間は在宅通知制、それから、土曜午後、日曜、祝祭日は在宅輪番制、こういったことで今対応しております。そして、診療所の医師の高齢化等によって、この体制の確保というのは非常に難しくなっているということも聞いております。そして、結果として、この1次救急は十分に機能していないということで、軽傷者であっても2次救急の医療機関へ、共立湊病院であるとか、あるいは西伊豆病院等に搬送されているということで、結果的に2次救急の医療機関の負担が大きくなっていくということのようであります。

また、平成20年度には賀茂医師会で夜間の救急センターの設置について提案がなされましたけれども、これも、この共立湊病院の移転の関係もあったりして、それぞれ各市町の考え方等も一致しない点もあったりして、進展していないのが現状であります。このような、今賀茂圏域の救急体制の状況でありまして、その中で、今共立湊病院がご承知のように、下田への移転ということで進めておるわけですけれども、この1次救急は、議員も申されるように、確かに我々の町の問題でももちろんありますし、この圏域の問題でもありますけれども、そういった状況下の中で、やはりそれぞれの医療機関とよく連携をとりながら、対応しながら、そして今の1次救急の体制が最低でも保たれるようなことではないかという思いでありますので、この問題は非常に難しい問題ですけれども、賀茂医師会であるとか、それぞれの医療機関とよく、またほかの市町とも連携をとりながら検討していきたいという思いであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） いろいろ、これまでどおりにしたいんだという形を言われておりますけれども、賀茂医師会としても、西伊豆のほうとの輪番制とかという形で、あるいは下田、南伊豆地区、あるいは東伊豆地区という形で、3つに分けた形の中で少しずつやっつけられて

るのかなと考えます。そうやって考えたときに、この共立湊病院の現在地へ1次救急の拠点をつくるべきではないかと、町として。一部事務組合としても考えなければいけないと思うんですけども、共立湊病院の現在地、跡地というとなんか聞こえが悪いものですから私は現在地と言うんですけども、現在地へ1次救急の拠点の施設等をつくって、そこから2次救急、あるいは3次救急、1次で済む方は1次でいいという形でできるのではないかと。それで、また東伊豆、河津等については、そちらでまた考えていただいて、拠点を整備してもらおうという形を考えてもらうんですけども、そういう形を考えられないのかなと。共立病院がなくなっても、1次救急だけは現在地で受け付けるんだと、町民の皆さん、安心してくださいますよという形を町民に対してのアピールも必要ではないのかなと私は考えますが、どうでしょうか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今の共立湊病院の跡地利用という言葉で申し上げましたけれども、このことについては昨日の一般質問でお答えしたとおり、この移動については、今ある病院組合の中の検討委員会、あるいは関係者で構成する、今後検討委員会等も立ち上げながら、全体的に考えていきたいという考えであります。その中でこの救急の問題ですけれども、これは大きく言えば賀茂圏域の問題でありますし、これは、賀茂医療協議会という検討する機関がありますので、その、全体的には問題になってくると思います。しかし、やはり今言われるように、東部であるとか、あるいは西部であるとか、南部であるとか、そういった区域的な考え方で1次救急というのはいかないと。なかなかきめ細かい医療サービスが受けられないということになると思います。ですので、私としては、今後そういった、賀茂圏域医療協議会等の場でそういう意見も述べながら、そういう中であって、やはり我が町の、今の共立湊病院の跡地利用の中の考え方の一つとして、今、清水議員が言われるように、ある意味では1次救急の拠点となるような、跡地利用の中でそれは、検討の中で考えていきたいという思いであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 1次救急も考えていきたいと言われましたので、その方向でお願いいたしますが、そこで、現在地を、拠点病院だけではなくて、拠点の1次救急だけではなくて、

また、そのほかにも利用を進めなければいけないのではないかなど。あそこは広大な土地ですから。ただ、建物を撤去して、残すものは残すという、昨日も答弁が言われましたけれども、そこを町としてこれから考えていかないと、一部事務組合とかのほうでは、南伊豆町のことはなかなか考えてくれないと思うものですから、こちらから提案していかないと、そういうものはできてこないのではないかなど。南伊豆町は提案しないと、ただ一部事務組合のほうの検討委員会で検討してくださいと言われても、遠い町だからどうでもいいやというふうに考える首長さん、あるいは担当者の方もおられるのではないかな。やっぱり、地元にある、南伊豆町にある敷地ですから、まして風光明媚な海、山があって、もしあそこを利用すればいろんな観光面、あるいは医療面とか利用できると思うんですが、そういうことについての町長等の考えをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

確かに、あれだけのすばらしい条件の備わった土地でありますので、下田へ移転した後、そういった面で有効に利活用されるように、地元の要望等が受け入れられるような体制づくりで今後臨んでいきたいという思いであります。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） こちらからも、南伊豆町からも、共立病院の現在地については、病院については提案していかないと、やっぱりできてこないだろうと、そういう形についたときに、いつも言いますが、医療のまちづくりとかという形が昔から言われていますけれども、共立病院がなくなっても医療のまちづくりを行うんだと、あそこで拠点として。あそこ、湯治客が来て、今、共立病院の言っている温泉を利用して湯治もできるし、温泉に入ることもできる、また、リハビリ等も行えるよと。それで、湯治という形ですから、近くの民宿へ泊まっていただけという形もできる話で、観光面もできるわけです。そういう形を考えていきたいなど。要するに、医療で滞在してもらえる町として、これからあその、現在地のところを検討していくような形を町長考えられて、あるいは担当のほうに指示をしてやっていると思いますけれども、それについての決意等をもう一回お伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 先ほど申し上げましたようなことで、今、議員が申されたこともよく頭に置きながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 次の質問にいきます。

庁舎建設についてでございます。

庁舎建設についてはいろいろ全協とかでも説明を受けておりますけれども、昨日も質問がありましたけれども、庁舎の内容については昨日聞きました。また、入札の考え等も、昨日質問がありましたけれども、それについての、もう一回確認いたしますけれども、答弁をお願いいたします。町としての考え方の報告等があったら、もう一度お願いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この庁舎建設につきましては、昨日の一般質問等でもお答えをしました。まず、基本的に庁舎建設の基本構想、それから基本計画に沿って、今、建設に向けて進めております。これはいろんな面での、庁舎としての機能だけでなく、機能を備えたものにしたいという考えでおりますので、そういったことも含めながら、今、詰めをしております。総体的には、建物としては3階建ての庁舎ということで、温泉公園の今あるところに建設をするという考えでおります。そして、入札の執行についての考えであります。これはもちろん、貴重な公金である町費を使つての建設でありますので、効率的にして、そして、より効果の得られるような建設を進めていきたいという思いでおります。そういう中で、南伊豆町内、それから近隣の特定の建設業者の指名競争入札による一括発注ということで考えております。それから、建設工事中、現庁舎の使用であるとか、利用についてであります。現庁舎を生かしたまま別の場所に建設をするということになりますので、使用、利用が可能であるわけであり、今の庁舎は。そしてまた、工事車両が多くなるとお思いますので、これについては町民の皆さん、あるいは庁舎を利用される皆さんについてご不便、ご迷惑をおかけすることのないよう、ご協力をお願いしつつ、職員の車両については庁舎敷地外に駐車場を確保するというので、まず来客と工事車両を優先していくということで徹底していきたいという思いでおります。

以上であります。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） その考えでいいと思うんですけども、工事中、やっぱり駐車場等も狭くなるという形で、今、答弁の中で、職員については外へという形だということでありまして、外へ用意するという形なんですけれども、どの辺、あるいはどういう形を考えられておられるのか、お伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

今、総務課で駐車場の候補地を何点か探しております。まだ具体的にここということはありませんが、役場を中心に候補地が3カ所から4カ所ございます。駐車台数につきましては、職員60台から70台を想定しております。近隣の職員で、車で通勤している職員、世に言う通勤手当が出ない職員がいるんですが、そういった職員については徒歩、または自転車、車両乗り入れは遠慮してくれというような前提で考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） それはそういう利用でいいんですけども、この駐車場用地を一応総務課で用意するんですけども、その駐車場代等はどう考えられておられるのか。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 現在、職員が月1,000円計算で年間1万2,000円、駐車場協力金ということで一般会計へと歳入があります。ただ、民間の土地を借りるとなると、その1,000円がどうかということはちょっと疑問があります。最終的に幾らで借りられるようになるのか、まだ何とも申し上げられない部分がありますけれども、例えば下田あたりですと、市の職員がお金を出し合って借りているというようなこともありますので、そういったことを参考にしながら、もう少し詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） なるべく近いところがあればいいんですけども、金額等が高くなっ

てはちょっと職員さん大変だろうし、あるいは、町のお金を出すのもちょっと大変かなと考えますので、そこをうまく考えてやっていただきたいなと思います。

車がごちゃごちゃになって、ほとんど身動きできないようなということはないようにしていただけたらな、そこが心配でこういう質問をしたわけですから、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（漆田 修君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで、10時25分まで休憩といたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時25分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 報第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 報第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が、平成22年3月24日に参議院本会議で可決成立し、3月31日に法律第4号として公布されました。4月1日から施行されることに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものであります。

条例内容の詳しい内容につきましては、町民課長より説明をさせます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（山本信三君） ただいま上程されました報第2号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例に関する専決処分について説明を申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）、地方税法施行例等の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）並びに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）が、平成22年3月31日に公布されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例につきましても改正する必要性が生じたので、平成22年3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

今回の税制改正においては、支え合う社会を連立するとともに、経済社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革の一環として、町税の改正を行うこととされた内容が、お手元の本文、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例であります。

これらの内容の資料としまして、報第2号説明資料をお配りしてあります。これにより改正の具体的内容をご理解いただけたと思いますので、これにより説明させていただきます。

南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての主要な改正点。

1、平成22年度改正の主な内容でございます。

個人住民税における扶養控除の見直し。①年少扶養親族に係る扶養控除廃止。②年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分、12万円の廃止。扶養控除額は33万円になります。

子ども手当等の給付金に対する個人住民税の非課税及び差し押さえの禁止。

非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する個人住民税の非課税。

企業グループ税制の改正に伴う法人町民税の所要の措置。

阪神・淡路大震災による被災住宅用地並びに被災家屋の所有者等が取得する家屋に係る固定資産税の特例措置等の廃止。

新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、適用期限を2年延長。

市町村たばこ税の税率引き上げ、旧3級品以外の製造たばこについて、1,000本につき3,290円となっておりますが、3,298円の間違いでございます。そこから4,618円になります。

2、個人住民税における扶養控除の見直しが行われ、次の改正が予定されている。

年少扶養親族に係る扶養控除の廃止。これは15歳以下零歳まで。

特定扶養親族のうち、年齢16歳から19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分、12万円が廃止され、扶養控除額は33万円とされます。

子ども手当や高校の無償化等の給付がなされた場合、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、個人住民税を課さないこととされ、地方税の滞納処分による差し押さえが禁止される。

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、給与から特別徴収の方法により徴収することができるとされています。

生命保険料控除が改組され、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除等については、各保険控除の合計適用限度額が7万円とされる。

給与所得者等が住宅資金の貸し付けを受けた場合の課税の特例、給与所得者が自己の居住の用に供する家屋又は敷地の取得をする際に受ける一定の経済的利益につき非課税とする特例については、平成22年12月31日の適用期限の到来をもって廃止される。

金融所得課税の一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年度から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせ、一定の非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について、所得税、個人住民税の非課税措置が導入される。

3、地方法人課税。

地方法人課税については、企業グループ税制の改正に伴い、法人町民税については、単位法人を納税単位としていることを踏まえた上で、所要の措置が講じられる。

4、資産課税。

資産課税については、阪神・淡路大震災による被災住宅用地並びに被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る固定資産税の特例措置が廃止される。また、新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限が4年延長される。

5、消費課税。

地方たばこ税の税率については、旧3級品以外の製造たばこの場合、市町村たばこ税

1,000本につき、現行3,298円が4,618円に引き上げられる。

以上が今回の改正でございます。これらの改正の施行日につきましては、本文5ページからの附則のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○11番（横嶋隆二君） これは、今回の法律改正の分に倣うものですが、反対の討論を行います。

その理由は、1点、個人住民税における扶養控除の見直しで、①年少扶養親族に係る扶養控除の廃止、②年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分の廃止とあります。これは、昨年政権交代が起こって、子ども手当の支給と引きかえにこういう措置がされております。これも一つの地方税法改正の特徴でありますけれども、現行21年度は、いわゆる子ども手当満額支給は2万6,000円と言われておりますが、これは財源の裏づけが明確にできていないということで、今年度はその半額支給がされます。現行の児童手当が廃止をされて1万3,000円、来年度の満額支給は未定だと。いわゆる財源についての見通しがなっていないという状況であります。

年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等々の問題に関しては、やはり真剣に少子化の問題、子育ての問題を考えると、こうした扶養控除を廃止すること自体が国政を進める上で誤りではないかという思いがあります。また、財源全体に関しては、こうした一定、一方で子ども手当の支給をやっているながら、財源の出資を消費税に求めるという議論をされています。こうした点で、低所得者、国民全般に負担を押しつける方向がこの改正と一体になって行われていて、一方ではべらぼうな内部留保を積んでいる大企業、この間の内部留保は10年間で

260兆円にも達しております。こうしたところに手をつけないあり方が、この一方であることを指摘して、この地方税法の改正に対して誤ったあり方ではないかという意見を付して反対します。

○議長（漆田 修君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

報第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 賛成多数です。

よって、報第2号議案は承認することに決定しました。

◎報第3号の上程、説明

○議長（漆田 修君） 報第3号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 報第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第10号）において、南伊豆町新庁舎建設実施設計業務委託料や地域活性化・きめ細かな臨時交付金に係る事業費を計上いたしました。平成22年度に繰り越した実繰越額1億4,809万6,000円を報告させていただくものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、報第3号の内容説明を申し上げます。お手元の計算書の一覧表をごらんいただきたいと思います。

平成21年度南伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書でございまして、全8事業、実繰越額1億4,809万6,000円となりました。

まず、第2款1項総務管理費、庁舎建設事業であります。南伊豆町新庁舎建設実施設計業務委託3,500万円が繰り越しでございまして、委託業者と去る4月5日に契約を締結しまして、建設検討委員会等と連動しまして、事務を進めております。

次に、2款1項総務管理費、地域づくり推進事業、緑の分権改革推進事業研究調査委託の3,000万円の繰り越しでございます。6月1日に町のホームページに公募型プロポーザルの実施要綱を掲載いたしました。7月1日のプレゼンテーション及びヒアリングを目指して、現在事務を進めているところであります。

次に、第3款2項児童福祉費、子ども手当事務、子ども手当システム改修委託357万円の繰り越しでございます。もうシステムは完了しまして、6月10日の第1回目の口座振り込みの支払い予定であります。

次に、5款1項農業費、農山村総合施設管理運営事務、差田グラウンドネットフェンス設置工事676万円の繰り越しでございます。地域活性化・きめ細かな交付金を活用した事業でありまして、5月14日にすべてが完了しまして、施設の検査等も終了しております。

次に、第6款1項商工費、銀の湯会館運営事業、銀の湯会館機械設備等改修工事及び設計施工管理委託でございまして、1,906万8,000円の繰り越しでございます。当事業も、差田グラウンド同様、きめ細かな交付金を活用した事業でありまして、5月10日に入札を執行しまして、現在施工中であります。

次に、第7款3項河川費、河川維持事業、鳥屋川の河川改修工事でありまして、2,350万円の繰り越しでございます。当事業もきめ細やかな交付金を活用した事業でありまして、現在施工中であります。

次に、第8款第1項消防費、防災施設管理事務、全国瞬時警報システムJ-A L E R Tの改修工事、797万5,000円の繰り越しでございます。現行のJ-A L E R Tにつきましては、J-A L E R T 2というシステムでございまして、これは、今後気象庁が状況に応じた放送ができるJ-A L E R T 3というものに改修したいものでありますが、いまだ国のシステムが未完成であるため、入札等がおくれております。7月末ごろになるのではないかというふ

うに予想しております。

次に、10款1項農林水産業施設災害復旧費、漁港施設災害復旧事業、現年再工事2,222万3,000円の繰り越しであります。気象状況に左右されたこと等により不測の日数を要しましたが、5月20日に完成いたしました。

以上、合計で1億8,846万3,000円のうち、実繰越額1億4,809万6,000円となりまして、財源内訳は、既収入特定財源が4,080万円で、これは庁舎建設基金及び地方債であります。また、未収の特定財源としましては、国庫支出金が5,933万2,000円、その他県支出金が3,627万5,000円、一般財源が1,168万9,000円の内訳となっております。

以上で、内容説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

以上で、報第3号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを終了します。

◎報第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 報第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 報第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第11号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、内容説明をさせていただきます。

平成21年度の公共下水道事業特別会計の年度末会計処理におきまして、一般会計の繰入金（公債費等繰入）に不足を生じたために、平成21年度一般会計のうち公共下水道事業特別会計繰出金を補正する必要が生じたためのものでございます。

それでは、補正予算（第11号）に基づきまして、説明させていただきます。

まず、9ページをごらんいただきたいと思えます。

3歳出、7款5項3目公共下水道費、421の公共下水道事業特別会計繰出金でございます。補正前の額は2億5,652万8,000円、補正額が130万円、計で2億5,782万8,000円、一般財源でありまして、28節の繰出金130万円でございます。公共下水道事業特別会計繰出金でございます。

7ページにお戻りください。

歳入でございます、11款1項1目地方交付税であります。補正前の額は21億8,625万9,000円、130万円の補正で、21億8,755万9,000円、第1節で地方交付税の130万円でございます。

6ページにお戻りいただきたいと思えます。

歳出合計で、補正前の額が50億2,290万円、補正額が130万円、計50億2,420万円、内訳としまして、一般財源が130万円でございます。

以上、内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

報第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の

諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、報第4号議案は承認することに決定しました。

◎議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第34号 南伊豆町固定資産評価員の選任についてを議題とします。
朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（漆田 修君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第34号 南伊豆町固定資産評価員の選任について、提案理由を申し上げます。

地方税法第404条の規定により、町長の指揮を受けて、固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員に町民課長が選任されておりましたが、4月1日付人事異動により町民課長に就任した山本信三君を新たに選任するため、提案する次第であります。

なお、任期は町民課長在任期間中であります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第34号 南伊豆町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第34号議案は同意することに決定しました。

◎議第35号～議第37号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第35号 人権擁護委員の候補者の推薦について、議第36号 人権擁護委員の候補者の推薦について及び議第37号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（漆田 修君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第35号、36号、37号の提案理由を申し上げます。

現在、南伊豆町内において法務大臣より委嘱されている人権擁護委員は5名ありますが、うち3名が平成22年9月30日をもって任期満了となります。推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に、市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されております。

湊894番地の41、山田政良氏、また大瀬439番地、山本善一氏、そして上小野444番地の1、永田裕子氏は、これらの諸要件を兼ね備えた方々であると思料されますので、引き続き選任いたしたく、提案をする次第であります。

なお、委員の任期は3年となっております。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第35号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第36号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第36号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第37号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は同意することに決定しました。

◎議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第38号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第38号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町印鑑条例第9条の印鑑登録証の亡失の届け出について、現在本人がみずから亡失の届け出をしなければならないとされており、登録証を受けている者に限定をしておりますが、印鑑登録証を亡失して手続に来られない方、町の介護老人福祉施設等の入居者などについて、代理人でも手続ができるよう改正をするものであります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邊君。

○10番（渡邊嘉郎君） この内容はよく私もわかるんですけども、ちょっと私、恥ずかしい話ですけども、ちょっとだけ総務課長、教えていただけますか。

その印鑑条例はいいんですけども、私はその住基カードというの、この印鑑証明をとるのに出てきませんよね。カードを差し出すこともないし。あれ、住基カードは何のために使うのかわかりたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町民課長。

○町民課長（山本信三君） お答えします。

身分証明書と同じでございます。それで、顔写真のある証明と、顔写真のない証明が2種

類ございます。よく印鑑証明を取得とか戸籍を取得するときに、身分証明がないと、今、情報機密条例の、そういうものに対して、この住基カードがあれば本人確認ができる。免許証のある人は免許証で本人確認ができる、そういうものでございます。

○議長（漆田 修君） 渡邊君。

○10番（渡邊嘉郎君） それは私もわかるんですけども、写真のあるのとないのと、私は写真入りでつくったんですけども、あれ何のためにつくったのかなと思って、ただの証明書。実際のところ、あの機械があれば、ATMみたいな形の機械があれば、自然に出てくるような形でどこでもとれるような方法じゃないと不便かなと思うので、その辺の、やはり私は、これは印鑑証明の条例ですけども、これはいいんですけども、私はその辺のことをちょっとこの場で、ちょっと違いますけれども要望しておきたいと思うんですが、どこでもとれる、どこの市役所に行ってもそういうものがあれば、そういうものを何とかできないのかなと。

〔「住民票とれるよね」と言う人あり〕

○10番（渡邊嘉郎君） 住民票を受け取っている人だけど、何のためのカードかわからないので、お願いしたい。

○議長（漆田 修君） 町民課長。

○町民課長（山本信三君） 失礼しました。

住民票等はその住基カードなんかで、ほかの市町村でもこの町の住民票がとれるようになっています。

〔「印鑑証明もとれる」と言う人あり〕

○町民課長（山本信三君） 印鑑証明はとれないです。

○議長（漆田 修君） 渡邊君。

○10番（渡邊嘉郎君） その辺を、各町に行って、いろんな形のを1市5町で、できれば賀茂郡内だけでも助かるかなという気もするものですから、そして、それを県内どこでもとれるようになっていくんでしょうけれども、この印鑑証明も何とか話し合いができないのかなということを、ちょっと要望しておきたいかなと。

以上です。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第38号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第39号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例及び南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第39号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例及び南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

国において、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律、並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、平成22年6月30日から施行されるところであります。これらの法律の施行に伴い、当町職員の育児休業等に関する条例及び当町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定す

るものであります。

詳細につきましては、総務課長により説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、議第39号議案の内容説明をさせていただきます。

お手元の条例改正案に基づき説明させていただきます。

ちょっと長いんですが、まず、改正する条例案の1枚目、上段のほうに第1条と書いてございます。これが育児休業等に関する条例の一部改正。その下に第2条中というのが書いてありますが、それは育児休業の条例の各条項の改正案でございます。

それから、大きく分けまして、次のページ中段に第2条というのがございます。これが、第2条が南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の内容でございまして、この第2条の下が一部改正と。8条の2というところからが改正の内容となっております。

大きく分けて、1条と2条というふうに分かれておりますので、この資料に基づきまして説明させていただきます。

改正条例の第1条は、当町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでありまして、同条例第2条の育児休業をすることができない職員の規定を、職員の配偶者の就業の有無ですとか、育児休業の取得の有無にかかわらずなく、職員は育児休業をすることができることとする改正、並びに、非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整備をするものでございます。

また、第2条の2を追加いたしまして、育児休業法第2条第1項ただし書きの、人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間を57日間と規定して、同条例第3条では、育児休業第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情として、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらずなく、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児休暇を取得した後、3カ月以上経過した場合には再度の育児休業をすることができることとする改正であります。

第5条におきましては、職員以外の子の親が、状態としてその子を養育することができることとなった場合におきましても、育児休業の取り消し事由には当たらないこととする改正であります。

第9条におきまして、職員の配偶者の就業の有無ですとか、育児休業の取得の有無等にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができるとする改正、並びに常勤職員及び臨時に任用される職員に関する規定の整理であります。

第10条におきましては、13条の改正に伴う規定の整理と、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児短時間勤務をした後、三月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができることとする改正であります。

次のページでございます。

第13条では、職員が育児短時間勤務により養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取り消し事由には当たらないこととするという改正であります。

第19条では、職員の配偶者の就業の有無ですとか、育児休業の取得等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができるとする改正等でございます。

続きまして、条例第2条は、当町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

同条例の8条の2に、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するため請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き時間外勤務をさせてはならないことを規定しているものでございます。国等の子育て支援の法律改正等を反映した改正内容であります。ちなみに、現在育児休業を取得している職員は、年間大体1人から2人、本年度につきましては、6月1日で1人復帰いたしまして、現在1名職員が休暇取得中であります。

以上で、内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第39号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例及び南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第40号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第40号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴うもので、課税限度額の引き上げ及び応益割額、均等割、平等割、6割、4割軽減を7割、5割、2割軽減への変更と、非自発的失業者の保険税の軽減制度の導入が主な内容となっています。課税限度額の引き上げは、限度超過分の財源を確保することにより、将来の保険税率改定時における中間所得者層の負担軽減につなげるものであり、応益割額の軽減割合の変更は低所得者層の負担を軽減するものであります。また、非自発的失業者の保険税軽減措置は、倒産、解雇等の事業主都合により離職された方や、雇用期間満了などにより離職された方について、以前加入していた健康保険の保険料水準以下になるように手当てする措置であります。

なお、詳細につきましては、町民課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお

願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（山本信三君） ただいま上程されました、議第40号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての説明を申し上げます。

この改正は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたこと等により、当町の国民健康保険税条例の一部改正をするものでございます。

改正の内容は、1、課税限度額の引き上げ。医療分の課税限度額47万円から50万円に引き上げです。後期高齢者支援分の課税限度額12万円から13万円に引き上げです。介護納付分の課税限度額9万円から10万円に引き上げです。

2として、減額賦課の応益割合基準の緩和でございます。国民健康保険税を減額賦課する際、応益割合にかかわらず、7、5、2割軽減を可能とするものでございます。これは、現行6、4割軽減から7、5、2割軽減に変更するものでございます。

3として、非自発的失業者の保険税の軽減でございます。非自発的失業者の国民健康保険税について、失業から一定の期間、前年の給与所得を100分の30として算出いたします。

4つ目です。被保険者であった者の保険税軽減、条例減免の延長。地方税改正外のもので、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被用者から国保被保険者となった者に係る保険税については、資格取得から2年間、後期高齢者と類似の保険税軽減措置を町国保税条例により実施していますが、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置は当分の間（後期高齢者医療制度廃止までの間）継続されることから、国保においても当分の間継続するものであります。今後とも医療費はふえる一方、加入者の増額は見込めない中で、全体的にはより所得のある方に負担をお願いするものでございます。

以上が、今回の改正でございます。施行期日については、次の本文3ページからの附則をごらんください。

附則、施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、附則第13項及び附則第14項の改正規定については、平成22年6月1日から適用する。

適用区分でございます。

2、改正後の南伊豆町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以降の年度分の国民健康

保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第40号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第41号及び議第46号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第41号 南伊豆町農山村総合整備事業施設の設置及び管理に関する条例及び南伊豆町農山村総合整備事業施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について並びに議第46号 町有財産の処分についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第41号 南伊豆町農山村総合整備事業施設の設置及び管理に関する条例及び南伊豆町農山村総合整備事業施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について及び議第46号 町有財産の処分について、一括提案理由を申し上げます。

本案件は、現在、町営一丁田グラウンドとして利用している施設であります。一丁田グラウンド施設は、昭和56年度、農村地域定住促進対策事業により地域住民の体力、健康増進の向上を図るため、農村広場として設置をされました。当時、町内には野球などのスポーツ、レクリエーションを楽しめる広場もなく、唯一の施設として町内各地区チームによる野球、ソフトボール、少年野球、少年サッカーなど、地域住民の健康増進に広く活用されてまいりました。しかしながら、南伊豆町における人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化、夜間照明設置などによる差田グラウンドへの使用者の移行など、一丁田グラウンドの利用は減少してきております。さらに、ネットフェンスなど、施設の老朽化に伴い、今後の整備、管理、運営について、平成21年度から検討をしてまいりました。

地元区長、関係者のご意見などを聞きながら、庁舎内関係各課等で検討し、所有者である伊浜財産区管理組合で検討していただいたところ、グラウンドとして引き続き有効利用し、地域住民への健康福祉の増進を図るとともに、町内外のスポーツ関係団体などに貸し出し、練習や公式戦の誘致をし、地域の認識への波及効果など、地域の活性化を図ることとなりました。つきましては、平成13年4月15日に取り交わした土地使用賃借契約書により、土地の返還については現況で返還するとあり、組合所有地の返還並びに当該町有施設の無償譲渡をしたいと存じます。これに伴い、同施設を規定する南伊豆町農山村総合整備事業施設の設置及び管理に関する条例並びに南伊豆町農山村総合整備事業施設使用料徴収条例の一部を改正する条例を制定するものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第41号 南伊豆町農山村総合整備事業施設の設置及び管理に関する条例及び南伊豆町農山村総合整備事業施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第46号 町有財産の処分については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 賛成多数です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第42号 南伊豆町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第42号 南伊豆町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

本条例改正案は、消防団員が災害出動等に際し、職務遂行したことが原因により死亡、または障害の状態となったとき、当該団員またはその遺族に賞じゅつ金を授与することとなり、賞じゅつ金支給限度額が改正されましたので、本条例の一部を改正させていただきたくご提案をいたしました。

条例改正の内容につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、議第42号の内容説明を申し上げます。

主要な改正でございますが、まず基金の名称が、消防団員等公務災害補償責任共済基金から消防団員等公務災害補償等共済基金に変更されたことに伴う改正であります。あとは句読点等を加えると、そういった軽微なものでございます。

2番目の大きな改正でございますが、別表第1及び第2の支給額の引き上げでございます。別表第1は殉職者賞じゅつ金でございます、区分に応じて100万円から400万円という引き上げでございます。別表第2は障害者賞じゅつ金でございます、区分に応じて60万円から200万円ぐらいまでの引き上げとなります。

幸いにも、近年本町を初めとする消防協会賀茂支部管内では該当者はありませんが、昨年度中、平成21年度中の県内の支給状況は、殉職者が1人おりました。障害者適用が1人おりました。あと、休業見舞いが4人です。支給総額が1,201万4,000円の支給総額となっております。

なお、賞じゅつ金に係る負担金につきましては、4万2,000円を当初予算で計上済みであります。

以上で、内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邊君。

○10番（渡邊嘉郎君） この条例は、私も大賛成でございますけれども、その一方、1つだけこの機会を使って要望だけ申し上げたいなと思います。

消防団員が南伊豆町の事業所には随分勤めていると思います。農業上、あるいはほかの個人事業所。そういう事業所をやはり1年に一遍ぐらいは、1年に1事業所だけでもいいから、感謝の意味を込めて、あるいは表彰規定に準じ表彰していけば、やはり事業所としては、消防のために大変な思いをして出している。そういうことも考えるべきかなというふうに、この場をかりて

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 近年、消防団員の確保は困難ということで、静岡県におきましては、既に大学等へパンフレットを持って勧誘に行っているという中で、町内の企業、ニシムラ含めて近隣の企業の皆さんには、消防団員の確保をしていただいて、本当に感謝いたします。我々もそういったことを、今考えておりまして、あと県が、ことしに入りまして、自民の改革会議が消防団の支援条例の検討を始めたよと。これは税の減免ですとかということも含めて検討しているようですので、そういったことにあわせて、今後出初め式での表彰とか、そういったことも検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（漆田 修君） 渡邊君。

○10番（渡邊嘉郎君） ぜひそれは進めていただければと思います。やはり事業所もそれだけのことを認められているんだという気持ちになって、大変熱心な勧誘もするだろうし、その辺を気持ちよく出せるようにしていただければなというふうに思います。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第42号 南伊豆町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第43号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第43号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由を申し上げます。

本案は、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数が減少していることについて、当広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第43号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第44号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第44号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由を申し上げます。

本案は、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少していることについて、当広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第44号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第45号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田 修君） 議第45号 南伊豆町吉祥体験農園の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第45号 南伊豆町吉祥体験農園の設置及び管理に関する条例制定について、提案理由を申し上げます。

平成20年3月に、吉祥区内の伊豆急行株式会社所有地、合計約72ヘクタールの譲渡を受けましたが、そのうち特定農地として約1.5ヘクタールを所有しており、当該該当地の有効活用について、庁舎内関係各課で構成する吉祥町有地活用プロジェクト会議で検討してまいりました。その結果、遊休農地となっている約1.5ヘクタールの特定農地を活用した体験農園の実施が示され、本年度、特定農地1.5ヘクタールのうち1500平米を体験農園として整備し、実施することといたしました。これに伴い、南伊豆町吉祥の体験農園の設置及び管理に関する条例を制定し、円滑な体験農園の運営及び管理を図りたいと存じますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

本案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、議第45号議案を第2常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第47号及び議第48号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第47号 和解について及び議第48号 損害賠償の額を定めることについてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第47号 和解について、提案理由を申し上げます。

本年1月14日午前11時25分ごろ、国道135号線河津町見高において公用車を運転していた当町職員が、前方不注意により追突事故を起こし、相手方車両を破損させる事故が発生いたしました。当方は職員1名が乗車、相手方は2名が乗車しており、職員は軽傷、相手方1名につきましては、2月19日時点において完治、もう1名につきましては現在も通院治療中があります。治療費につきましては、全額保険で対応可能であります。

本案件の和解内容は、当該事故により破損した相手方車両の修理費等の実費を賠償金として支払うことにより、車両の破損の件について、裁判上、裁判外を問わず、一切の異議申し立て、請求及び訴えの提起等を行わないとするものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

引き続き、議第48号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

本案件は、先ほどの議第47号の事故に係る相手方車両の修理費等について、損害賠償金として支払う額を決定するものであります。損害賠償の額は72万8,056円とさせていただきました。この額は、車両修理費59万9,056円、レッカー車使用料4万2,000円、代車使用料8万7,000円の合算額となっております。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第47号 和解については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第48号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第49号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第49号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

補正予算額1,045万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億6,345万6,000円

とするものであります。補正の主なものは、自動車事故対物損害賠償金30万5,000円、ウイルス対策ソフト入れかえに伴うサーバー購入費50万円、自治総合センターコミュニティ助成事業補助金120万円、伊浜漁港東防波堤補修工事300万円、中央公民館空調設備移設工事111万2,000円などをそれぞれ追加し、1,045万6,000円を増額補正するものであります。また、これらの歳出に対応する財源として、県支出金102万8,000円、繰入金2万4,000円、繰越金741万3,000円、諸収入199万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、議第49号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）の内容説明をさせていただきます。

お手元の資料13ページ、歳出から説明させていただきます。

まず、2款1項1目一般管理費、20の一般管理事務でございます。旅費委託料を計上いたしました。これは、ジャングルパークの裁判に係る東京高裁への出張旅費及び弁護士への訴訟代理の業務委託料でございます。

それから、その下の14、19、使用料、賃借料と19の負担金等につきましては、組み替えでございます。増減なしであります。

それから、22の補償補てん及び賠償金30万5,000円を計上させていただきました。先ほどの議決いただきました和解の関係の損害賠償でありまして、72万8,056円総額でございますが、保険適用が42万4,000円支払われます。その差額の30万4,056円分、切り上げまして30万5,000円の補正をお願いしたいものであります。

次のページをめくっていただきたいと思います。14ページでございます。

47の電算管理費、49の情報系業務電算事務でございます。これは、12の役務費で物品廃棄手数料、18の備品購入でございます。廃棄のパソコン、ワープロ等15台分でございます。非常に秘密を要する廃棄でございますので、特定の業者が集めるという情報が入りましたものですから、急遽計上させていただいたものであります。18の備品購入50万円でございますが、当初予算でウイルス対策ソフト150ライセンスを購入いたしました。予想以上に容量が大きくなったものですから、大容量サーバーを購入させていただくものであります。その下の60

地域づくり事業でございますが、120万円でございます。自治総合センターのコミュニティ助成事業でございます。これは、下流の公民館の舞台の幕でございます。

それから、次のページに移ります。

3款民生費、2項児童福祉費でございます。中段の195児童福祉施設運営事務でございます。11の需用費でございます。33万8,000円でございます。これは、4月に運用を開始しました保育所用のマイクロバスでございますが、バックライトモニターがついていなかったものですから、より安全を確保するという意味からも、バックライトモニターをつけてというものでございます。その下の使用料及び賃借料につきましては、旧手石保育所の建物の敷地の賃借料でございます。

次のページ、17ページに移っていただきたいと思っております。

5款1項3目の農業振興費の288農業振興事業でございます。これは、旅費と使用料及び賃借料を計上させていただきました。これは、以前から議会でも話題になっております有害獣の食肉加工場の視察の分でございます。栃木県、群馬県方面へ行くということで、職員3人分を計上させていただきました。交通手段はマイクロバスを使うということでございます。その下の289の水田農業経営確立対策事業につきましては、臨時賃金、消耗品等を主に計上させていただきました。

18ページに移っていただきたいと思っております。

2の漁港施設維持費、332の漁港施設補修事業でございます。補正額は300万円でございます。工事請負費300万円、漁港施設維持補修工事でございます。昨年の台風の災害復旧に伴う伊浜漁港の既存部分の補修ですとか、予想以上に出ました巨石の処理等をするものであります。

それから、その下の7款1項1目の土木総務事務4万6,000円の補正額でございますが、これも総務管理のところと同じようにジャングルパークの裁判、これ道路関係でございますが、伴う旅費でございます。

それから、20ページでございます。

これは、私ども事務局のミスというか、ちょっと機械処理上すみません。これは全く、本来でしたらない用紙でしたけれども入ってしまいました。気がつかなくて申しわけありませんでした。すみませんでした。

それで、次の7款4項1目港湾管理費でございます。409港湾管理事務が22万8,000円の増でございます。これは手石港の陸間の操作委託、3基追加されまして、7万5,800円の3

基、これ10分の10が県費でございますが、委託料として22万8,000円の増ということでございます。

続きまして、22ページでございます。

9款2項の1学校管理費の472小学校管理事務でございます。27万円の補正増でございます。これは、施設修繕料といたしまして、旧手石保育所から南中小学校の給食室にエアコンを移設したいということと、南中小学校のガス庫と浄化槽が地盤沈下を起こしているということで、急遽修繕することになりましたので、修繕料としまして27万円計上させていただきます。

それから、24ページをごらんください。

9款5項2目公民館費でございます。510公民館管理運営事務でございます。111万2,000円の補正で、工事請負費でございます。中央公民館空調設備移設工事でございます。現在、教育委員会事務局が入っております事務局、教育長室、2階の講義室、1の部屋でございますが、空調が効きません。それで、これを根本的に直そうとしますと1,000万円以上かかるんですが、また新規ですとやっぱり240万円ぐらいかかるそうでございます。たまたま農業試験場が解体するということで、農業試験場にありました空調設備をいただけることになりまして、これの移設工事を急遽計上させていただいたものであります。

それでは、歳入のほうを説明させていただきます。7ページにお戻りくださいませ。

歳入であります。16款2項2目民生費県補助金でございます。80万円の補正でございます。県の安心子ども基金事業補助金でございます。歳入のほうですと放課後児童クラブですとか、母子衛生事業のベビーマッサージ教室に充当いたします。

次のページ、8ページ、県支出金の土木委託金でございますが、22万8,000円、先ほど言いましたように、手石の陸間操作委託料でございます。

飛んでいただきまして、10ページをごらんください。

20款1項1目の繰越金でございます。741万3,000円繰越金でございます。前年度繰越金を充当いたします。

次のページ、21款3項1目貸付金元利収入でございます。補正前の額がゼロ、補正額は1ということで、継続審議になりました債権管理条例の絡みでございます。我々がちょっと勘違いした部分もありましてゼロということでしたけれども、科目存置として災害援護資金貸付金元利収入ということで1,000円、科目存置で計上させていただきました。

次のページ、12ページでございます。

21款4項4目雑入でございます。199万円の補正額でございます。自治総合センター助成金が120万円、これは地域づくりということで下流の公民館の舞台、あと、営農計画書郵送負担金ですとか、戸別所得補償推進事務費補助金等がございます。

6ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳出合計であります。補正前の額39億5,300万円、補正額1,045万6,000円、計39億6,345万6,000円でございます。財源内訳としまして、国・県支出金が102万8,000円、その他が199万円、一般財源として743万8,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉君

○4番（稲葉勝男君） 17ページの5款3目農業振興費の中の農業振興事業で、食肉加工場の視察ということで、先ほど説明を受けたんですけども、この食肉加工場ができるということは非常に皆さん期待しているところでもありますし、この食肉加工場の視察に行くメンバーはどういう方が行かれるのか。それで、今この食肉加工場の建設というか、そこらはどのような程度に進んでいるとか、規模だとか、そういうものまで検討されている、この後検討されるのか、その辺の説明を1点お願いします。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） ただいまの加工施設につきましては、これから立ち上げるべく、農業振興会のメンバーですとか、あるいはNPOの湯けむりの会と話を進めておりまして、それから、視察先でございますけれども、栃木県、また群馬県等々の先進地を予定しております。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

○4番（稲葉勝男君） これから立ち上げるというんですが、これ、前にも議会で、私は行ってないんですけども、以前議会でも行って、いろいろ視察してきたと思うんですけども、ぜひこれは視察だけで終わらないように。まだ立ち上げていないということなんですけれども、これは絶対立ち上げるような努力、これだけはしていただきたいというふうに思うんです。

以上です。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） また有害獣対策、またブランド品づくり等々にも、加工場は活躍すると思いますので、ぜひとも先進視察への形にしたいと思います。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第49号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第50号 平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第50号 平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本案は、7月1日施行の改正地方税法による、非自発的失業者の国民健康保険税軽減措置に伴う基幹電算システム改修が主な内容となっております。

歳出では、一般管理費のうち国民健康保険システム改修委託料を105万円追加し、これに対応する歳入では、特別調整交付金を105万円増額するもので、歳入歳出予算の総額を14億4,257万7,000円とするものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第50号 平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第50号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第51号 平成22年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第51号 平成22年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年度老人保健特別会計の清算に係る所要額を計上するものであります。歳入では、国庫支出金のうち過年度分を2万5,000円、県支出金のうち過年度分を6,000円増額し、歳出では、諸支出金のうち償還金を7,000円、一般会計繰出金を2万4,000円増額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を213万7,000円とするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第51号 平成22年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（漆田 修君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

あすより6月11日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会します。

なお、委員会付託された議第45号議案審議のため、本日13時より第2常任委員会を開催するので、委員会室にお集まりください。

委員以外の議員も、出席をお願いします。

以上です。ご苦労さまでした。

散会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

署 名 議 員 竹 河 十 九 巳

署 名 議 員 谷 正

平成22年6月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成22年6月11日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議第10号 南伊豆町債権の管理に関する条例制定について
日程第 3 議第45号 南伊豆町吉祥体験農園の設置及び管理に関する条例制定について
日程第 4 南伊豆町農業委員会委員の推薦について
日程第 5 発議第4号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書
日程第 6 各委員会の閉会中の継続調査申出書
日程第 7 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	藤原富雄君

建設課長	飯泉孝雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教委事務局長	大野寛君	上下水道課長	山田稔君
会計管理者	奥村豊君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文
--------	------	----	------

開会 午前9時30分

◎開会宣告

○議長（漆田 修君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成22年6月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（漆田 修君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（漆田 修君） これより、本会議第3日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田 修君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 竹 河 十九巳 君

2 番議員 谷 正 君

◎議第10号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第10号 南伊豆町債権の管理に関する条例制定についてを議題とし

ます。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 竹河十九巳君登壇〕

○第1常任委員長（竹河十九巳君） 第1常任委員会に付託されました議第10号 南伊豆町債権の管理に関する条例制定については、3月11日と5月28日の両日、第1常任委員会が開催されました。

開催月日及び会場、平成22年3月11日、南伊豆町役場3階委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前10時43分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局、事務局長以下、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、議第10号 南伊豆町債権管理に関する条例制定について。

審議中にあった意見、または要望事項。

議第10号 南伊豆町債権の管理に関する条例制定について。

質問は問、答弁は答という形で報告をいたします。

問 債権放棄の場合には、報告、または公示は。

答 議会軽視にならないようにする。

問 規則に債権放棄するときは議会の同意と公表することを明示しては。

答 不納欠損は年度末に行うので、予算決算常任委員会に報告する。

問 規則、要綱の変更は、議会に報告する定めが必要では。

答 検討する。

問 債権放棄に代理弁済等の権利を有しておくべきでは。

答 地方自治法で処理できるが、事務レベルで処理できるようにしたものである。

問 定めに従って納めている者が不公平感を感じるのでは。

答 不公平感を感じないように推進する。

問 税を納めない人が出るのでは。

答 5年で単純に債権放棄するものではない。時効中断等の方策をとった後に行うものであり、不公平感の感じないように実施する。

問 住民監査請求が出るのでは。

答 返済能力がある者を対象にしたものではない。

問 滞納延滞金は。

答 一月までは7.3%、その以後は14.6%である。

問 複数チェックができるよう議会との協議事項を設けては。

答 議会報告に努める。

問 この条例の滞納整理の対象は。

答 伊豆半島沖地震と昭和50年代の3回の水害、計4回の災害についての災害援護資金の滞納整理を念頭に入れたものである。

問 滞納整理は税のほかは。

答 下水道の加入促進がある。

問 税を参考にすると、業務に従事する職員の身分は。

答 徴収員等の資格が必要。

5月28日の報告をいたします。

開催日及び会場、平成22年5月28日、南伊豆町役場3階委員会室。

会議時間、開会午後0時40分、閉会午後1時5分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局、事務局長以下、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、議第10号 南伊豆町債権管理に関する条例制定について。

委員会決定、修正案のとおり決定すべきものと決定。

南伊豆町債権管理に関する条例制定については、町長より修正案が当日委員会に提出され、審査を行った。修正案については、原案の第6条第1項を、「町長は、その他の債権について、次の各号いずれかに該当するときは事前に副町長、会計管理者、総務課長、当該債権担当課長等との協議を経た上で、当該町の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる」と改め、同条第1項第1号を、「当該町の債権につき消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ次のいずれかに該当するときは」に改め、同条第2項として、「町長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない」を追加したものである。

審議中にあった意見または要望事項。

問 氏名、金額等の公表は。

答 氏名の公表はしない。

問 役場庁舎前の掲示板には氏名が公表されているが。

答 法に基づく公示送達なので、氏名は公表してある。

問 議会報告はどのような方式ですか。

答 債権管理条例資料にある北海道室蘭市の例による。

以上です。

○議長（漆田 修君） 委員長の報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第10号 南伊豆町債権の管理に関する条例制定については、修正案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 賛成多数です。

よって、議第10号議案は修正案のとおり可決することに決定しました。

◎議第45号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第45号 南伊豆町吉祥体験農園の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2 常任委員長。

〔第2 常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○第2 常任委員長（長田美喜彦君） 本委員会に付託された議第45号 南伊豆町吉祥体験農園の設置及び管理に関する条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、議会規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、平成22年6月9日、南伊豆町役場3階委員会室。

会議時間、開会、午後1時00分、閉会、午後1時25分。

委員会の出席状況は記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、議第45号 南伊豆町吉祥体験農園の設置及び管理に関する条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

問と答で報告いたします。

問 条例案第10条、町長は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは使用料を減額し、または免除することができる。（1）公共性の高い団体が体験農園を試験圃場として使用する等、町長が公益上必要と認めたとき免除とあるが、この条例の始まりは農業を生業にしている者が借りるのは該当しないであろう。指定されている農地であるので、公共性の高い団体の中の農業関係の団体等が含まれ、公共性が高いとのことで試験的に圃場を使用して、それを自分のところへ持ってきて販売する場合、そのような場合はどちらに入るのか。最初から受け付けないのか。

答 それは、下田高校南伊豆分校の生徒や、あるいは技術研究センター等農業を糧にしている機関のことである。

問 公共性の高い団体とは、下田高校南伊豆分校等のことであるのか。

答 そのとおりである。

問 本条例を施行し、事業を進めるわけであるが、農地部分の登記名義はどうなっているのか。農地も南伊豆町になっているのか。

答 登記簿は確認していないが、売買ではなく寄附であるので、南伊豆町となっているはずである。

問 農地であるので、南伊豆町として登記できないので、この形で農地部分を農地法の関係で南伊豆町名義にすると解釈しているが。

答 南伊豆町が農地を所有できないので、農地法による特定農地貸付法によって網をかぶせ、約1万5,000平米は特定農地貸付規定を設けて、農業委員会の承認を得て運営する。登記上の名義は確認していない。

問 その伏線としてこれをやるのであろうと推測するが、確実に進めてほしい。確認をしたい。

答 当該土地の名義の件は、平成20年3月6日付で賀茂郡南伊豆町に登記済みである。

問 このプロジェクトの正式名称は。

答 吉祥町有地活用プロジェクトである。

問 人数は何人で、どのような構成メンバーか。

答 当初は副町長、企画調整課、産業観光課、総務課及び建設課で構成していた。

問 産業活性化の面で、伊豆急行から提供していただいた広大な土地、場所を今後どのようにしていくのか。昨日の一般質問でもあったが、一部を体験農園とするのは結構であるが、全体のマスタープランの中から一部の利活用を考えるのが順序である。全体的な構想はあるのか。

答 全体では72ヘクタールであるが、プロジェクト会議の中では、最初に手をつけることができることからスタートした。72ヘクタール全体の有効活用は、今後見出していくことになる。

問 72万平米の遊休地を、南伊豆町としてどのようにするのか。地球環境が叫ばれている中、当町においては自然がたくさんある。そのようなことから、この地域をどの方向に持っていくのかを示してもらわないと体験農園だけで寂しい気がする。

答 伊豆急行から譲っていただいた、この非常に広大な土地を審議していただいているが、農地の問題がある。後の利用については、庁内プロジェクトだけではなく、例えば広範囲の専門的な知識を持っている人、地元の人や議会、そのような方々の土地利用の検討会を立ち上げるべきと思っている。それにより、広範囲にわたるいろいろなものが考えられる。今回は、説明のように市民農園という限定された利用目的であるが、この農地を先に方向づけしようと、条例制定をお願いした。全体的な土地利用については今後であり、前段で庁内会議を進めて、素案づくりに近く入る考えを持っている。

問 条例制定はよくわかる。内容については反対しない。

直近の病院の例では、一括発注、プロポーザル方式で、最初は提案があるのかと不安があったが、大手を含めて7カ所、前向きな提案があった。場所を設定して情報化をして、提案を求めてゆくとよい提案が集まる。

環境省、経済産業省が中心となり、エコビジネスへの芽を見つけて、育てるエコジャパンカップというのを国の指導でやっている。日本政策投資銀行や、三井住友銀行の金融機関や後援には全県も含めて支援体制をとっていて、今まで5回ぐらいコンテストを募集している。そのようなところにプランを当てはめるとか、南伊豆町でプロジェクトを募集するとか、町民や町外へのメッセージを発して、提案があれば事業化するとか、いろいろな提案を募集するのは可能と考える。庁内プロジェクトだけでなく、町内外の有識者等を含めて情報提供をし、公募型で提案いただく試みは。

答 町内外の方々からの町有地についての利活用についての提案は、庁内プロジェクト会議の中で、現農地の部分利活用で条例制定し、市民農園をスタートすることで議会に提案している。7万2,000平米の広大な土地であるが、多くは山林、原野、民有地が飛び地、虫食い状態にかなり存在しているのが現状である。提案も十分検討しながら、農地部分については進め、確固たるものにして検討したい。

意見要望 市民農園は理解できるが、広大な土地を遊ばせておくのはいかがなものか。ぜひ前向きな取り組みをお願いします。

問 条例案4条、体験農園の管理運営は町が行うものとする。2、町は体験農園を常に良好な状態に管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならないとある。また、別表（9条関係）で使用料1区画につき年額平米200円とあるが、これの算出根拠は。平米200円だと1区画3万円となる。それで町が管理運営するとのことであるが、可能なことで使用料を算出してあるのか。

答 平米200円については、近隣の市民農園等を参考にして決定した。採算性についてはそれぞれの市民農園、体験農園、場所や条件により違うと考える。当面はこれでスタートし、区画、圃場の整備、水利や有害のイノシシ対策などを計上している。

問 管理しながら進めていくには、平米200円ということなのか。

答 他の施設を見て、当面はこれでスタートし、状況に応じて相談するとある。

意見要望 先日の議会全員協議会でも説明があったので、1区画150平米なので、当面はこれでよいと思う。

以上であります。

○議長（漆田 修君） 委員長の報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第45号 南伊豆町吉祥体験農園の設置及び管理に関する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は可決することに決定しました。

◎南伊豆町農業委員会委員の推薦について

○議長（漆田 修君） 日程第4、南伊豆町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は3名とし、石井好美君、金子勲君、土田光夫君、以上の方を推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員は、石井好美君、金子勲君、土田光夫君、以上の方を推薦することに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 発議第4号 永住外国人の地方参政権付与に反対する意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。

清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 発議第4号でございます。

永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、南伊豆町町会議員、清水清一、賛成者、南伊豆町町会議員、稲葉勝男、同じく長田美喜彦、同じく谷正、同じく梅本和熙、同じく渡邊嘉郎、同じく齋藤要、同じく保坂好明でございます。

内容説明は朗読をもって説明とさせていただきます。

永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書。

政府・与党では通常国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがあります。

我が国に在住する外国人に対する地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくりに工夫が必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与については民主主義の根幹にかかわる重大な問題であります。

日本国憲法第15条第1項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第93条第2項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されています。

また、平成7年2月28日の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし「それは地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指す」と指摘しています。

よって、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があると考えざる

を得ません。

したがって、拙速な結論を出すことには強く反対し、国会及び政府にあつては法案を提出、審議する場合には、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分に聞くよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上でございます。

〔「提出先」と言う人あり〕

○6番（清水清一君） 次のページがございました。

意見書提出先、衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、江田五月殿、内閣総理大臣、菅直人殿、財務大臣、野田佳彦殿、総務大臣、原口一博殿、国家戦略担当大臣、荒井聰殿、内閣官房長官、仙谷由人殿。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第4号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 賛成多数です。

よって、発議第4号は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続調査申出書について

○議長（漆田 修君） 日程第6、各委員会の閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、地域医療問題調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（漆田 修君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、お手元に印刷配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に印刷配付したとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（漆田 修君） 本日の議事がすべて終了したので、会議を閉じます。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成22年6月南伊豆町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

署 名 議 員 竹 河 十 九 巳

署 名 議 員 谷 正